別表(第2条、第5条第1項、第8条第1項、第12条第2項、第13条第3項関係)

課名	事業名	補助対象経費	補助対象	補助事業者等 (補助事業者と事業主	補助率 又は	計画変更申請要件	交付決定前 着手承認の	事業計画承認申請		状況報告 績報告
			期間	体が異なる場合はそ れぞれ表示)	補助金額		適用除外の 有無	の要否	報告時点	報告期限
団体支援課	1 森林組合組織・ 経営基盤強化総合 対策事業	系統体制支援事業 森林組合役職員の資質向上や地域森林管理 の効率化等のための研修及び森林組合に対し て行う以下の指導助言に要する経費 ①財務基盤の整備強化に向けた取組みに対 する専門家派遣による指導助言 ②労働安全確保に向けた取組みに対する専 門家派遣による指導助言	ら事業完了 の日又は 3 月 31 日ま		2分の1以内	 補助金額の増減 事業内容の主要な 部分の変更 	有 (第9条第2 項第 3 号該 当)	否	〔実績報告〕 事業完了時	〔実績報告〕 事業完了の日 から 1 か月を 経過した日又 は 3 月 31 日の いずれか早い 日
	2 赤潮特約掛金補助事業	赤潮特約に係る純共済掛金の一部	4月1日か ら事業完了 の日又は3 月31日ま で	熊本県漁業共済組合	3分の1相当額(掛金 に対する国からの補 助を控除した額)	赤潮特約契約者の変更	有 (第9条第 2項第2号 該当)	否	〔実績報告〕 事業完了時	[実績報告] 事業完了の日 から 1 か月を 経過した日又 は 3 月 31 日の いずれか早い 日
		漁獲共済及び養殖共済に係る純共済掛金について、市町が国庫補助の10%相当を補助する場合の当該補助額の一部 ※資源管理・漁業経営安定対策(漁業収入安定対策事業)に加入することを条件とする。	ら事業完了 の日又は3 月31日ま	市町	市町補助額の2分の1 以内	漁獲共済及び養殖共済 加入者の変更	有 (第9条第 2項第2号 該当)	否	〔実績報告〕 事業完了時	[実績報告] 事業完了の日 から 1 か月を 経過した日又 は 3 月 31 日の いずれか早い 日

課名	事業名	補助対象経費	補助対象	補助事業者等 (補助事業者と事業主	補助率 又は	計画変更申請要件	交付決定前 着手承認の	事業計画承認申請		状況報告 績報告
WK H	7 / 1	III 997/4 SAILLES	期間	体が異なる場合はそ れぞれ表示)	補助金額		適用除外の 有無	の要否	報告時点	報告期限
団	4 水産団体経営安	経営不振漁協に対し、適正な財務処理の実施	4月1日か	沿海漁業協同組合	定額(上限 700 千円)	1 事業内容の主要な	有	否	[実績報告]	[実績報告]
体	定総合対策事業	のほか、経営改善計画等の策定支援を税理士等	ら事業完了			部分の変更	(第9条第		事業完了時	事業完了の日
支	(経営基盤改善支	に依頼する場合に要する経費	の日又は3			2 事業種目のそれぞ	2項第3号			から 1 か月を
援	援事業)		月 31 日ま			れの間の 30%を超え	該当)			経過した日又
課			で			る増減				は3 月31日
										のいずれか早
										い日

課名	事業名	補助対象経費	補助対象	補助事業者等 (補助事業者と事業主	補助率 又は	計画変更申請要件	交付決定前 着手承認の	事業計画承認申請		大状況報告 續報告
W/V>L	7 1	1111分1八1分/圧異	期間	体が異なる場合はそ れぞれ表示)	補助金額	паххтыхп	適用除外の 有無	の要否	報告時点	報告期限
団	5 漁業共済危機管	漁業災害補償法に基づく漁業共済加入促進	4月1日か	熊本県漁業共済組合	定額(上限 546 千円)	1 事業内容の主要な部	有	要	〔実績報告〕	〔実績報告〕
体	理対応力強化事業	に要する経費	ら事業完了			分の変更	(第9条第2		事業完了時	事業完了の日
支	(漁業共済加入強		の日又は3			2 事業種目のそれぞれ	項第 1 号該			から 1 か月を
援	化補助事業)		月 31 日ま			の間の 30%を超える	当)			経過した日又
課			で			増減				は3月31日の
										いずれか早い
										日

課名	事業名	補助対象経費	補助対象	補助事業者等 (補助事業者と事業主	補助率 又は	計画変更申請要件	交付決定前 着手承認の	事業計画承認申請	事業遂行 及び実	状況報告 績報告
WK- EI	7 / 1	IIII-97/71 SVIEL SK	期間	体が異なる場合はそ れぞれ表示)	補助金額		適用除外の 有無	の要否	報告時点	報告期限
寸	6 収入保険加入緊	熊本県農業共済組合が農業経営収入保険の	4月1日か	【補助事業者】	①補助事業者:10分の	事業費の 30%を超える	有	否	〔実績報告〕	[実績報告]
体	急支援事業	加入者(※)に対する保険料又は付加保険料の	ら事業完了	熊本県農業共済組合	10 以内	増減	(第9条第		事業完了時	事業完了の日
支		助成事業を実施するために必要な経費、若し	の日又は3		ただし、事業主体に係		2 項第 3 号		1 2/02 0 1	から 1 か月を
援		くは、当該経費に対して補助をする場合にお	月 31 日ま	【事業主体】	る補助対象経費の3分		該当)			経過した日又
課		ける当該補助に要する経費	で	熊本県農業共済組合、	の1以内(法人格を有					は3月31日の
		※翌年以降も継続して加入することを、書面		農業者	しない者:上限6万円、					いずれか早い
		で確約した者に限る。			法人格を有する者:上					日
		①新規加入者が負担する保険料に要する			限 25 万円)を限度と					
		経費に対して補助する場合における当該			する					
		補助に要する経費			②補助事業者:10分の					
					10 以内					
		② 熊本県農業共済組合と集団加入に関す			ただし、事業主体に係					
		る協定を締結した組織において、ア又は			る補助対象経費の3分					
		イに掲げる全ての要件を満たす者が加入			の1以内(法人格を有					
		する場合に、加入者が負担する付加保険			しない者:上限1万円、					
		料(補償金額割に限る。)に要する経費に			法人格を有する者:上					
		対して補助する場合における当該補助に			限5万円)を限度とす					
		要する経費			る					

課名事	業名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等 (補助事業者と事業主 体が異なる場合はそ れぞれ表示)	補助率 又は 補助金額	計画変更申請要件	交付決定前 着手承認の 適用除外の 有無	事業計画 承認申請 の要否	事業遂行状 及び実績	
団体支援課		ア 施設園芸農業 ・加入する収入保険の保険期間の開始日において、施設園芸農業(野菜・花きに限る。)を営んでいること。 ・加入する収入保険の保険期間の開始日において、園芸施設共済に加入している園芸施設内の農作物による収入について、収入保険の補償対象としていること。 ・上記3点を満たす者が5経営体以上加入すること。 イ 果樹農業 ・加入する収入保険の保険期間の開始日において果樹農業(栽培面積が10a以上又は基準収入の80%以上の場合に限る。)を営んでいること。 ・果樹農業による収入について、収入保険の補償対象としていること。 ・果樹農業による収入について、収入保険の補償対象としていること。 ・上記2点を満たす者が5経営体以上加入すること。 ③熊本県農業共済組合が上記①~②を実施するために必要な事務に要する経費			③定額 (上限 158 円/件)					

課名	事 業 名	補助対象経費	補助対象 期間	補助事業者等 (補助事業者と事業主 体が異なる場合はそ れぞれ表示)	補助率 又は 補助金額	計画変更申請要件	交付決定前 着手承認の 適用除外の 有無	事業計画 承認申請 の要否		大況報告 注 行 表 行 表 行 表 行 表 行 、 行 、 行 、 行 、 行 、 行 、
団	7 収入保険普及啓	熊本県農業共済組合が実施する農業経営収	交付決定の	熊本県農業共済組合	2 分の 1 以内 (上限	事業費の 30%を超え	無	要	[実績報告]	〔実績報告〕
体	発強化事業	入保険の加入推進に係る普及啓発活動のう	日から事業		1,000 千円	る増減			事業完了時	事業完了の日
支		ち、次の取組みに要する経費	完了の日又							から 1 か月を
援		・チラシの作成配布	は3月31日							経過した日又
課		・ラジオ CM、YouTubeCM 等による周知活動	まで							は3月31日の
		・動画コンテンツの制作								いずれか早い
		・普及啓発資材の製作								Н
		・その他必要と認める経費								

課名	事業名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等 (補助事業者と事業主 体が異なる場合はそ れぞれ表示)	補助率 又は 補助金額	計画変更申請要件	交付決定前 着手承認の 適用除外の 有無	事業計画 承認申請 の要否	1 // 1	5状況報告 E績報告
団体支援課	8 水産団体体制整備支援事業(自立漁協構築支援事業)	①最終事業年度末時点の正組合員数が 40 人以上の漁協を1つ以上含めて合併又は事業統合を検討する漁協に対し、経営診断等を中小企業診断士等に依頼する場合に要する経費 ②収益強化や経営効率化について検討する漁協に対し、経営改善計画等を中小企業診断士等に依頼する場合に要する経費	日又は交付 決定前着手 承認の日か ら事業完了 の日又は 3		上限額 1,000 千円	る増減	無	要	[実績報告] 事業完了時	[実績報告] 事業完了の日 から 1 か月を 経過した日又 は 3 月 31 日 のいずれか早 い日
	9 熊本県漁業協同組合連合会補助	漁協等指導育成強化に要する経費	4月1日か ら事業完了 の日又は3 月31日ま で		定額(上限 608 千円)	1 事業内容の主要な 部分の変更 2 事業種目のそれぞ れの間の30%を超え る増減		否	[実績報告] 事業完了時	[実績報告] 事業完了の日 から 1 か月を 経過した日又 は 3 月 31 日 のいずれか早 い日

課名	事 業 名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等 (補助事業者と事業主体が異な	補助率 又は	計画変更申請要件	交付決定前 着手承認の 適用除外の	事業計画承認申請		状況報告 績報告
			朔间	る場合はそれぞれ表示)	補助金額		有無	の要否	報告時点	報告期限
食のみやこ推進局付	1 熊本県産農林畜水産物消費拡大緊急支援事業		日から3月	民間事業者及び複数の民間事業者で構成される団体	定額(上限44,443千円)	1 事業の中止 2 事業主体の変更 3 事業費の30%を超 える増減	無	否	[実績報告] 事業完了時	〔実績報告〕 事業完了の日 から1か月を 経過月18日の いずれか早い 日

課名	事業名	補助対象経費	補助対象	補助事業者等 (補助事業者と事業主体が異な	補 助 率 又は	計画変更申請要件	交付決定前着手承認の	事業計画承認申請		「状況報告 €績報告
			期間	る場合はそれぞれ表示)	補助金額		適用除外の 有無	の要否	報告時点	報告期限
流	1 6次産業化総合	熊本県農産物加工推進協議会が実施する、消	交付決定の	熊本県農産物加工推進協議会	2 分の 1 以内	事業費の 30%を超える	無	否	〔実績報告〕	〔実績報告〕
通	支援強化事業(農	費者ニーズに即した商品開発等の支援や販売促	日から3月		(上限 800 千	増減			事業完了時	事業完了の日
ア	産加工推進事業)	進に係る取組みに必要な経費	31 日まで		円)					から1か月を
グ										経過した日又
IJ										は3月31日の
ピ										いずれか早い
ジ										日
ネ										
ス										
課										

課名	事業名	補助対象経費	補助対象	補助事業者等 (補助事業者と事業主体が異な	補 助 率 又は	計画変更申請要件	交付決定前 着手承認の	事業計画承認申請		「状況報告
			期間	る場合はそれぞれ表示)	補助金額		適用除外の 有無	の要否	報告時点	報告期限
流	2 6次產業化総合	6 次産業化等に取組む農林水産業者等が開発	交付決定の	・農林漁業者(※1)3戸以上で	2分の1以内	事業費の 30%を超える	無	否	〔実績報告〕	〔実績報告〕
通	支援強化事業(農	した6次化商品の量産に取組む際に必要となる	日から事業	構成する団体・法人(※2)		増減			事業完了時	事業完了の日
ア	林水産加工整備事	加工機器等の導入経費(1台あたり税込 1,000	完了の日又							から1か月を
グ	業)	千円以下のものに限る)	は3月31日	・農業協同組合、農業協同組合出						経過した日又
IJ			まで	資法人等						は3月31日の
ビ										いずれか早い
ジ				・「たけモン くまモン うまか						日
ネ				モンプロジェクト(小泉武夫先						
ス				生監修)」商品認定事業者(※3)						
課										
				・総合化事業計画認定を受けた						
				農林漁業者団体						
				※1:ただし、林業者について						
				は、「たけモン くまモン うま						
				かモンプロジェクト(小泉武夫						
				先生監修)」商品に認定された事						
				業者に限る。						
				※2:農林漁業者が主たる構成						
				員であり、中小企業基本法第2						
				条第5項に該当する事業者。						
				※3:ただし、平成28年度以降						
				の熊本県農産物加工コンクール						
				入賞者も、これに該当するもの						
				とみなす。						

課名	事業名	補助対象経費	補助対象	補助事業者等 (補助事業者と事業主体が異な	補 助 率 又は	計画変更申請要件	交付決定前 着手承認の	事業計画承認申請		「状況報告
			期間	る場合はそれぞれ表示)	補助金額		適用除外の 有無	の要否	報告時点	報告期限
流通アグリビジネス	3 6次産業化総合 支援強化事業(6 次産業化加速化支 援事業)		日から事業 完了の日又 は3月31日 まで	農林漁業者、3戸以上で構成する団体・法人(農林漁業者が主たる構成員であり、中小企業基本法第2条第5項に該当する事業者) ※アグリビジネスセンター等公的機関の支援を受けながら、新たに商品開発に取り組む者に限		事業費の 30%を超える 増減	無	否	〔実績報告〕 事業完了時	〔実績報告〕 事業完了の日 から1か月を 経過した日又 は3月31日の いずれか早い 日
課	4 6次産業化総合 支援強化事業(地 域資源ブランドカ 向上スタートアッ プ事業)	6 次産業化商品の原材料となる地域資源のブランド化に取組む地域団体の初期活動に必要な経費 (1) 地域団体商標等の取得に向けた活動経費・事例調査、研修会、デザイン費等(登録に係る経費は対象外) (2) 認知度向上活動に係る経費・商品開発、販売促進活動等	日から事業 完了の日又 は3月31日	が組織する団体(※市町村必須)	2分の1以内 (上限 500 千 円/年)		無	否	〔実績報告〕 事業完了時	〔実績報告〕 事業完了の日 から1か月を 経過した日又 は3月31日の いずれか早い 日

課名	事業名	補助対象経費	補助対象	補助事業者等 (補助事業者と事業主体が異な	補 助 率 又は	計画変更申請要件	交付決定前 着手承認の	事業計画承認申請	事業遂行 及び実	
			期間	る場合はそれぞれ表示)	補助金額		適用除外の 有無	の要否	報告時点	報告期限
流 通 ア グ リ ビ ジ ネ ス 課		農山漁村振興交付金交付等要綱及び農山漁村振興交付金(地域資源活用価値創出対策)実施要領に基づき実施する以下の取組に必要な経費、もしくは、当該経費に対して補助する場合における当該補助に要する経費 (1)地域資源活用・地域連携推進支援事業ア新商品開発・販路開拓の取組 イ直売所の売り上げ向上に向けた多様な取組 ウ多様な地域資源を新分野で活用する取組 エ多様な地域資源を活用した研究開発・成果利用の取組 (2)地域資源活用価値創出整備事業(産業支援型)ア農林水産物の加工、流通、販売等のために必要な施設	日又は交付 決定前着手	(1) ア〜オ 【補助事業者】 市町村 【事業主体】 農林漁業者等、民間事業者、公 益社団法人、公益財団法人、一般 社団法人等 (2) 産業支援型 【補助事業者】 市町村 【事業主体】 総合化事業計画認定を受けた農 林漁業者団体、農商工等連携事 業計画認定を受けた農林漁業者 団体及び中小企業者	(10内た主助2を (10内た主助上円る (10内た 主 助 10 (業 ス 町 づ 又 を と る て 以 と 1分 だ体対分限 1分 だ体対限を 2分 だ 体 対 分 中 ル 事 村 く は 雇 が 事 は 内 すっの しに象の度)の しに象は上)の し に 象 の 山 ネ 業 戦 取 障 用 確 業 2) る アの (係経1と エ) 係経5限 ア の 、係 経 3 間 ッ 又 略 組 害 す 実 に 分 を の 以 業補の内る 以 業補の万す 以 業 補 の 内 農 ン 市 基 業 等 こ あ い 1 度	3 交刊対象経費の減額 (補助対象経費(1)不用額の発生が確実である場合に限る) 4 事業実施場所の変更 (補助対象経費(2)に限る) 5 事業費の3割以上の	無	要	[状況報告] 12月31日 (たがままれてが (たがままれてががまれてががまれてががまれてががまままでがです。) (実績報子) (実験であるき)	[状況報告] 1月31日 (実業らの月日の月日の月日の月日の月日の月日の月日の月日日の月日日の月日日の日の日の日の日の1日の日の日の日の

課名	事業名	補助対象経費	補助対象	補助事業者等 (補助事業者と事業主体が異な	補 助 率 又は	計画変更申請要件	交付決定前 着手承認の	事業計画承認申請		下状況報告 注讀報告
			期間	る場合はそれぞれ表示)	補助金額		適用除外の 有無	の要否	報告時点	報告期限
流	6 農産物安定輸送	農産物の安定輸送を確保するための検討・調	交付決定の	熊本県農協青果物輸送改善協議	①2 分の 1 以	事業費の 30%を超える	無	否	〔実績報告〕	[実績報告]
通	調査事業	査に係る経費	日から事業	会	内	増減			事業完了時	事業完了の日
ア			完了の日又		(上限 300 千					から1か月を
グ		(1)輸送試験費(新たな輸送手段の試験に	は3月31		円)					経過した日又
IJ		必要な資材購入や機器レンタルに係る経	日まで							は3月31日
ビ		費を含む)								のいずれか早
ジ		(2) 輸送試験に係る調査者の旅費								い日
ネ		(3)先進事例視察や市場関係者との協議の								
ス		ための旅費								
課		(4) その他事業に必要と認められた経費								
	7 フードバリュー	フードバリューチェーン構築に向けた生産	交付決定の	農産物選果場、農産加工施設、直	2分の1以内	1 事業費の 30%を超	無	否	〔実績報告〕	〔実績報告〕
	チェーン構築推進	性向上や付加価値の最適化につながる以下の	日から事業	売所等	(上限 500 千	える増減			事業完了時	事業完了の日
	事業	取組みに要する経費	完了の日又		円)	2 事業内容の変更				から1か月を
		①専門人材の派遣	は3月31日			3 事業の中止又は廃				経過した日又
		②機器の再配置等	まで			止				は3月31日の
		③機材(リース含む)の導入等								いずれか早い
		④新商品の開発								日
		⑤販路の拡大								

課名	事 業 名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等 (補助事業者と事業主体が異な る場合はそれぞれ表示)	補 助 率 又は 補助金額	計画変更申請要件	交付決定前 着手承認の 適用除外の	事業計画 承認申請 の要否		下状況報告 逐續報告 報告期限
							有無			
流	8 熊本県地域未				2分の1以内	1 事業種目の新設又は	無	否	〔実績報告〕	〔実績報告〕
通		等が、当該事業計画に基づき実施する以下に				廃止			事業完了時	事業の完了し
ア		掲げる事業で、高い先進性、高い付加価値の創				2 事業費の30%を超				た日から起算
グ		出及び地域の事業者への高い経済的効果等が				える増減				して1か月を
IJ	域農産物活用拠			野の取組みについて、知事及び						経過した日又
ピ	点強化事業)	(1) 施設・設備等の整備・導入	で	経済産業大臣より地域経済牽引						は3月31日の
ジ		(2)機械・備品等の購入		事業計画の承認を受けた者						いずれか早い
ネ				なお、対象は、くまもと県南フ						日
ス				ードバレー構想の推進エリア内						
課				(八代地域、水俣・芦北地域、						
				人吉・球磨地域)で実施される						
				取組みとする。						
	9 卸売市場整備	株式会社熊本地方卸売市場が実施する市場	交付決定	株式会社熊本地方卸売市場	2 分の 1 以内 (上	事業費の 30%を超える	無	否	[実績報告]	〔実績報告〕
	活性化事業(拠点	間の連携強化や生産者・消費者等にとって魅	の日から		限 1,000 千円)	増減			事業完了時	事業完了の日
	卸売市場活力ア	力ある市場づくりに向けた取組に必要な経費	事業完了							から1か月を
	ップ事業)		の日又は3							経過した日又
			月 31 日ま							は3月31日の
			で							いずれか早い
										日
	10 卸売市場整備	市場流通の現状把握や取引の効率化に要す		能太県青里知市場連合会	完額 (上限 500 千	事業費の30%を超える	無	否	[実績報告]	[実績報告]
		る技術・資質の高度化に向けた研修に必要な	の日から	深不外月不 却 印 <i>物</i> 建日五	円)	増減	VIII.		事業完了時	事業完了の日
	市場研修事業)	経費	事業完了		11)	7日105			尹 未儿] 时	から1か月を
	日物知[[沙井禾]	//· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	事業元 J の日又は 3							経過した日又
			月 31 日ま							は3月31日の
			月 31 日ま で							いずれか早い
			· ·							日
										F-1

課名	事 業 名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等 (補助事業者と事業主体が異な る場合はそれぞれ表示)	補 助 率 又は 補助金額	計画変更申請要件	交付決定前 着手承認の 適用除外の 有無	事業計画 承認申請 の要否		状況報告 績報告 報告期限
流通アグリビジネス課	ート事業 (参入企	経費(人件費、租税公課、不動産の取得・賃借費、家畜・家禽類、汎用性が高い備品・機械器	の日から		南市町村は2分の	3 事業費の30%を超 える増減	無	否	〔実績報告〕 事業完了時	〔実績報告〕 事業完了の日 から1か月を 経過した日又 は3月31日の いずれか早い 日
	ート事業 (参入企	して実施する6次化産業化や規模拡大を目指 した生産体制の強化等のための、施設整備や	の日から 事業完了 の日又は3		農地所有適格法人 は2分の1以内 それ以外の場合は 3分の1以内 ※県南市町村は2 分の1以内	1 事業主体の変更 2 事業費の30%を超 える増減(ただし入札に よる減は除く)	無	否	〔実績報告〕 事業完了時	〔実績報告〕 事業完了の日 から1か月を 経過した日又 は3月31日の いずれか早い 日

課名	事業名	補助対象経費	補助対象	補助事業者等 (補助事業者と事業主体が異な	補 助 率 又は	計画変更申請要件	交付決定前着手承認の	事業計画承認申請	1 211 - 11	状況報告 績報告
			期間	る場合はそれぞれ表示)	補助金額		適用除外の 有無	の要否	報告時点	報告期限
流	13 食のみやこ熊	(1) コンソーシアム推進事業	交付決定	(1), (2)	(1)2分の1以	1 事業の中止又は廃止	無	要	〔実績報告〕	〔実績報告〕
通	本県創造コンソ	「食のみやこ熊本県」の創造に資する食の	の日から	【補助事業者】	内 (上限 5,000 千	2 事業実施場所の変更			事業完了時	事業完了の日
ア	ーシアム推進事	高付加価値化、ブランド化・PR 活動等のコンソ	事業完了	市町村	円/団体)	3 事業主体及び取組主				から1か月を
グ	業	ーシアムの活動に要する費用(会議の開催、先	の日又は3	コンソーシアム等	【事業主体への間	体の変更				経過した日又
IJ		進地の視察、構成員間の連携活動、新商品開	月 31 日ま		接補助の場合】	4 事業主体における事				は3月31日の
ピ		発、販路拡大、PR活動、事例調査等)	で	【事業主体】	補助事業者:10	業費の 30%を超える増				いずれか早い
ジ				コンソーシアム	分の 10 以内	減				日
ネ		(2) コンソーシアム整備事業		(農林畜水産業者(農業協同組	ただし、事業主体					
ス		コンソーシアム全体で取組む農林畜水産物		合等の生産者が組織する団体を	に係る補助対象経					
課		のブランド化や高付加価値化の拠点となる施		含む)と市町村等の行政機関を	費の2分の1以内					
		設整備や機械導入への支援 (加工施設、販売施		必須の構成員とする3者以上の	を限度とする。					
		設、飲食施設、農林畜水産物を活用した観光拠		役割の異なる者が参画している						
		点等で必要となる施設・設備の整備、機械の導		こと)	(2)2分の1以					
		入等)			内【事業主体への					
				(3)	間接補助の場合】					
		(3) にぎわい創出支援事業		コンソーシアム	補助事業者:10					
		県産農林畜水産物を主原料とした食品・料		(農林畜水産業者(農業協同組	分の 10 以内					
		理等の対面販売加工機器(1台あたり税込 50		合等の生産者が組織する団体を	ただし、事業主体					
		万円以下のものに限る)		含む) や事業者等の2者以上が	に係る補助対象経					
				参画していること(2者以上の	費の2分の1以内					
				団体・グループであれば、農林	を限度とする。					
				畜水産業者や、事業者のみでも						
				可))	(3)2分の1以					
					内					

課名	事 業 名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等 (補助事業者と事業主体が異な る場合はそれぞれ表示)	補 助 率 又は 補助金額	計画変更申請要件	交付決定前 着手承認の 適用除外の 有無	事業計画 承認申請 の要否		状況報告 續報告 報告期限
農	1 熊本県環境保全	1 環境保全型農業直接支払交付金	4月1日か	【補助事業者】	100 分の 75 以		有	否	〔遂行状況報	〔遂行状況報
業	型農業直接支払事	農業者団体等が化学肥料や化学合成農薬を	ら3月31日		内		(第9条第2		告]	告]
技	業	5割以上低減する取組に加え、地球温暖化防		【事業主体】			項第 3 号該		12月31日	1月15日
術		止や生物多様性保全に効果の高い営農活動に		農業者団体等			当)			ロ事が別に定
課		取り組むために必要な経費								請求書をもっ
										とができるも
									のとする。)	
										ı
									〔実績報告〕	〔実績報告〕
									事業完了時	事業完了の日から 1 か月を
										経過した日又
		2 日本型直接支払推進交付金(環境保全型農	4 1 1 1 2		定額	事業費の 30%を超える	 有	要		は3月31日の いずれか早い
		2 日本望直接文払推進交付金 (環境休主望展業直接支払交付金に係る推進事業)	53月31日	□ □ ↑ ↑ · · · · · · · · · · · · · · · ·	上 領	事業質の 30%を超える 増減	円 (第9条第2 (第9条第2)	安		日
		乗回依文仏父刊並に保る推進事業/ 活動組織への取組支援及び適切な履行確認	3 - 7 1 -			增例	項第 3 号該			
		の実施に必要な経費	x (当)			
		(1) 法第6条第1項の規定に基づく促進計					=/			
		画の策定								
		(2) 指導・推進								
		(3) 実施状況の確認								
		(4) その他環境保全型農業直接支払交付金								
		の実施に必要な事項								

課名	事業名	補助対象経費	補助対象	補助事業者等 (補助事業者と事業主体が異な	補 助 率 又は	計画変更申請要件	交付決定前 着手承認の	事業計画承認申請	=	状況報告 績報告
			期間	る場合はそれぞれ表示)	補助金額		適用除外の 有無	の要否	報告時点	報告期限
農業技術課	2 地下水と土を育む農業育成事業	「地下水と土を育む農業推進条例」に基づく 農業者等の取組支援に要する経費 1 適正施肥推進 農業者が負担する作付前土壌診断に要する 経費 2 くまもとグリーン農業生産拡大支援 (1)推進事業 ①技術導入検討会の開催、有機 JAS 認証取得、消費者との交流会、国際水準GAP認証の更新(団体のみ)等に要する経費②グリーン農業表示マーク及び地下水と土を育む農畜産物等認証マーク作成に伴う掛増経費、表示マークを貼付した農産物の販売促進及びマーケティングに要する経費 ③マークを活用した農産物の店舗等におけるPRに関する資材等作成に要する経費 (2)技術導入支援堆肥散布機、局所施肥機、防蛾灯等の減化学肥料・農薬に資する資材、機械の導入費等	ら3月31日 まで ただし、 2(2)は、 交付決定の 日又は前着 承認の日か ら3月31日	市町村、農業協同組合、土壌診断を行う民間事業者等 市町村、農業協同組合連合会、農業協同組合、農業者等の組織する団体、地域の農産物のブランド化を推進する団体、NPO法人、物産館、直売所等	(上限1千円/ 診断1件。ただしCEC及び腐植を測定する場合は上限 1,500円/診断 1件) 2の(1)①、②	1 事業費の30%を超え る増減(ただし、「1 適 正施肥推進」に係る増減 及び入札による減を除 く)	項第 3 号該	要	[実績報告] 事業完了時	〔実績報告〕 事業完了の日 から 1 か月を 経過した日又 は 3 月 31 日の いずれか早い 日

課名	事業名	補助対象経費	補助対象	補助事業者等 (補助事業者と事業主体が異な	補 助 率 又は	計画変更申請要件	交付決定前 着手承認の	事業計画承認申請		f状况報告 t状况報告
			期間	る場合はそれぞれ表示)	補助金額		適用除外の 有無	の要否	報告時点	報告期限
農業技術課	3 国際水準GAP 認証取得支援事業	「国際水準GAP」認証取得(新規・更新)に取組む農業の専門学科を有する教育機関及び「国際水準GAP」認証取得(新規)に取組む農業者等への取組支援に要する経費対象GAP:①GLOBALG.A.P.、②ASIAGAP、③JGAP 1 認証審査支援上記GAPの認証審査費用及び審査員旅費上記GAP認証取得に必要な研修・指導受講費及び講師旅費 3 環境整備支援上記GAP認証取得に必要な環境整備等に係る経費・ICTを活用した情報システム利用・分析・調査の実施・設備の改修資材の導入の取組み	日又は交付決定前着手	農業の専門学科を有する教育機 関、持続可能性に配慮した農産 物生産に取組む農業者等の組織 する団体	農林水産部長	2事業費の 30%を超える	無	要	る概算払請	【状況報告】1月15日1事が別に定め求書きる事業らり事な過月31日のは3月31日のいずれか早い日

課名	事業名	補助対象経費	補助対象	補助事業者等 (補助事業者と事業	補 助 率 又は	計画変更申請要件	交付決定前着手承認の	事業計画承認申請		大次報告 續報告
			期間	主体が異なる場合は それぞれ表示)	補助金額		適用除外の 有無	の要否	報告時点	報告期限
農業技術課	ステム戦略地域支 援事業(みどりの	食料・農林水産業の生産力向上と持続性の両立をイノベーションで実現する「みどりの食料システム戦略」を推進するにあたり、直ちに現場での導入が可能な必要性の高い技術を用いた取組みに要する経費 1 有機農業拠点創出・拡大加速化事業市町村主導の下、有機農業の生産から消費まで一貫し、農業者のみならず、事業者や地域内外の住民を巻き込んで推進するモデル的先進地区を創出することを目的とし、このために地域における有機農業の取組方針や生産、加工、流通、消費の拡大に資する事項を定める計画(以下「有機農業実施計画」という)の策定及びその実現に向けた取組み並びに輸出などを視野に有機農業の拡大を加速化させる取組みに要する経費 (1) 有機農業実施計画の策定 (2) 有機農業実施計画の実現に向けた取組の実践 (3) 飛躍的な拡大産地の創出	日又は交付 決定前着手		(上限: (1), (3)1,000 万円、(2)800万円(2年目)、 600万円(3年目)) また、(1),(2)で消費地		無	要	める概算払記	「状況報告」 1月15日 事事書で 演業 に 事が書きき は で 意業 に の 月日日日 の 月日日日 の 日日日日 の 日日日日のい 日

課名	事 業 名	補助対象経費	補助対象	補助事業者等(補助事業者と事業	又は	計画変更申請要件	交付決定前着手承認の	事業計画承認申請		状況報告 續報告
			期間	主体が異なる場合は それぞれ表示)	補助金額		適用除外の 有無	の要否	報告時点	報告期限
農業技術課	4 みどりの食料システム戦略地域支援事業(みどりの食料システム戦略推進交付金)	2-1 有機転換推進事業(転換支援事業) 新たに有機農業への転換等を実施する 農業者に対して、有機種苗の購入や土づく り、病害虫が発生しにくいほ場環境の整備 といった有機農業の生産を開始するにあ たり必要な経費	事業完了の日 又は3月31日 まで	市町村	定額(2万円/10a以内)	1 事業の新設又は廃止 2 事業実施主体の変更 3 事業費の30%を超える 増減	有 (第9条第2 項第3号該 当)	否	める概算払記	「状況報告」 1月15日 田事が別に定 情求ができるも 「実績報ーの日を とができるも」 「実績である。 「実は、これの日のい日のでは、これ
		2-2 有機転換推進事業(転換支援円滑化 事業) 2-1の支援を希望する農業者に対して 行う、補助金の交付、実績報告及び実施状 況の確認並びに指導の事務に必要な経費	又は交付決定 前着手承認の 日から事業完	市町村	定額		無	要		

課名	事 業 名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等 (補助事業者と事業 主体が異なる場合は	補 助 率 又は	計画変更申請要件	交付決定前 着手承認の 適用除外の	事業計画承認申請		状況報告
			.,,	それぞれ表示)	補助金額		有無	の要否	報告時点	報告期限
農	4 みどりの食料	3 グリーンな栽培体系加速化事業	交付決定の日	協議会、市町村、農	(1)~(6)定額(上限	1 事業の新設又は廃止	無	要	〔状況報告〕	〔状況報告〕
業	システム戦略地	化学農薬・化学肥料の使用量低減、有機	又は交付決定	業協同組合	300万円/地区、うち(6)	2 事業実施主体の変更			12月31日	1月15日
技	域支援事業(み	農業の取組面積の拡大、農業における温室	前着手承認の		は上限 30 万円)	3 事業費の30%を超える			(.22.) 1	= 2200
術	どりの食料シス	効果ガスの削減に資する環境にやさしい	日から事業完		ただし、以下の①又は②の	増減			1	和事が別に定
課	テム戦略推進交	栽培技術と、先端技術等を組み合わせた	了の日又は 3		場合は上限 360 万円/地区	4 (1) ~ (6) と (7) の				青求書をもっ
	付金)	「グリーンな栽培体系」への転換に要する	月 31 日まで		とする。	経費の相互間における			.,,	とができるも
		経費			①有機農業の取組面積の	30%を超える増減			のとする。)	
		(1) 検討会の開催			拡大に資する技術					
		(2) グリーンな栽培体系の検証			②以下の環境負荷軽減の				〔実績報告〕	〔実績報告〕
		(3) グリーンな栽培マニュアルの作成			取組みに複数取り組む場				事業完了時	事業完了の日
		(4) 産地戦略の策定			合					から 1 か月を
		(5)情報発信			・化学農薬の使用量の低					経過した日又
		(6) 消費者理解の醸成の取組			減に資する技術					は3月31日の
		(7)グリーンな栽培体系への転換に向け			・化学肥料の使用量の低					いずれか早い
		たスマート農業機械等の導入			減に資する技術					日
					・温室効果ガスの削減に					
					資する技術					
					(7)2分の1以内(上限:					
					1,000万円)					
					スマート農業技術の活用					
					に関する法律に基づき、生					
					産方式革新実施計画の認					
					定を受けている又は事業					
					実施年度内に認定を受け					
					ることが確実な場合、(1)					
					~ (5) に上限 100 万円/					
					地区を追加する。					

課名	事業名	補助対象経費	補助対象	補助事業者等 (補助事業者と事業	又は	計画変更申請要件	交付決定前 着手承認の	事業計画承認申請		「状況報告 €績報告
			期間	主体が異なる場合は それぞれ表示)	補助金額		適用除外の 有無	の要否	報告時点	報告期限
農	4 みどりの食料	4 SDG s 対応型施設園芸確立	交付決定の日	農業者等及び都道府	(1)~(3)定額(上限:	1 事業の新設又は廃止	無	要	〔状況報告〕	〔状況報告〕
業	システム戦略地	化石燃料使用量削減等に資する新技術	又は交付決定	県を含む協議会、都	(1)1,500万円、(2)ア	2 事業実施主体の変更			12月31日	1月15日
技	域支援事業(み	による栽培実証や、省エネ機器設備等によ	前着手承認の	道府県、市町村、農	及びウ 2,500 万円、(2)	3 事業費の30%を超える			(ただし、タ	知事が別に定
術	どりの食料シス	る効果的な加温体系実証など、環境負荷低	日から事業完	業協同組合	イ及びウ 7,000万円、(3)	増減			める概算払	請求書をもっ
課	テム戦略推進交	減と収益性の向上を両立した施設園芸の	了の日又は3		500 万円)	4 (1) ~ (3) の経費			て代えるこ	とができるも
	付金)	モデル産地育成に要する経費	月 31 日まで		ただし、(2)ア及びウに係	の相互間における 30%を			のとする。)	
		(1)地域エネルギーの賦存量調査及び賦			る資機材費は2分の1以内	超える経費増減				
		存量マップの作成								
		(2) 重点支援モデルの確立に向けた栽							〔実績報告〕	〔実績報告〕
		培・経営実証							事業完了時	事業完了の日
		ア. 省エネ機器・資材を活用した栽培・								から 1 か月を
		経営実証								経過した日又
		イ. 新技術を活用した栽培・経営実証								は3月31日の
		ウ. 環境影響評価の実施								いずれか早い
		(3)経営指標やマニュアルの作成・情報								日
		発信								
		W (a) are the hold left [A) (a) a								
		※(2)の取組みを実施する場合は、(3)の								
		取組みも必ず実施すること。								

課名	事 業 名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等 (補助事業者と事業 主体が異なる場合は それぞれ表示)	マは	計画変更申請要件	交付決定前 着手承認の 適用除外の 有無	事業計画 承認申請 の要否		了状況報告 至績報告 報告期限
農業技術課	システム戦略地 域支援事業 (み どりの食料シス	5-1 バイオマスの地産地消(推進事業) エネルギーの調達における環境負荷低減 を推進するため、地域のバイオマスを活用し たエネルギー地産地消の実現に向けたバイ オマスプラント等の調査・設計、メタン発酵 後の副産物であるバイオ液肥の地域内利用 に向けたバイオ液肥散布車等の導入やバイ オ液肥等の散布実証に要する経費 (1)事業化の推進 (2)効果促進対策 (3)バイオ液肥散布車等の導入 (4)メタン発酵バイオ液肥等の利用促進	又は交付決定 前着手承認の 日から事業完 了の日又は 3		(2),(4)定額	1 事業の新設又は廃止 2 事業実施主体の変更 3 事業費の30%を超える増減 4 (1)~(3)の経費の相互間における30%を超える増減	無無	要	〔状況報告〕 12月31日 (ただし、 める概算払	[状況報告]1月15日知事が別に定請求書をもっとができるも[実績報告]事ようの月を経過した日又
		5-2バイオマスの地産地消(整備事業) エネルギーの調達における環境負荷低減 を推進するため、家畜排せつ物、食品廃棄物、 農作物残渣等の地域資源を活用し、売電に留 まることなく、農林漁業関連施設へのエネル ギーの供給、地域レジリエンス強化を含め た、エネルギー地産地消の実現に向けた施設 整備に要する経費 (1)バイオマスを活用した農業生産基盤 強化対策(生産基盤強化モデル) (2)地域資源循環の高度化 (3)バイオマス新技術活用モデルの構築			2分の1以内(上限:(1)7,500万円、(3)5,000万円)					は3月31日の いずれか早い 日

課名	事業名	補助対象経費	補助対象	補助事業者等 (補助事業者と事業	補 助 率 又は	計画変更申請要件	交付決定前着手承認の	事業計画承認申請		大状況報告 E績報告
			期間	主体が異なる場合は それぞれ表示)	補助金額		適用除外の 有無	の要否	報告時点	報告期限
農	4 みどりの食料	6-1 みどりの事業活動を支える体制整	交付決定の日	市町村、民間団体等	(1)2分の1以内(上限:	1 事業の新設又は廃止	無	要	〔状況報告〕	〔状況報告〕
業	システム戦略地	備 (基盤確立事業)	又は交付決定		2 億円)	2 事業実施主体の変更			12月31日	1月15日
技	域支援事業(み	化学肥料の代替となる生産資材やバイオ	前着手承認の		(2) 定額(ただし、リー	3 事業費の30%を超える			(ただし、タ	知事が別に定
術	どりの食料シス	炭等の環境負荷の低減に資する資材の生産・	日から事業完		ス費については2分の1	増減			める概算払詞	請求書をもっ
課	テム戦略推進交	販売の取組み、環境負荷低減農林水産物を原	了の日又は3		以内、上限:650万円)	4 (1) ~ (2) の経費			て代えるこ	とができるも
	付金)	材料として用いて行う新商品の開発、新商品	月 31 日まで			の相互間における 30%			のとする。)	
		の生産・販売の取組み並びに流通の合理化の				を超える増減				
		取組みを推進するため、認定基盤確立事業実				5 事業実施場所の変更				
		施計画に従って行われる基盤確立事業に必				((1) のみ)			〔実績報告〕	〔実績報告〕
		要となる機械・施設の整備等に要する経費							事業完了時	事業完了の日
		(1)整備事業								から1か月を
		ア 資材の生産・販売								経過した日又
		イ 新商品の生産・販売								は3月31日の
		ウ 流通の合理化								いずれか早い
		(2) 推進事業								日
		ア原材料等調達の安定・協会								
		イ 基盤確立事業実施計画における								
		効果の検証・改良								
		ウ 事業成果の情報発信								

課名	事業名	補助対象経費	補助対象	補助事業者等 (補助事業者と事業	補 助 率 又は	計画変更申請要件	交付決定前着手承認の	事業計画承認申請		「状況報告 経績報告
			期間	主体が異なる場合は それぞれ表示)	補助金額		適用除外の 有無	の要否	報告時点	報告期限
農	4 みどりの食料	6-2 みどりの事業活動を支える体制整	交付決定の日	特定計画の認定を受	2分の1以内(上限:(1)	1 事業の新設又は廃止	無	要	〔状況報告〕	〔状況報告〕
業	システム戦略地	備(環境負荷低減事業活動)	又は交付決定	けている者、みどり	200万円、(2)1,000万円)	2 事業実施主体の変更			12月31日	1月15日
技	域支援事業(み	環境と調和のとれた食料システムの確立	前着手承認の	計画の認定を受けて	ただし、複数名で1つの特	3 事業費の30%を超える			(ただし、タ	知事が別に定
術	どりの食料シス	のための環境負荷低減事業活動の促進等に	日から事業完	いる又は令和7年度	定計画又はみどり計画の	増減			める概算払詞	請求書をもっ
課	テム戦略推進交	関する法律第 19 条第 1 項に規定する環境負	了の日又は3	末までに認定を受け	認定を受け、共同利用する	4 (1) ~ (2) の経費			て代えるこ	とができるも
	付金)	荷低減事業活動実施計画(みどり計画)又は	月 31 日まで	ることが確実な者で	機械・施設の導入を行う場	の相互間における 30%			のとする。)	
		法第 21 条第 1 項に規定する特定環境負荷低		あって、「グリーン化	合は、(1)人数に応じ200	を超える増減				1
		減事業活動実施計画 (特定計画) の認定を受		に向けた新たな環境	万円を乗じた額(上限:	5 事業実施場所の変更				
		けた農林漁業者(みどり認定者)が、環境負		直接支払交付金の設	1,000 万円)				〔実績報告〕	〔実績報告〕
		荷低減事業活動を定着させ、又は拡大させる		計のための緊急調査	(2)人数に応じ1,000万				事業完了時	事業完了の日
		ために必要となる機械・施設の導入又は整備		事業に協力する者	円を乗じた額(上限:2,000					から 1 か月を
		に要する経費			万円)					経過した日又
		(1)機械導入事業								は3月31日の
		(2)整備事業								いずれか早い
										日

課名	事業名	補助対象経費	補助対象 期間	補助事業者等 (補助事業者と事業 主体が異なる場合は	補 助 率 又は 補助金額	計画変更申請要件	交付決定前 着手承認の 適用除外の	事業計画 承認申請 の要否	及び実	状況報告 績報告
				それぞれ表示)	1111-677 ar. 404		有無	07女日	報告時点	報告期限
農	4 みどりの食料	7 地域循環型エネルギーシステム構築(化	交付決定の日	(1) 協議会(農業	(1)①②:定額(上限 200	1 事業の新設又は廃止	無	要	〔状況報告〕	〔状況報告〕
業	システム戦略地	学技術振興事業)	又は交付決定	者、発電事業者及び	万円、ただし市町村が策定	2 事業実施主体の変更			12月31日	1月15日
技	域支援事業(み	地域の再生エネルギー資源を活用した	前着手承認の	都道府県・市町村・	する農林漁業循環経済先	3 事業費の30%を超える			(ただし、タ	コ事が別に定
術	どりの食料シス	地域循環型エネルギーシステムの構築の	日から事業完	農業委員会又は地域	導計画を作成している又	増減			める概算払詞	青求書をもっ
課	テム戦略推進交	ための営農型太陽光発電や次世代型太陽	了の日又は 3	の農業者の組織する	は事業実施年度末までに	4 経費の相互間におけ			て代えるこ。	とができるも
	付金)	電池(ペロブスカイト)のモデル的取組及	月 31 日まで	団体(農事組合法人	作成が見込まれる場合、上	る 30%を超える増減			のとする。)	
		び未利用資源(稲わら、もみ殻、竹、廃菌		等) が必須構成員)	限 1,000 万円)					1
		床等) のエネルギー利用を促進する取組		(2) 地方公共団体	(1)③2分の1(上限800					
		に要する経費		又は民間団体等	万円)				〔実績報告〕	〔実績報告〕
		(1) 営農型太陽光発電のモデル的取組		(3)協議会(農林	(2)定額((2)①のみ上				事業完了時	事業完了の日
		支援		漁業者、次世代型太	限 500 万円)					から 1 か月を
		①推進会議の開催		陽電池の知見を有す	(3)①②定額 (機械の賃					経過した日又
		②課題解決に向けた調査等		るもの及び都道府	借に係る経費は2分の1)					は3月31日の
		③営農型太陽光発電設備の導入		県・市町村・農業委	(3) ③2分の1					いずれか早い
		※原則として、①②の取組みは必ず行う		員会又は地域の農林	(3)の上限は合計で					日
		ものとするが、前年度に当事業において		水産業者の組織する	1,700 万円					
		同様の取組みを実施していた場合、③の		団体(農事組合法人						
		取組みのみであっても実施可能。		等) が必須構成員)						
		(2) 未利用資源等のエネルギー利用促								
		進への対策調査支援								
		①バイオ燃料等製造に係る資源作物の栽								
		培実証								
		②未利用資源の混合利用促進 実証調査								
		(3) 次世代型太陽電池 (ペロブスカイ								
		ト) のモデル的取組支援								
		①推進会議の開催								
		②課題解決に向けた調査等								
		③次世代型太陽電池の導入								

課名	事業名	補助対象経費	補助対象	補助事業者等 (補助事業者と事業主体が異な	補 助 率 又は	計画変更申請要件	交付決定前 着手承認の	事業計画承認申請	事業遂行 及び実	
			期間	る場合はそれぞれ表示)	補助金額		適用除外の 有無	の要否	報告時点	報告期限
農	5 くまもと土づく	土づくりの展開を図るため、堆肥、土壌改良	交付決定の	【補助事業者】	定額(ただし、	1 事業主体の変更	無	要	[中間報告]	〔中間報告〕
業	り展開事業(産地	資材及び緑肥等(以下「堆肥等」という。) を実	日又は交付	市町村、熊本県経済農業協同組	10 a 当たり 30	2 施行箇所又は設置			12月31日	1月15日
技	生産基盤パワーア	証的に活用するための経費	決定前着手	合連合会等	千円(ペレッ	場所の変更				
術	ップ事業全国的な		承認の日か	【事業主体】	ト堆肥を実証	3 事業の中止又は廃				
課	土づくりの展開)	1 土壌分析に必要な検体採取費用、分析費及	ら3月31	農業者の組織する団体、農業者、	的に活用する	止			(ただし、知	事が別に定め
		び分析委託費	日まで	民間事業者等	場合は 10a当	4 事業費又は交付金			る概算払請求	文書をもって
		2 堆肥等の購入費、運搬費、保管費及び散布			たり 35 千円)	の 30%を超える増減			代えることだ	ぶできるもの
		費			を上限)、リー	を伴う事業内容の変			とする)	
		3 堆肥等の実証的な活用に必要な調査及び			ス導入する農	更(入札による減額				
		指導経費			業機械のリー	を除く)				
					ス物件購入価				〔実績報告〕 事業完了時	[実績報告]
					格の 1/2 以内				争 果元] 吋	事業完了の日
					を加算する。					から 1 か月を
										経過した日又
										は3月31日の
										いずれか早い
										日

課名	事業名	補助対象経費	補助対象	(補助事業者と事業主体が異な間		計画変更申請要件	交付決定前 着手承認の	事業計画承認申請	事業遂行 及び実	状況報告 績報告
			期間	る場合はそれぞれ表示)	補助金額		適用除外の 有無	の要否	報告時点	報告期限
農	6 スマート農業・	サービスの提供範囲が概ね県域の農業支援サ	交付決定の	(1)(2)農業支援サービス事	(1)定額(上	1 事業実施主体の変	無	要	〔中間報告〕	〔中間報告〕
業	農業支援サービス	ービス事業体が行う以下の取組みに要する経費	日又は交付	業体(民間事業者、農業協同組	限 15,000 千	更			12月31日	1月15日
技	事業導入総合サポ		決定前着手	合、農事組合法人、農地所有適格	円)	2 事業内容取組の新				
術	ート緊急対策事業	(1) 農業支援サービス事業育成対策	承認の日か	法人、その他農業者が組織する		設又は廃止			(ただし、知	事が別に定め
課	(R6 経済対策)	サービスの新規立上げ・拡大に必要なニーズ	ら事業完了	団体等)	(2)2分の1	3 事業費又は補助金			る概算払請求	
		調査や試行的なサービス提供、人材育成等	の日又は3		以内	の 30%を超える増減			代えることだ	ぶできるもの
			月 31 日ま	(3)農業支援サービス事業体	(上限 15,000				とする)	
		(2) スマート農業機械等導入支援	で	(民間事業者、農業協同組合、農	千円、ただし、					
		サービスを提供するために直接必要となるス		事組合法人、農地所有適格法人、	スマート農業				[実績報告]	〔実績報告〕
		マート農業機械等の導入またはリース導入		その他農業者が組織する団体	機械を導入す				事業完了時	事業完了の日
				等)、実需者、農業者、都道府県、	る場合は上限					から 1 か月を
		(3) モデル的取組み等の立上げ支援		地方公共団体、民間団体	30,000 千円)					経過した日又
		①推進事業		※農業支援サービス事業体は必						は3月31日の
		国が別に定めるモデル性の高い取組み等の類		須	(3)					いずれか早い
		似性を踏まえて実施する取組みに係るニーズ調			①定額(上限					目
		査や試行的なサービス提供、人材育成等			30,000 千円)					
		②スマート農業機械等導入事業			②2 分の 1 以					
		国が別に定めるモデル性の高い取組み等の類			内					
		似性を踏まえて実施するサービス事業に直接必			(上限 50,000					
		要となるスマート農業機械等の導入またはリー			千円)					
		ス導入								
		※原則、①②は一体的に実施すること								

農 7 みどりの食料シ 食料・農林水産業の生産力向上と持続 立をイノベーションで実現する「みどり	の食料 日又は交付 ちに現 決定前着 がら事業 元 の日又は き ら消費 者や地 モデル へこの	市町村又は市町村が	定額 (上限:(1),(3)1,000 万円、(2)800万円(2 年目) また、(1),(2)で消費地	1 事業の新設又は廃止 2 事業実施主体の変更 3 事業費又は交付金等 の30%を超える増減 4 (1) ~ (3) の経費	の要否要	める概算払	報告期限 〔状況報告〕 1月15日 知事が別に定請求書をもっ とができるも 〔実績報告〕 事業完了の日
業 ステム戦略緊急支	の食料 日又は交付 ちに現 決定前着 がら事業 元 の日又は き ら消費 者や地 モデル へこの	市町村又は市町村が	(上限:(1),(3)1,000 万円、(2)800万円(2 年目)	2 事業実施主体の変更3 事業費又は交付金等の30%を超える増減	要	12月31日 (ただし、める概算払 て代えるこのとする。)	1月15日 知事が別に定 請求書をもっ とができるも [実績報告]
み並びに輸出などを視野に有機農業を加速化させる取組みに要する経費 (1) 有機農業実施計画の策定 (2) 有機農業実施計画の実現に向組の実践 (3) 飛躍的な拡大産地の創出	する事 恒計画」 た取組 の拡大		との連携の取組みを実施する場合上記の金額に200万円加算ただし、機械リース費に係る経費のみ2分の1以内	の相互間における30%を 超える経費配分の増減		争耒元」时	から 1 か月を 経過した日又 は 3 月 31 日の いずれか早い 日

課年	i 事業名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等 (補助事業者と事業 主体が異なる場合は	又は	計画変更申請要件	交付決定前 着手承認の 適用除外の	事業計画承認申請		于状況報告 至績報告
			朔间	それぞれ表示)	補助金額		有無	の要否	報告時点	報告期限
農業技術課	7 みどりの食料システム戦略緊急支援事業(R6経済対策)	新たに有機農業への転換等を実施する 農業者に対して、有機種苗の購入や土づく り、病害虫が発生しにくいほ場環境の整備 といった有機農業の生産を開始するにあ たり必要な経費	の食料システ ム戦略推進緊 急対策事業交 付等要綱改正 日)から事業 完了の日又は	市町村	定額 (2万円/10a 以内)	1 事業の新設又は廃止 2 事業実施主体の変更 3 事業費の30%を超える 増減	有 (第9条第2 項第3号該 当)	否	める概算払記 て代えるこ。 のとする。)	
			3月31日まで						事業完了時	[実績報告] 事業完了の日 から 1 か月を 経過した日又 は3月31日の いずれか早い 日
		2-2 有機転換推進事業 (転換支援円滑化 事業) 2-1の支援を希望する農業者に対して 行う、補助金の交付、実績報告及び実施状 況の確認並びに指導の事務に必要な経費	又は交付決定 前着手承認の 日から事業完	市町村	定額		無	要		

課名	事業名	補助対象経費	補助対象	補助事業者等 (補助事業者と事業	又は	計画変更申請要件	交付決定前 着手承認の	事業計画承認申請		「状況報告 注讀報告
			期間	主体が異なる場合は それぞれ表示)	補助金額		適用除外の 有無	の要否	報告時点	報告期限
農	7 みどりの食料	3 グリーンな栽培体系加速化事業	交付決定の日	協議会、市町村、農	(1)~(6)定額(上限	1 事業の新設又は廃止	無	要	〔状況報告〕	〔状況報告〕
業	システム戦略緊	化学農薬・化学肥料の使用量低減、有機	又は交付決定	業協同組合	300万円/地区、うち(6)	2 事業実施主体の変更			12月31日	1月15日
技	急支援事業(R6	農業の取組面積の拡大、農業における温室	前着手承認の		は上限 30 万円)	3 事業費又は交付金の			(ただし、台	コート 知事が別に定
術	経済対策)	効果ガスの削減に資する環境にやさしい	日から事業完		ただし、以下の①又は②の	30%を超える増減			,, _, _ , ,	請求書をもつ
課		栽培技術と、先端技術等を組み合わせた	了の日又は3		場合は上限 360 万円/地区	$4 (1) \sim (6) \geq (7)$			1,7-31 4 7	とができるも
		「グリーンな栽培体系」への転換に要する	月 31 日まで		とする。	の経費の相互間におけ			のとする。)	
		経費			①有機農業の取組面積拡	る 30%を超える増減				
		(1) 検討会の開催			大に資する技術					
		(2) グリーンな栽培体系の検証			②以下の環境負荷軽減の				〔実績報告〕	[実績報告]
		(3) グリーンな栽培マニュアルの作成			取組みに複数取り組む				事業完了時	事業完了の日
		(4) 産地戦略の策定			場合					から 1 か月を
		(5)情報発信			・化学農薬の使用量の低					経過した日又
		(6)消費者理解の醸成			減に資する技術					は3月31日の
		(7)グリーンな栽培体系への転換に向け			・化学肥料の使用量の低					いずれか早い
		たスマート農業機械等の導入			減に資する技術					日
					・温室効果ガスの削減					
					(7)2分の1以内(上限					
					1,000 万円)					
					スマート農業技術の活用					
					に関する法律に基づき、生					
					産方式革新実施計画の認					
					定を受けている又は事業					
					実施年度内に受けること					
					が確実な場合、(1)~(6)の					
					上限額に 100 万円追加す					
					る。					

課名	事業名	補助対象経費	補助対象	補助事業者等 (補助事業者と事業	又は	計画変更申請要件	交付決定前着手承認の	事業計画承認申請		「状況報告 注讀報告
			期間	主体が異なる場合は それぞれ表示)	補助金額		適用除外の 有無	の要否	報告時点	報告期限
農	7 みどりの食料	4 SDG s 対応型施設園芸確立	交付決定の日	農業者等及び都道府	(1)~(3)定額(上限:	1 事業の新設又は廃止	無	要	〔状況報告〕	〔状況報告〕
業	システム戦略緊	化石燃料使用量削減等に資する新技術	又は交付決定	県を含む協議会、都	(1)1,500万円、(2)ア	2 事業実施主体の変更			12月31日	1月15日
技	急支援事業(R6	による栽培実証や、省エネ機器設備等によ	前着手承認の	道府県、市町村、農	及びウ 2,500 万円、(2)	3 事業費の30%を超える			(ただし、タ	知事が別に定
術	経済対策)	る効果的な加温体系実証など、環境負荷低	日から事業完	業協同組合	イ及びウ7,000万円、(3)	増減				請求書をもつ
課		減と収益性の向上を両立した施設園芸の	了の日又は3		500 万円)	4 (1) ~ (3) の経費			て代えるこ	とができるも
		モデル産地育成に要する経費	月 31 日まで		ただし、(2)ア及びウにか	の相互間における 30%を			のとする。)	
		(1) 地域エネルギーの賦存量調査及び			かる資機材費は2分の1	超える経費増減				
		賦存量マップの作成			以内					
		(2) 重点支援モデルの確立に向けた							〔実績報告〕	〔実績報告〕
		栽培・経営実証							事業完了時	事業完了の日
		ア,省エネ機器・資材を活用した栽培・								から 1 か月を
		経営実証								経過した日又
		イ,新技術を活用した栽培・経営実証								は3月31日の
		ウ,環境影響評価の実施								いずれか早い
		(3)経営指標やマニュアルの作成・情報								日
		発信								
		W (a) ar the help late Av. (a) a								
		※(2)の取組みを実施する場合は、(3)の 5個ストンポロサース こししカス								
		取組みも必ず実施することとする。								

課名	事業名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等 (補助事業者と事業 主体が異なる場合は それぞれ表示)	又は	計画変更申請要件	交付決定前 着手承認の 適用除外の 有無	事業計画 承認申請 の要否		了状況報告 逐續報告 報告期限
農業技術課	システム戦略緊	5-1 バイオマスの地産地消(推進事業) エネルギーの調達における環境負荷低減 を推進するため、地域のバイオマスを活用し たエネルギー地産地消の実現に向けたバイ オマスプラント等の調査・設計、メタン発酵 後の副産物であるバイオ液肥の地域内利用 に向けたバイオ液肥散布車等の導入やバイ オ液肥等の散布実証に要する経費 (1)事業化の推進 (2)バイオ液肥散布車等の導入 (3)メタン発酵バイオ液肥等の利用促進	又は交付決定 前着手承認の 日から事業完 了の日又は 3	地方公共団体、民間	(1)2分の1以内(上限500万円、 (2)2分の1以内 (3)定額(上限500万円)	2 事業実施主体の変更 3 事業費の30%を超える	無無無	要	〔状況報告〕 12月31日 (ただし、 める概算払	〔状況報告〕 1月15日 知事が別に定 請求書をもっ とができるも
		5-2バイオマスの地産地消(整備事業) エネルギーの調達における環境負荷低減 を推進するため、家畜排せつ物、食品廃棄物、 農作物残渣等の地域資源を活用し、売電に留 まることなく、農林漁業関連施設へのエネル ギーの供給、地域レジリエンス強化を含め た、エネルギー地産地消の実現に向けた施設 整備に要する経費 (1)バイオマスを活用した農業生産基盤 強化対策(生産基盤強化モデル) (2)地域資源循環の高度化 (3)バイオマス新技術活用モデル構築			に位置付けられた施設の	2 事業実施主体の変更3 事業実施場所の変更4 事業費の30%を超える				日

	補助対象経費	補助対象	(補助事業者と事業	補 助 率 又は	計画変更申請要件	着手承認の	事業計画承認申請	及び実	f状況報告 注績報告
		期間	主体が異なる場合は それぞれ表示)	補助金額		適用除外の 有無	の要否	報告時点	報告期限
' みどりの食料	6-1 みどりの事業活動を支える体制整	交付決定の日	地方公共団体、民間	(1)2分の1以内(上限:	1 事業の新設又は廃止	無	要	〔状況報告〕	〔状況報告〕
システム戦略緊	備 (基盤確立事業)	又は交付決定	団体等	2億円)	2 事業実施主体の変更			12月31日	1月15日
急支援事業(R6	化学肥料の代替となる生産資材やバイオ	前着手承認の		(2)定額(ただし、リー	3 事業費の30%を超える			(ただし、タ	田事が別に定
経済対策)	炭等の環境負荷の低減に資する資材の生産・	日から事業完		ス費については2分の1	増減			める概算払詞	請求書をもっ
	販売の取組み、環境負荷低減農林水産物を原	了の日又は3		以内、上限:650万円)	4 (1) ~ (3) の経費			て代えるこ。	とができるも
	材料として用いて行う新商品の開発、新商品	月 31 日まで			の相互間における 30%			のとする。)	
	の生産・販売の取組み並びに流通の合理化の				を超える増減				
	取組みを推進するため、認定基盤確立事業実				5 事業実施場所の変更				
	7271 A. Ve : 111 V V : 3 CL III I I I I I I I				((1) のみ)				〔実績報告〕
	2,							事業完了時	事業完了の日
									から1か月を
	7,17 = 7,17								経過した日又
	=== /2.2=								は3月31日の
	, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,								いずれか早い
	. , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,								日
	7 7177 717 717 717								
	,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,								
	ウ 事業成果の情報発信								
	システム戦略緊 急支援事業 (R6 経済対策)	システム戦略緊 備(基盤確立事業) 急支援事業(R6 化学肥料の代替となる生産資材やバイオ 炭等の環境負荷の低減に資する資材の生産・ 販売の取組み、環境負荷低減農林水産物を原	システム戦略緊 備(基盤確立事業) 他学肥料の代替となる生産資材やバイオ 炭等の環境負荷の低減に資する資材の生産・ 販売の取組み、環境負荷低減農林水産物を原 オ料として用いて行う新商品の開発、新商品の生産・販売の取組み並びに流通の合理化の取組みを推進するため、認定基盤確立事業実 施計画に従って行われる基盤確立事業に必要となる機械・施設の整備等に要する経費 (1)整備事業 ア 資材の生産・販売 カ 新商品の生産・販売 ウ 流通の合理化 (2)推進事業 ア 原材料等調達の安定・協会 イ 基盤確立事業実施計画における 効果の検証・改良	システム戦略緊 急支援事業 (R6 化学肥料の代替となる生産資材やバイオ 炭等の環境負荷の低減に資する資材の生産・ 販売の取組み、環境負荷低減農林水産物を原 材料として用いて行う新商品の開発、新商品 の生産・販売の取組み並びに流通の合理化の 取組みを推進するため、認定基盤確立事業実 施計画に従って行われる基盤確立事業に必要となる機械・施設の整備等に要する経費 (1)整備事業 ア 資材の生産・販売 力 流通の合理化 (2)推進事業 ア 原材料等調達の安定・協会 イ 基盤確立事業実施計画における 効果の検証・改良	システム戦略緊 備 (基盤確立事業)	システム戦略緊 急支援事業(R6 急支援事業(R6 位学肥料の代替となる生産資材やバイオ 炭等の環境負荷の低減に資する資材の生産・ 販売の取組み、環境負荷低減農林水産物を原 材料として用いて行う新商品の開発、新商品 の生産・販売の取組み並びに流通の合理化の 取組みを推進するため、認定基盤確立事業と必要となる機械・施設の整備等に要する経費 (1)整備事業 ア 資材の生産・販売 ウ 流通の合理化 (2)推進事業 ア 原材料等調達の安定・協会 イ 基盤確立事業実施計画における 効果の検証・改良 団体等 (1)整備事業 ア 原材科等調達の安定・協会 イ 基盤確立事業実施計画における 効果の検証・改良 立(2)定額(ただし、リー ス費については2分の1 以内、上限:650万円) 2 事業実施主体の変更 3 事業費の30%を超える 増減 4 (1)~(3)の経費 の相互間における 30% を超える増減 5 事業実施場所の変更 ((1)のみ)	ジステム戦略緊 (R6 化学肥料の代替となる生産資材やバイオ 炭等の環境負荷の低減に資する資材の生産・ 販売の取組み、環境負荷低減農林水産物を原 が材料として用いて行う新商品の開発、新商品の生産・販売の取組み並びに流通の合理化の取組みを推進するため、認定基盤確立事業実施計画に従って行われる基盤確立事業に必要となる機械・施設の整備等に要する経費 (1)整備事業 ア 資材の生産・販売 取売 サ 流通の合理化 (2)推進事業 ア 原材料等調達の安定・協会 イ 基盤確立事業実施計画における 効果の検証・改良	(2) 定額(ただし、リー 次等の環境負荷の低減に資する資材の生産・ 放売の取組み、環境負荷低減に資する資材の生産・ 販売の取組み、環境負荷低減に適する資材の生産・ 販売の取組みを推進するため、認定基盤確立事業に必要となる機械・施設の整備等に要する経費 (1) 整備事業 ア 資材の生産・販売 ウ 流通の合理化 (2) 推進事業 ア 原材料等調達の安定・協会 イ 基盤確立事業実施計画における 効果の検証・改良	ジステム戦略緊 備 (基盤確立事業)

課名	事業名	補助対象経費	補助対象	補助事業者等 (補助事業者と事業	補 助 率 又は	計画変更申請要件	交付決定前 着手承認の	事業計画承認申請		状況報告 續報告
			期間	主体が異なる場合は それぞれ表示)	補助金額		適用除外の 有無	の要否	報告時点	報告期限
農	7 みどりの食料	6-2 みどりの事業活動を支える体制整	交付決定の日	特定計画の認定を受	2分の1以内(上限:(1)	1 事業の新設又は廃止	無	要	〔状況報告〕	〔状況報告〕
業	システム戦略緊	備(環境負荷低減事業活動)	又は交付決定	けている者、みどり	200万円、(2)1,000万円)	2 事業実施主体の変更			12月31日	1月15日
技	急支援事業(R6	環境と調和のとれた食料システムの確立	前着手承認の	計画の認定を受けて	ただし、複数名で1つの特	3 事業費の30%を超える			(ただし、タ	田事が別に定
術	経済対策)	のための環境負荷低減事業活動の促進等に	日から事業完	いる又は令和7年度	定計画又はみどり計画の	増減				請求書をもっ
課		関する法律第 19 条第 1 項に規定する環境負	了の日又は3	末までに認定を受け	認定を受け、共同利用する	4 (1) ~ (2) の経費			て代えること	とができるも
		荷低減事業活動実施計画 (みどり計画) 又は	月 31 日まで	ることが確実な者で	機械・施設の導入を行う場	の相互間における 30%			のとする。)	
		法第 21 条第 1 項に規定する特定環境負荷低		あって、「グリーン化	合は、	を超える増減				
		減事業活動実施計画 (特定計画) の認定を受		に向けた新たな環境	(1)人数に応じ200万円	5 事業実施場所の変更				
		けた農林漁業者 (みどり認定者) が、環境負		直接支払交付金の設	を乗じた額(上限:1,000万				〔実績報告〕	〔実績報告〕
		荷低減事業活動を定着させ、又は拡大させる		計のための緊急調査	円)				事業完了時	事業完了の日
		ために必要となる機械・施設の導入又は整備		事業に協力する者	(2)人数に応じ1,000万					から 1 か月を
		に要する経費			円を乗じた額(上限:2,000					経過した日又
		(1)機械導入事業			万円)					は3月31日の
		(2)整備事業								いずれか早い
										日

課名	事業名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等 (補助事業者と事業 主体が異なる場合は それぞれ表示)	補 助 率 又は 補助金額	計画変更申請要件	交付決定前 着手承認の 適用除外の 有無	事業計画 承認申請 の要否		所状況報告 (績報告 報告期限
			±/134 ± 6.0		(4) 777787	· 古类《东部中》11岁。			(JI) Server 44.3	CID Set 40 AF 3
農	, = , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	7-1 地域循環型エネルギーシステム構		, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,			無	要	〔状況報告〕	〔状況報告〕
業	システム戦略緊	築(化学技術振興事業)			限200万円、ただし市町村				12月31日	1月15日
技	急支援事業(R6	地域の再生エネルギー資源を活用した地			が策定する農林漁業循環				, , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	知事が別に定
術	経済対策)	域循環型エネルギーシステムの構築のための の またませれ、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、							める概算払	請求書をもっ
課		の農林漁業を核とした循環経済先導地域づ							て代えるこ	とができるも
		くり、営農型太陽光発電や次世代型太陽電池	月 31 日まで	団体が必須構成員)	までの作成が見込まれる	る 30% を超える瑁滅			のとする。)	
		(ペロブスカイト)のモデル的取組み及び未		(2)地域公共団体、	場合、上限 1,000 万円)					
		利用資源(稲わら、もみ殻、竹、廃菌床等)		民間団体等	(1) ウ:2分の1以内(上				「安健却什」	(安建却什)
		のエネルギー利用を促進する取組み等に要 する経費		(3)協議会(農林					[実績報告] 事業完了時	〔実績報告〕
		9 公莊寅		漁業者、次世代型太陽電池の知見を有す					尹 果元] 时	事業完了の日 から 1 か月を
		(1)農林漁業を核とした循環経済先導地			(3) ア及びイ: 定額(機					経過した日又
		(1) 展外点来を核とした個界程度元等地 域づくり			横の賃借に係る経費 2 分					は3月31日の
		アー推進会議の開催		たは地域の農林漁業						いずれか早い
		イ 課題解決に向けた調査・地域人材		者の組織する団体が						日
		育成・栽培実証等		必須構成員)	(3) の上限は合計で					Н
		ウ 営農型太陽光発電設備の導入		必須帶,以貝)	1,700万円					
		グロストラス を表示している。			1,700 // []					
		(2) 未利用資源等のエネルギー利用促進								
		への対策調査								
		ア バイオ燃料等製造に係る資源作								
		物の栽培実証								
		イ 未利用資源の混合利用促進								
		(3)次世代型太陽電池(ペロブスカイト)								
		のモデル的取組支援								
		ア 推進会議の開催								
		イ 課題か行けるに向けた調査等								
		ウ 次世代型太陽電池の導入								

課名	事業名	補助対象経費	補助対象	補助事業者等 (補助事業者と事業	補 助 率 又は	計画変更申請要件	交付決定前 着手承認の	事業計画承認申請	* > 1	状況報告 績報告
			期間	主体が異なる場合は それぞれ表示)	補助金額		適用除外の 有無	の要否	報告時点	報告期限
農	7 みどりの食料	7-2 地域循環型エネルギーシステム構	交付決定の日	協議会、地域公共団	2分の1以内(上限2億	1 事業の新設又は廃止	無	要	〔状況報告〕	〔状況報告〕
業	システム戦略緊	築(整備事業)	又は交付決定	体又は民間団体等	3,000万円)	2 事業実施主体の変更			12月31日	1月15日
技	急支援事業(R6	地域の再生エネルギー資源を活用した地	前着手承認の			3 事業費の30%を超える			(ただし、タ	田事が別に定
術	経済対策)	域循環型エネルギーシステムの構築のため	日から事業完			増減				請求書をもっ
課		市町村が策定する農林漁業を核とした地域	了の日又は3			4 経費の相互間におけ			て代えるこ。	とができるも
		資源・再生可能エネルギーの循環利用を加速	月 31 日まで			る 30%を超える増減			のとする。)	
		化させる包括的な計画(農林漁業循環経済先				5 事業実施場所の変更				
		導計画) に基づき行う施設整備等に要する経								
		費							〔実績報告〕	〔実績報告〕
									事業完了時	事業完了の日
		(1) 再生可能エネルギー設備を効率的に								から 1 か月を
		運用するために必要な施設、附帯施設								経過した日又
		等の導入								は3月31日の
		(2) 営農型太陽光発電設備の導入								いずれか早い
										日

課名	事業名	補助対象経費	補助対象	補助事業者等 (補助事業者と事業主体が異な	補 助 率 又は	計画変更申請要件	交付決定前 着手承認の	事業計画承認申請	事業遂行 及び実	状況報告 績報告
			期間	る場合はそれぞれ表示)	補助金額		適用除外の 有無	の要否	報告時点	報告期限
農	8 スマート農業導	スマート農業機械の利用体験事業	交付決定の	農業法人、農業者の組織する団	定額 (上限 300	1 事業実施主体の変	無	要	〔実績報告〕	〔実績報告〕
業	入拡大支援事業	スマート農業技術の活用を促進するため、農	日又は交付	体(構成員3戸以上)、農業協同	千円)	更			事業完了時	事業完了の日
技		業者等がスマート農業機械等をリース・レンタ	決定前着手	組合、市町村等		2 事業内容取組の新				から 1 か月を
術		ルし、スマート農業の利便性を体験するために	承認の日か			設又は廃止				経過した日又
課		必要な経費	ら事業完了			3 事業費又は補助金				は3月31日の
			の日又は3			の 30%を超える増減				いずれか早い
			月 31 日ま							日
			で							

課名	事 業 名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等 (補助事業者と事業主体が異な	補助率 又は	計画変更申請要件	交付決定前 着手承認の 適用除外の	事業計画承認申請		f状況報告 E績報告
			刔间	る場合はそれぞれ表示)	補助金額		有無	の要否	報告時点	報告期限
農産園芸課	1 経営所得安定対策等推進事業	行政と農業団体等で組織する農業再生協議会等が行う農業者への制度周知や申請事務支援等、経営所得安定対策等の円滑な推進に必要な経費、もしくは、当該経費に対して補助する場合における当該補助に要する経費 1 経営所得安定対策等事業(2及び3の事業を除く) (1) 県段階県農業再生協議会が実施する本制度周知のための説明会開催等 (2) 市町村段階地域農業再生協議会等が実施する農業者	ら3月31日 まで		定額	1 事業の中止又は廃止 止 2 事業主体の変更 3 事業費の30%を超 える増又は補助金の 増 4 事業費の30%を超 える減	有 (第9条第2 項第 3 号該 当)	要		[実績報告] 事業完了の日 から 1 か月を 経過した日又 は 3 月 31 日の いずれか早い
		の農地情報整理・申請事務支援等 2 コメ新市場開拓等促進事業 (1) 県段階 県農業再生協議会が実施する本制度周知 のための説明会開催等 (2) 市町村段階 地域農業再生協議会等が実施する産地・ 実需協働プランの作成等	が開始され	(1) 県段階 県農業再生協議会 (2) 市町村段階 【補助事業者】 市町村 【事業主体】 地域農業再生協議会等	定額					日

課名	事業名	補助対象経費	補助対象	補助事業者等 (補助事業者と事業主体が異な	補助率 又は	計画変更申請要件	交付決定前着手承認の	事業計画承認申請		大次報告 續報告
			期間	る場合はそれぞれ表示)	補助金額		適用除外の 有無	の要否	報告時点	報告期限
農産園芸課	1 経営所得安定対策等推進事業	(1) 県段階 県農業再生協議会が実施する本制度周知		(1) 県段階 県農業再生協議会 (2) 市町村段階 【補助事業者】 市町村 【事業主体】 地域農業再生協議会等	定額	1 事業の中止又は廃止 2 事業主体の変更 3 事業費の30%を超 える増又は補助金の 増 4 事業費の30%を超 える減	有 (第9条第2 項第 3 号該 当)			[中間報告] 1月15日 事が定める概算 ってする。) [実績報告] 事業ら 1 か月を 経過月31日の いずれか早い 日

課名	事 業 名	補助対象経費	補助対象	補助事業者等 (補助事業者と事業 主体が異なる場合	補助率 又は	計画変更申請要件	交付決定前着手承認の	事業計画承認	事業遂行 及び実	状況報告 績報告
			期間	はそれぞれ表示)	補助金額		適用除外の 有無	申請の 要否	報告時点	報告期限
農産園芸課	2 阿蘇火山等防災特産対策事業	茶・葉たばこの除灰に係る 洗浄施設等導入経費に対して 補助する場合における当該補 助に要する経費 ・事業内容 洗浄施設(据置型、乗用型) の整備、さく井等の畑地か んがい施設整備 ・対象地域 防災営農施設整備計画の対 象地域であって程度が 条地はる被害の程度が 発による被害である基準に 達し、又は達するおそれが ある地域。	ら3月31日 まで	【補助事業者】	10分の10以内 ただし、事業主体に係る補	1 特殊自然災害対策施設緊急整備事業実施要綱 (平成25年2月26日付け24農振第2113号) (1)事業の中止又は廃止 (2)事業実施地区の変更 (3)事業実施主体の変更(農業者が組織する団体にあっては、3者未満になった場合を含む。) (4)事業実施主体における事業費の30%を超える増減を伴う事業内容の変更 (5)整備内容の変更 2 農山漁村地域整備交付金実施要綱(平成25年2月26日付け24農振第2098号) (1)受益面積の10%以上に及ぶ増減 (2)主要工事計画であって、次に掲げるもの ①用排水系統の著しい変更 ②ダム、頭首工、用排水機及び用排水樋門等の基盤施設の新設又は廃止、設置位置の大幅な変更 ③水路延長の20%以上に及ぶ増減 ④そのほか①から③までに準ずる主要工事計画の変更 (3)物価又は労賃の変動によるものを除く事業費の10%以上の変動(公共工事の入札、契約の改善、技術開発等による費用の縮減による事業費	有無 有 (第9条第 2項第3 5 3 5	要否	報告時点 (実績報告) 事業完了時	報告期限 [実績報告] 事業 日か月を経3月31日のいずれか早い日
						の減額であって、変更前の事業計画に基づく事業により得られる効用と同等以上の効用が得られるものによる場合を除く。)				

課名	事業名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等 (補助事業者と事業主 体が異なる場合はそ れぞれ表示)	補助率 又は 補助金額	計画変更申請要件	交付決定前 着手承認の 適用除外の 有無	事業計画 承認申請 の要否		行状況報告 (績報告 報告期限
##		たばこ産地支援事業	4 8 4 8 3	熊本県たばこ耕作振興	 	事業費の 30%を超え	有	<i>*</i>	[実績報告]	〔実績報告〕
農産	づくり支援対策事				上領(上限 262 十円)	事業質の 30%を超え る増減	(第9条第	否	事業完了時	事業完了の日
園	業	に必要な経費	まで			の相似	2項第3号		尹未元」时	から1か月を
芸	未	(1) たばこ耕作振興協議会の開催	4				該当)			経過した日又
課		(2) 地区たばこ耕作振興連絡会議の活動推進								は3月31日の
床		(3)表彰事業								いずれか早い
		(4) その他必要な事項								日
		(1)でが旧名がより、								

課名	事 業 名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等 (補助事業者と事業主 体が異なる場合はそ れぞれ表示)	補助率 又は 補助金額	計画変更申請要件	交付決定前 着手承認の 適用除外の 有無	事業計 画承認 申請の 要否		了状況報告 €績報告 報告期限
農産園芸課	4 くまもと畳表価格安定対策事業	事業主体が 国の畳表価格安定対策事業に基づき事業を実施する場合に、国の補てん金額を超えて行う助成金額と国の補てん金額との差額に要する経費	ら6月30	熊本県い業生産販売振	以下のとおりとする。 平均取引価格が助成基準価格 から最低基準価格の場合 (1)指定銘柄の場合 {(助成基 準価格ー平均取引価格)×80% 一価格帯別助成単価}×3/4 (2)一般品の場合 {(助成基準 価格ー平均取引価格)×60%ー 価格帯別助成単価}×3/4 平均取引価格が最低基準価格 以下の場合 一律に指定銘柄・一般品ごと	事業費の30%を超 える増減	有 (第9条第2 項第 2 号該 当)	要	〔実績報告〕 事業完了時	[実績報告] 事業完了の日 から 1 か月を 経過した日又 は3月31日の いずれか早い 日
	5 いぐさ産地総合 支援事業	「いぐさ・畳表の構造調整計画」に基づいて、 農業団体等が行ういぐさ・畳表の生産、流通、消 費拡大対策に係る推進事業に必要な経費			に定められた額 2分の1以内	事業費の30%を超える増減	有 (第9条第2 項第 3 号該 当)		〔実績報告〕 事業完了時	[実績報告] 事業完了の日 から 1 か月を 経過した日又 は3月31日の いずれか早い 日

課名	事業名	補助対象経費	補助対象	補助事業者等 (補助事業者と事業主体が異な	補助率 又は	計画変更申請要件	交付決定前 着手承認の	事業計画承認申請		「状況報告 注績報告
			期間	る場合はそれぞれ表示)	補助金額		適用除外の 有無	の要否	報告時点	報告期限
農	6 野菜価格安定対	一般社団法人熊本県野菜価格安定資金協会	4月1日か	一般社団法人熊本県野菜価格安	○指定野菜価	資金造成計画の変更	有	否	〔実績報告〕	[実績報告]
産	策事業	が、対象野菜の価格が対象市場において著しく	ら3月31日	定資金協会	格安定対策事		(第9条第2		事業完了時	事業完了の日
園		低落した場合に、補給金をその対象となる生産	まで		業		項第 3 号該			から 1 か月を
芸		者に交付することを目的とした資金を造成する			• 重要野菜		当)			経過した日又
課		ために必要な経費			100分の17.5					は3月31日の
					• 一般野菜					いずれか早い
					100 分の 20					日
					○契約指定野					
					菜安定供給事					
					業					
					100 分の 25					
					○特定野菜等					
					供給産地育成					
					価格差補給事					
					業					
					・特定野菜					
					100 分の 20					
					・指定野菜					
					100 分の 25					

課名	事 業 名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等 (補助事業者と事業主 体が異なる場合はそ	補助率 又は	計画変更申請要件	交付決定前 着手承認の 適用除外の	事業計画承認申請		下状況報告 E績報告
			7,411.4	れぞれ表示)	補助金額		有無	の要否	報告時点	報告期限
農	7 阿蘇火山防災園	施設整備に係る調査及び実施計画策定、栽培	交付決定の	【補助事業者】	1 調査計画	1 農村地域防災減災事	無	要	〔実績報告〕	〔実績報告〕
産	芸対策事業	管理用施設、農地被覆施設等の整備のための経	日又は交付	市町村	6分の4以内	業実施要綱(平成 29 年			事業完了時	事業完了の日
園		費、もしくは、当該経費に対して補助する場合	決定前着手	【事業主体】	(うち県費は6分の 1以内、ただし市町	3月31日付け28農振				から 1 か月を
芸		における当該補助に要する経費	承認の日か	市町村、農業協同組合、	村補助額以内)	第 1900 号)				経過した日又
課			ら事業完了	農業者の組織する団体	【事業主体への間接	(1)事業主体の変更				は3月31日の
		※対象地域	の日又は3	等	補助の場合】	(2)事業実施区域の大幅な				いずれか早い
		本事業の対象地域は、防災営農施設整備計画		(受益者3戸以上)	※補助事業者:10	変更				日
		に位置付けられた地域であって火山の爆発によ	で		分の 10 以内	(3)事業内容の変更				
		る被害の程度が、農林水産大臣が定める基準に			ただし、事業主体に 係る補助対象経費の	(4)事業費の30%を超える				
		達し、又は達するおそれがある地域。			6分の4以内(うち県	増減を伴う事業内容の				
					費は6分の1以内、た だし市町村補助額以	変更				
					内)を限度とする					
						2 農山漁村地域整備交				
					2 施設整備	付金実施要綱(平成 29				
					(1)一般地域	年3月31日付け28農				
					6分の4以内	振第 2115 号)				
					(ただし、県補助率	(1)受益面積の 10%以上				
					は6分の1以内、且つ 市町村補助額以内)	に及ぶ増減				
					门門不) 他的很多(2)	(2)主要工事計画であっ				
					【事業主体への間接	て、次に掲げるもの				
					補助の場合】 ※補助事業者:10	①用排水系統の著しい				
					分の 10 以内	変更				
					ただし、事業主体に	②ダム、頭首工、用排				
					係る補助対象経費の 6分の4以内(うち県	水機及び用排水樋門				
					費は6分の1以内、た	等の基盤施設の新設				
					だし市町村補助額以	又は廃止、設置位置				
					内)を限度とする	の大幅な変更				
			l							

課名	事業名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等 (補助事業者と事業主 体が異なる場合はそれ	補助率 又は	計画変更申請要件	交付決定前 着手承認の 適用除外の	事業計 画承認 申請の	及び実	状況報告
農産園芸課	7 阿蘇火山防災 園芸対策事業			ぞれ表示)	補助金額 (2)中山間地域 100分の69.15以内 (ただし、県補助率は100分の14.15以内、且つ市町村補助額以内、且つ農村地域防災減災事業に限る)	③水路延長の20%以上に及ぶ増減 全の他①から③までに準ずる主要工事計画の変更 (3)物価又は労賃の変動	有無	要否	報告時点	報告期限
					【事業の別の 10 分の 10 以事業主体合】 10 分の 10 以事業主体 10 分の 10 以事 対象 10 大 だ係る分の 10 人 100分の	によるものを除く事業費の10%以上の変動(公共工事の入札、契約の改善、技術開資をはる事業である。 大大				

課名	事業名	補助対象経費	補助対象 期間	補助事業者等 (補助事業者と 事業主体が異 なる場合はそ	補助率 又は 補助金額	計画変更申請要件	交付 定 前 着 る の の 除 外 の の の の の の の の の の の の の の の の	事業計 画承認 申請の	事業遂行及び実	績報告
	8 強い農業づく り支援事業	補助対象経費 強いというでは、大きないでは、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、	期間 交付決定の日又 は交付決定前着 手承認の日から	(補助事業者と 事業主体が異	又は 補助金額 (1) (2)~(8)以外の場合 100分の50以内 (2) 稲(種子用を除く。)を対象とした育苗施設を整備する際、中山間地域等以外の地域が受益の過半 を占める場合 100分の40以内		定前着 手承認	画承認	報告時点 〔中間報告〕 12月31日	報告期限 [中間報告] 1月15日 事が定める概算 に代えることが
		総施設 (3)農業廃棄物処理施設整備 2 附帯事務費 市町村が1の経費に係る事業の実 施に関し、事業の推進に必要な事務 並びに指導監督及び調査検討を行う のに必要な経費	手承認の日から	市町村	(1)~(9)の補助率と同じ)を限度とする 100分の50以内					

課名	事業名	補助対象経費	補助対象 期間	補助事業者等 (補助事業者と事業主体が異なる	補助率 又は	計画変更申請要件	交付決定前 着手承認の 適用除外の	事業計画承認申請		状況報告 績報告
			7,7,1,4	場合はそれぞれ 表示)	補助金額	A11	有無	の要否	報告時点	報告期限
農産園芸課	9 産地パワ ーデ 業	世域の高いた信息では、	の交前認ら日交の交前認ら日交の日付着の3ま付日付着の3ま付日又決手日月で決又決又は定承か31定は定は	【市済合【農団事者】 「市済合【農団事者】 「市済合【農団事業に同体組者、 本組者 本語に同体組者、 本語に同体組者、 本語に同体組者、 本語に同体組者、 本語に同体組者、 本語に同体組者 本語に同様に対して、 本語に同様に同様に対して、 本語に同様に対して、 本語に同様に同様に同様に対して、 本語に同様に同様に同様に同様に同様に同様に同様に同様に対して、 本語に同様に同様に同様に同様に同様に同様に同様に同様に同様に同様に同様に同様に同様に	(1) (2)及び(3)以外の場合 100分の50以内 (2) 稲(種子用を除く。)を対象とした育苗施設を中立	1の 又所 設 設と又のえ伴容(るく らへ事変施はの事又事計には 3るうの入減)工工の事変施はの事又事計には 3るうの入減)工工の業更工設変業は業単事交の増事の人減)工工の電量の廃又位業付を減業変にを 費雑用 新止はご費金超を内更よ除 か費	無	要		[中間報告] 1月15日 中間報告] 1月15日 が定える 横完1しよ31日 日を又のい日

課名	事業名	補助対象経費	補助対象	補助事業者等 (補助事業者と事業主体が異なる	補助率 又は	計画変更申請	交付決定前 着手承認の	事業計画承認申請	事業遂行 及び実	
VK H	7-78-1	III 7777 GARLESK	期間	場合はそれぞれ 表示)	補助金額	要件	適用除外の 有無	の要否	報告時点	報告期限
農産園芸課	9 <u>産</u> ルパワ事	Ⅲ 国産シェアの拡大 1 サプライチェーン構築推進事業 新たに加工・業務用野菜に取り組むを連携してサブライチェーンを構築するために必要な取組みに要する経費	交の交前認ら日 快又決手日月で 定は定承か31	市町村、熊本県経済農業協同組合連合会等	1 定額又は2分の1以内 品種の栽培実証等を行う場合は定額とし、農業用機 械等のリース導入を行う場合2分の1以内とする。 【事業主体への間接補助の場合】 補助事業者:10分の10以内 ただし、事業主体に係る補助対象経費の補助額(定額(100分の50相当))を限度とする	1 の 又所 設 設と又のえ伴容(るく らへ事変施はの事又事計には3るうの入滅)工工の業更工設変業は業単事交の、増事の人滅)工工の電量更の廃又位業付を減業変にを 費雑用主 箇置更の廃又位業付を減業変にを 費雑用	無	要 要		〔中月15日 1月15日 前報告〕 「中間報告」 「本でえ。) 「実業ら過まれた。) 「実業ら過まれた日日のい日

課名	事 業 名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等 (補助事業者と事業主体が異な	補助率 又は	計画変更申請要件	交付決定前 着手承認の 適用除外の	事業計画承認申請		f状況報告 E績報告
			初印	る場合はそれぞれ表示)	補助金額		有無	の要否	報告時点	報告期限
農産園芸課	10 水田産地化総合推進事業	産地・生産者自らが、需給動向や実需者ニーズに応える産地戦略を確立し、主食用米の生産に取り組むとともに、水田農業の制度や環境の変化に適応した水田のフル活用を推進するために必要な経費、もしくは、当該経費に対して補助する場合における当該補助に要する経費1需要適合生産推進事業(1)熊本県農業再生協議会・地域協議会別作付目安の算定・提示・広域的な需給動向の収集・分析・地域協議会等への新たな仕組みの周知・理解	ら3月31日	熊本県農業再生協議会	定額	1 事業費の 30%を超 える増減 2 事業主体の変更	有 (第9条第2 項第 3 号該 当)	要	〔実績報告〕 事業完了時	[実績報告] 事業完了の日 から 1 か月を 経過した日又 は3月31日の いずれか早い 日
		促進 ・その他主食用米の需要に適合した生産の推進 (2)地域農業再生協議会 ・生産者別作付目安の算定・提示	4月1日から3月31日	【補助事業者】	定額					
		・農業者への新たな仕組みの周知・理解促進 ・地域の需要動向の分析 ・主食用米生産状況の把握 ・産地戦略の総合的な取りまとめ ・その他主食用米の需要に適合した生産の推進	まで	【事業主体】 地域農業再生協議会						
		(3) 熊本県主食集荷協同組合 ・集荷業者及び農業者への新たな仕組みの周知・理解促進 ・県需要量算定等に係る助言指導 ・需給調整に係る関係機関との協議 ・その他主食用米の需要に適合した生産の推進		熊本県主食集荷協同組合	定額					

課名	事業名	補助対象経費	補助対象	補助事業者等 (補助事業者と事業主体が異な	補助率 又は	計画変更申請要件	交付決定前 着手承認の	事業計画承認申請		「状況報告 €績報告
			期間	る場合はそれぞれ表示)	補助金額		適用除外の 有無	の要否	報告時点	報告期限
農産園芸課	10 水田産地化総合推進事業	2 産地戦略確立支援事業 (1) 市町村 ・産地戦略作成における土地利用計画や地域振 興施策との調整 ・水田農業に関する住民ニーズの把握・分析 ・その他主食用米の産地戦略の確立 (2) 地域 J A ・生産者の意向把握・助言 ・各地域の実需者ニーズの把握・分析 ・その他主食用米の産地戦略の確立	4月1日か ら3月31日 まで 4月1日か ら3月31日 まで	【補助事業者】	定額	1 事業費の 30%を超 える増減 2 事業主体の変更	有 (第9条第2 項第 3 号該 当)	要	(実績報告) 事業完了時	[実績報告] 事業完了の日 から 1 か月を 経過した日又 は3月31日の いずれか早い 日
		3 水田農業競争力強化支援マネージャー設置 水田農業競争力強化支援マネージャー設置に 要する経費		熊本県農業協同組合中央会	定額					

課名	事業名	補助対象経費	補助対象	補助事業者等 (補助事業者と事業主体が異な	補助率 又は	計画変更申請要件	交付決定前 着手承認の	事業計画承認	事業遂行 及び実	状況報告 績報告
			期間	る場合はそれぞれ表示)	補助金額		適用除外の 有無	申請の 要否	報告時点	報告期限
農	11 園芸産地にお	自然災害発生に備え、災害に強い園芸産地を	交付決定の	【補助事業者】	1 定額	1 事業の中止又は廃	無	要	[中間報告]	〔中間報告〕
産	ける事業継続強	形成するため、事業継続計画の検討及び策定や	日又は交付	市町村		止			12月31日	1月15日
園	化対策事業	非常時の協力体制整備に必要な経費と、事業継	決定前着手	【事業主体】	2 (1) 定額	2 事業主体の変更			(ただし、知事	事が定める概算
芸		続計画の実践に必要な経費、もしくは、当該経	承認の日か	市町村、公社、農業者の組織する	(2)2分の1	3 事業費の 30%を超			請求書をもって	
課		費に対して補助する場合における当該補助に要	ら3月31日	団体、地域農業再生協議会等、特	以内	える増又は補助金の			できるものとす	
		する経費	まで	認団体	【事業主体へ	増			1000	
					の間接補助の	4 事業費又は補助金				
		1 事業継続計画の検討及び策定、非常時の協			場合】	の 30%を超える減			〔実績報告〕	〔実績報告〕
		力体制整備			※補助事業					事業完了の日
					者:10分の10					から 1 か月を
		2 事業継続計画の実践			以内					経過した日又
		(1)自力施工等の技能習得、災害復旧の実証			ただし、事業					は3月31日の
		(2) 既存ハウスの補強等の被害防止対策			主体に係る補					いずれか早い
					助対象経費の					日
					2 分の 1 以内					
					を限度とする					

課名	事業名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等 (補助事業者と事業主体が異な る場合はそれぞれ表示)	補助率 又は 補助金額	計画変更申請要件	交付決定前 着手承認の 適用除外の 有無	事業計 画承認 申請の 要否	事業遂行 及び実 報告時点	状況報告 績報告 報告期限
農産園芸課	12 未来型 (スマート DX) 果樹栽培 技術推進事業	ドローン等の省力機器と省力栽培技術による労働生産性の高い果樹経営のモデル設置・実証に要する経費に対して補助する場合における当該補助に要する経費	日又は交付 決定前着手 承認の日か	古町村		1 事業主体の変更 2 事業費の30%を超える増減を伴う事業内容の変更(ただし、入札による減は除く)	無	要		〔実績報告〕 事業完了の日 から 1 か月を 経過した日又 は 3 月 31 日の いずれか早い 日

課名	事 業 名	補助対象経費	補助対象	補助事業者等 (補助事業者と事業主体が異な	補 助 率 又は	計画変更申請要件	交付決定前 着手承認の 適用除外の	事業計画承認申請		「大沢報告 ₹績報告
			期間	る場合はそれぞれ表示)	補助金額		有無	の要否	報告時点	報告期限
農	13 くまもと露地野	(1) 実需者ニーズ型生産体制構築支援	交付決定の	熊本県経済農業協同組合連合	2分の1以内	1 事業の中止又は廃	無	要	〔実績報告〕	〔実績報告〕
産	菜シェア拡大支援	露地野菜の新産地化や面積拡大等の収益	日又は交付	会、農業協同組合、農業者の組織		止			事業完了時	事業完了の日
園	事業	強化の取組みに対して必要な経費	決定前着手	する団体		2 事業費の 30%を超				から1か月を
芸			承認の日か			える増減				経過した日又
課			ら3月31日							は3月31日の
			まで							いずれか早い
		(2) 加工用ばれいしょ産地強化支援		農業協同組合、農業者の組織す	2分の1以内	1 事業の中止又は廃				日
		加工用ばれいしょの産地化に向けた栽培実証等		る団体等		止				
		の取組みに対して必要な経費				2 事業費の 30%を超				
						える増減				
		(3) 畑作物産地生産体制確立・強化事業		【補助事業者】	①2 分の1以	1 事業の中止又は廃				
				市町村、農業者の組織する団体、	内	止				
		①ばれいしょの畑作営農の大規模化に向		地域農業再生協議会、民間事業	(リース導入	2 事業実施主体の変				
		けた省力化等の推進に係る省力作業機械		者、公益社団法人	の場合は、物	更				
		等の導入に要する経費、もしくは、当該		【事業主体】	件相当額の 2	3 事業費の 30%を超				
		経費に対して補助する場合における当該		市町村、農業者の組織する団体、	分の1以内)	える増又は補助金の				
		補助に要する経費		地域農業再生協議会、民間事業		増				
				者、公益社団法人	【事業主体へ	4 事業費又は補助金				
		②ばれいしょの病害虫抵抗性品種の導入			の間接補助の	の 30%を超える減				
		や健全な種子の安定供給に対する取組み			場合】	5 成果目標の変更				
		等に要する経費、もしくは、当該経費に			補助事業者:10					
		対して補助する場合における当該補助に			分の 10 以内					
		要する経費			ただし、事業					
					主体に係る補					
					助対象経費の					
					2分の1以内					
					を限度とする					
					②定額					

課名	事業名	補助対象経費	補助対象	補助事業者等 (補助事業者と事業主体が異な	補 助 率 又は	計画変更申請要件	交付決定前着手承認の	事業計画承認申請	事業遂行 及び実	
			期間	る場合はそれぞれ表示)	補助金額		適用除外の 有無	の要否	報告時点	報告期限
農	14 生産資材価格高	(1) 生産資材コスト緊急低減事業	交付決定の	農業者の組織する団体等	3分の1以内	1 事業の中止又は廃	無	要	[実績報告]	[実績報告]
産	騰緊急対策事業	生産資材コスト削減に対して必要な経費	日又は交付		(※上限補助	止			事業完了時	事業完了の日
園			決定前着手		額 2,000 千円/	2 事業実施主体の変				から1か月を
芸			承認の日か		戸)	更				経過した日又
課			ら3月31日			3 事業費の 30%を超				は3月31日の
			まで			える増又は補助金の増				いずれか早い
						4 事業費又は補助金				目
						の 30%を超える減				
						(ただし、入札による減				
						は除く)				
		(2)集出荷施設等コスト高騰対策支援事業	令和6年4	熊本県経済農業協同組合連合	2分の1以内	補助金額の変更	有	否	無	_
		野菜果樹等の集出荷施設や米麦大豆の共	月1日から	会、農業協同組合、農業者の組織			(第9条第2		(第 19 条第 2	
		同乾燥施設等における動力光熱費の高騰に伴	令和 6 年 9	する団体等			項第2号該		号該当)	
		い増加した経費	月 30 日ま				当)			
			で							

課名	事 業 名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等 (補助事業者と事業主体が異な る場合はそれぞれ表示)	補 助 率 又は 補助金額	計画変更申請要件	交付決定前 着手承認の 適用除外の 有無	事業計画 承認申請 の要否		状況報告 績報告 報告期限
農産園芸課	15 脱炭素型施設園 芸緊急対策事業	(1)施設園芸省エネ化緊急対策事業 ヒートポンプ等の省エネ機器導入に要する 経費 (2)農業用木質パイオマス安定供給支援 農業用木質ペレットの安定的な供給に要する経費	日又は交付 決定前着手 承認の日か ら3月31日 まで 4月1日か	農業協同組合、木質バイオマス	2分の1以内	1 事業の中止又は廃止 2 事業実施主体の変 更 3 事業費の 30%を超 える増又は補助金の増 4 事業費又は補助金の30%を超える減 (ただし、入札による減 は除く) 1 事業の中止又は廃止 2 事業実施主体の変 更 3 事業費の 30%を超 える増又は補助金の増 4 事業費又は補助金の増 4 事業費又は補助金の の 30%を超える減	無 有 (第 9 条 3) 2 項 該 当)	要	〔実績報告〕 事業完了時	[実績報告] 事業完了の日 から1か月を 経3月31日の いずれか早い 日

課名	事 業 名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等 (補助事業者と事業主体が異な	補助率 又は	計画変更申請要件	交付決定前 着手承認の 適用除外の	事業計 画承認 申請の	事業遂行 及び実	状況報告 績報告
			判旧	る場合はそれぞれ表示)	補助金額		有無	要否	報告時点	報告期限
農産園芸課	16 攻めの園芸緊急 生産対策事業	生産資材価格高騰の影響を受ける中、熊本県農業の成長をけん引する「攻めの園芸」を展開するため、PQC の最適化や高温対策に資する農業機械・施設等の導入に必要な経費、もしくは、当該経費に対して補助する場合における当該補助に要する経費 (1) PQC生産支援対策ア施設・機械の整備イ生産基盤強化 (2) 高温対策	日又は交付 決定前着手 承認の日か	市町村 【事業主体】	以 内	3 事業費の30%を超 える増減を伴う事業	浦	角		〔実績報告〕事業完了の日から1か月を経過した日又は3月31日のいずれか早い日
	17 畑地化促進事業	畑地化促進事業 (1)畑作物の産地づくりに向けた体制構築(団地化やブロックローテーション等)のための調整に要する経費 (2)水田の畑地化に伴い支払いの必要が生ずる土地改良区地区除外決済金等の経費	が開始され た時点から 3月31日ま	(1) 県段階 県農業再生協議会 (2)地域段階 【補助事業者】 市町村 【事業主体】 市町村 地域農業再生協議会	(1)定額 (上限 3,000 千円 (2)定額 (上限 250 千 円/10a)	1 事業の中止又は廃止 止 2 事業主体の変更 3 事業費の 30%を超える増又は補助金の増 4 事業費の 30%を超える減	有 (第9条第2 項第 3 号該 当)	否	(ただし、概覧って代えること とする。) [実績報告] 事業完了時	[中間報告]1月15日算払請求書をも算払請求書をも実績報告]事業 元 か月を経3月31日のいずれか早い日

課名	事業名	補助対象経費	補助対象	補助事業者等 (補助事業者と事業主体が異な	補助率 又は	計画変更申請要件	交付決定前 着手承認の	事業計画承認申請		大次報告 續報告
			期間	る場合はそれぞれ表示)	補助金額		適用除外の 有無	の要否	報告時点	報告期限
農	18 選ばれる園芸産	販促活動経費等が高騰する中で、園芸産地の	4月1日か	農業者の組織する団体等	2分の1以内	1 事業の中止又は廃	有	要	〔実績報告〕	[実績報告]
産	地緊急支援事業	販売力強化にむけた取組みに要する経費	ら事業完了		(※上限補助	止	(第9条第		事業完了時	事業完了の日
園			日又は3月		額 30 千円/	2 事業費の 30%を超	2項第3号			から1か月を
芸			31 日まで		人または	える増又は補助事業	該当)			経過した日又
課					4,500 千円/団	費の増				は3月31日の
					体のいずれか	3 事業費又は補助金				いずれか早い
					低い方(ただ	の 30%を超える減				日
					し、8月大雨					
					で被害を受け					
					た団体(※)は					
					40 千円/人					
					または6,000					
					千円/団体の					
					いずれか低い					
					方))					
					※県に農作物					
					被害報告のあ					
					った地域で、					
					当該被害作物					
					を生産してい					
					る団体					

			補助対象	補助事業者等 (補助事業者と事業主体が	補助率		交付決 定前着 手承認	事業計画承認		状況報告 績報告
課名	事業名	補助対象経費	期間	異なる場合はそれぞれ表示)	又は 補助金額	計画変更申請要件	の適用除外の有無	申請の要否	報告時点	報告期限
農	19 くまもと土地利	(1)整備事業	交付決定	【補助事業者】	10 分の 10 以内	1 事業費の	無	要	〔実績報告〕	〔実績報告〕
産	用型農業競争力強	地域営農組織等の生産コスト低減の取組み	の日又は	市町村等	ただし、事業主体に係る補助対	30%を超える増			事業完了時	事業完了の日
園	化緊急支援事業	に必要な機械の整備等に要する経費	交付決定		象経費の2分の1以内を限度と	減を伴う事業内				から1か月を
芸		①平坦地域対策	前着手承	【事業主体】	する	容の変更				経過した日又
課		地域営農組織育成支援	認の日か	地域営農組織、農業法人等		2 事業主体の変				は3月31日の
		地域営農組織等の規模拡大のために必	ら3月31			更				いずれか早い
		要な機械等の整備に要する経費	日まで							日
		②中山間地域対策								
		中山間地域等組織化支援								
		中山間地域等での共同利用・組織化に必								
		要な機械の整備に要する経費								

課名	事業名	補助対象経費	補助対象	補助事業者等 (補助事業者と事業主体が異な	補助率 又は	計画変更申請要件	交付決定前着手承認の	事業計画承認申請		状況報告 績報告
			期間	る場合はそれぞれ表示)	補助金額		適用除外の 有無	の要否	報告時点	報告期限
農産園芸課	20 くまもと茶ビ ジネス確立支援 事業	1 くまもと茶生産対策支援 ①茶生産技術員の資質向上に要する経費 ②市場販売単価向上のための現地重点指導 に要する経費	4月1日から 3月31日ま で	農業団体等	①2分の1以内 (上限50千円) ②2分の1以内 (上限100千円)	1 事業主体の変 更 2 事業費の 30% を超える増減	有 (第9条第 2項第3号 該当)	要	〔実績報告〕 事業完了時	[実績報告] 事業完了の日 から1か月を 経過した日又 は3月31日の いずれか早い 日
		2 くまもと茶販路拡大対策 首都圏や県外の競合が少ない地域での販売推進に要する経費		熊本県経済農業協同組合連合会 等	2分の1以内 (上限700千円)					
		3 くまもと茶流通・販売対策支援 県内消費者等に向けたくまもと茶の魅力 発信、認知度向上を図るPR・販売対策等の 取組みに要する経費		農業団体等	2分の1以内 (上限1, 200千円)					
		4 くまもと茶地産地消環境づくり支援 小中学生等若年層を対象とした出前講 座の実施に要する経費		ンストラクター協会熊本県支部	定額(実施経費は 1校当たり上限30 千円)		無			
		5 チャレンジ活動支援 産地の特徴や強みを生かした独自の取組 みや、香味や機能性などに着目した特徴ある 茶商品開発、経営の多角化など新たなチャレ ンジ活動に要する経費	の日又は3	市町村、農業団体、茶地区協議会、茶商業協同組合等	定額 (上限300千円)					

課名	事業名	補助対象経費	補助対象	補助事業者等 (補助事業者と事業主体が異な	補助率 又は	計画変更申請要件	交付決定前 着手承認の	事業計画承認申請		「状況報告 注績報告
			期間	る場合はそれぞれ表示)	補助金額		適用除外の 有無	の要否	報告時点	報告期限
農	21 主要農作物改良					事業費の 30%を超える	有	否	[実績報告]	[事業実績]
産	協会補助事業	採種の生産管理指導及び米・麦・大豆の生産安			1,064 千円)	増減	(第9条第2		事業完了時	事業完了の日
園		定、品質改善を行うために必要な経費	まで				項第 3 号該			から 1 か月を
芸							当)			経過した日又
課										は3月31日の
										いずれか早い
										日

課名	事業名	補助対象経費	補助対象	補助事業者等 (補助事業者と事業主体が異な	補助率 又は	計画変更申請要件	交付決定前着手承認の	事業計画承認申請		「状況報告 €績報告
			期間	る場合はそれぞれ表示)	補助金額		適用除外の 有無	の要否	報告時点	報告期限
農産園芸課	22 くまもとの米魅 力発信・競争力強 化支援事業	県産米の安定した需要を確保し、経営の安定 化を図るため、熊本県産米のリーディング品種 「くまさんの輝き」を中心に、生産から消費ま での総合的な対策を実施する次の事業に必要な 経費 1 くまもとの米対策 くまもと売れる米づくり推進本部が行う、 生産・販売戦略策定、幅広い価格帯に対応し た産地づくり、主要消費地への生産・産地情 報の発信、食育・消費拡大対策に要する経費	ら3月31日			 事業主体の変更 事業費の30%を超える増減 	有 (第9条第2 項第 3 号該 当)	要	[実績報告] 事業完了時	[事業実績] 事業完了の日 から 1 か月を 経過した日又 は 3 月 31 日の いずれか早い 日
		2 くまさんの輝き拡大推進支援 「くまさんの輝き」の生産対策・販路拡大・ PR活動に必要な経費	応3日31日	熊本県農業協同組合中央会(く まもと売れる米づくり推進本 部)、農業協同組合等	2分の1以内					
		3 新規需要米生産・需要拡大支援 新規需要米における、作付拡大や収量向上 に向けた栽培管理指導、需給の調整、仕分集 荷等、生産拡大の取組みに必要な経費及び県 産米粉用米を用いた米粉商品開発や販売促 進、販路拡大の取組みに必要な経費	ら3月31日 まで		(ただし米粉					

			補助対象	補助事業者等 (補助事業者と事業主体が	補助率		交付決 定前着	事業計画承認		大: 大: : : : : : : : : : : : : : : : : :
課名	事業名	補助対象経費	期間	異なる場合はそれぞれ表示)	又は 補助金額	計画変更申請要件	手承認 の適用 除外の 有無	申請の要否	報告時点	報告期限
農	23 県産麦・大豆生	生産流通対策支援	4月1日か	(1)熊本県経済農業協同組	2分の1以内	1 事業の中止ま	有	要	[実績報告]	〔実績報告〕
産	産拡大総合推進事	麦類の赤かび病等の対策強化や需要に対応	ら事業完	合連合会	(上限	たは廃止	(第9		事業完了時	事業完了の日
園	業	した生産・品質向上・新産地育成等対策に要す	了の日ま	(2)熊本県主食集荷協同組	(1) 1,823 千円	2 事業主体の変	条第2			から1か月を
芸		る経費	たは 3 月	合	(2) 177 千円	更	項第3			経過した日又
課			31 日まで			3 事業費の	号該			は3月31日の
						30%を超える増	当)			いずれか早い
						又は補助金の増				日
						4 事業費又は補				
						助金の30%を				
						超える減				

課名	事業名	補助対象経費	補助対象	補助事業者等 (補助事業者と事業主体が異な	補助率 又は	計画変更申請要件	交付決定前着手承認の	事業計画承認申請		「状況報告 ₹績報告
			期間	る場合はそれぞれ表示)	補助金額		適用除外の 有無	の要否	報告時点	報告期限
農産園芸課	24 いぐさ・畳表生 産体制強化支援対 策事業	農業団体等が、均質で品質の高いいぐさ・畳表の生産体制の確立に取り組む組織・産地を育成するために必要な次の経費に対して補助する場合における当該補助に要する経費 (1)専用機械導入支援 専用機械の導入に係る経費 (2)専用機械機能強化支援 専用機械の機能強化に必要な経費	日又は交付 決定前着手 承認の日か	市町村、農業協同組合、農業協同	(1)、(2) 10 分の 10 以 内 ただし、事業 主体に係る補 助対象経費の 2 分の 1 以内 を限度とする	費の30%を超える増	無	要	[実績報告] 事業完了時	[事業実績] 事業完了の日 から 1 か月を 経過した日又 は 3 月 31 日の いずれか早い 日
	25 熊本県野菜振興協会補助事業	一般社団法人熊本県野菜振興協会が、本県の 野菜振興を目的として実施する産地育成対策、 組織強化対策等を展開するために必要な経費				経費の30%を超える増減	有 (第9条第2 項第 1 号該 当)		[実績報告] 事業完了時	[事業実績] 事業完了の日 から 1 か月を 経過した日又 は3月31日の いずれか早い 日

課名	事 業 名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等 (補助事業者と事業主体が異な	補助率 又は	計画変更申請要件	交付決定前 着手承認の 適用除外の	事業計画承認申請		状況報告 績報告
			朔间	る場合はそれぞれ表示)	補助金額		有無	の要否	報告時点	報告期限
農産園芸課	26 熊本県青果物消費拡大協議会補助事業	熊本県青果物消費拡大協議会が実施する流通 対策や一般消費者を対象とした消費宣伝活動等 に必要な経費		熊本県青果物消費拡大協議会	定額 (上限7,093千円)	経費の30%を超える増減	有 (第9条第 2項第1号 該当)	否	[実績報告] 事業完了時	[事業実績] 翌年度の 4 月 30 日
	27 未来につながる 「ゆうべに」産地 強化対策事業	援に要する経費及びブランド強化に向けた PR 等に対する助成	日又は交付 決定前着手 承認の日か ら3月31日	2 熊本県経済農業協同組合連		1 事業主体の変更 2 事業費の 30%を超 える増減	無	要	〔実績報告〕 事業完了時	[実績報告] 事業完了の日 から 1 か月を 経過した日又 は3月31日の いずれか早い 日
	28 花き協会補助事業	熊本県花き協会が、本県花き生産出荷組織の 育成強化並びに生産経営及び流通の改善を図る ため、各種事業を実施するために必要な経費		熊本県花き協会		経費の 30%を超える増 減	有 (第9条第2 項第 1 号該 当)	否	[実績報告] 事業完了時	[事業実績] 事業完了の日 から 1 か月を 経過した日又 は 3 月 31 日の いずれか早い 日

課名	事業名	補助対象経費	補助対象 期間	補助事業者等 (補助事業者と事業主体が異な	補助率 又は	計画変更申請要件	交付決定前 着手承認の 適用除外の	事業計画承認申請		状況報告 績報告
			2À11E1	る場合はそれぞれ表示)	補助金額		有無	の要否	報告時点	報告期限
農産園芸課	29 くまもとの花ステップ事業	費	日又は交付 決定前着手 承認の日か ら3月31日 まで	農業協同組合、農業協同組合連 合会、農業者の組織する団体、農	2分の1以内	1 事業主体の変更 2 事業費の 30%を超 える増減	無	要	[実績報告] 事業完了時	[実績報告] 事業完了か月を 1 から 1 は 3 月 31 日 日 を は 3 月 31 早 い 日

課名	事業名	補助対象経費	補助対象	補助事業者等 (補助事業者と事業主体が異	補助率 又は	計画変更申請要件	交付決定前着手承認の	事業計画承認申請		状況報告 績報告
			期間	なる場合はそれぞれ表示)	補助金額		適用除外の 有無	の要否	報告時点	報告期限
農産園芸課	30 次代につながる 果樹産地づくり 支援事業	(1) 生産基盤の整備・推進事業 ア 産地の将来像づくり 果樹産地協議会による、産地の将来像 づくり等に要する経費 イ 将来像の実現 果樹産地協議会による、集積基盤整備団 地を作る整備計画実現に要する経費、もし くは、当該経費に対して補助する場合にお ける当該補助に要する経費 (2) 労働力補完・担い手確保対策事業 ア 作業受託組織の育成支援 農業者の組織する団体等による、新規 組織設立や既存組織の受託能力向上に 必要な作業員育成や作業機器の導入に 要する経費、もしくは、当該経費に対し て補助する場合における当該補助に要 する経費 ① 新規組織 ② 既存組織の受託能力向上	交の交前認用31日は定は定承らま		円)(ただし、同一果 物議会の申請は一度に限る) イ定額(500千円/50 a) ①新規組織定額(600千円) ②既能力向上	業内容の変更	無	要	[実績報告] 事業完了時	「実績報告」 事業完了の日 から1 か月を 経過した日又 は3月31日の いずれか早い 日

課名	事業名	補助対象経費	補助対象	補助事業者等 (補助事業者と事業主体が異	補助率 又は	計画変更申請要件	交付決定前 着手承認の	事業計画承認申請	事業遂行 及び実	
	, ,,,		期間	なる場合はそれぞれ表示)	補助金額		適用除外の 有無	の要否	報告時点	報告期限
農産園芸課	30 次代につながる 果樹産地づくり支援事業	イ 新たな担い手確保体制強化事業 農業者の組織する団体等による、担い 手確保のための樹園地の中間管理体制の 強化に要する経費、もしくは、当該経費 に対して補助する場合における当該補助 に要する経費		(2) イ 【補助事業者】 市町村、農業協同組合、 地区協議会、農業者の組織する団体、集落、農業法人 【事業主体】 農業協同組合、地区協議会、 農業者の組織する団体、 集落、農業法人	定額(面積に応 じて)(上限 1,500千円)					
		(3) 気象の変化に対応できる技術確立事業 農業者の組織する団体等による、温州み かんの高品質果実生産技術、不知火類等の 貯蔵環境改善技術、気象による障害軽減技 術のモデル実証に要する経費、もしくは、 当該経費に対して補助する場合における当 該補助に要する経費		(3) 【補助事業者】 市町村、農業者の組織する団 体、農業生産法人(構成員3戸 以上)、農業協同組合 【事業主体】 農業者の組織する団体 農業生産法人(構成員3戸以 上)、農業協同組合	· ·					

				補助事業者等	補助率		交付決定前	事業計画		状況報告
課名	事 業 名	補助対象経費	補助対象 期間	(補助事業者と事業主体 が異なる場合はそれぞ れ表示)	又は補助金額	計画変更申請要件	着手承認の 適用除外の 有無	承認 申請 の要 否	報告時点	報告期限
農産園芸課	31 地域特産物産地 づくり緊急支援対 策事業	1 地域特産物産地づくり緊急支援対策事業 市町村等が実施する葉たばこ、茶、その他特 産農作物振興のための生産から加工・販売対策 に係る推進事業、小規模土地基盤整備、施設・ 機械整備、茶園の台切り更新に必要な経費、も しくは、当該経費に対して補助する場合におけ る当該補助に要する経費 (1)推進事業 生産から加工・販売対策に係る推進事業	決定前着手 承認の日か ら3月31日	市町村、農業協同組合、農 業協同組合等が組織する 団体	3分の1以内 【事業主体への間接補助の場合】 補助事業者: 10分の10以内 ただし、事業主体に係る補助対象経費の3分の1以内を限度とする	1 事業主体の変更 2 事業費の 30%を 超える増減	無	要	〔実績報告〕 事業完了時	(実績報告) 事業完了の日から1か月を経過した日又は3月31日のいずれか早い日
		(2)条件整備事業①小規模土地基盤整備②施設・機械整備③茶園台切り更新		市町村、農業協同組合、農 業協同組合等が組織する 団体	①②3分の1以内 (ただし、①のうち県育 成茶品種「熊本 TC01」の 新植・改植、及び、②の うち不園被 では、2分の1 以内) ③定額(上限 15 千円 10a) 【事業主体への間接補助助事業合】 補助事業合】 補助以内 ただし、事業主体にる るが、②の が大だし、事業主体にる では、2分の1 以内 のの1の以内 をでは、2分の1 以内 でが、2のの が大だし、事業を でが、3 分の1の以下によるでは、2の でが、4のの でが、2のの 2のの 2のの 2のの 2のの 2のの 2のの 2のの 2のの 2のの	 事業主体の変更 施行箇所の変更 事業費の30%を超える増減を伴う事業内容の変更 	無	要		

課名	事業名	補助対象経費	補助対象	補助事業者等 (補助事業者と事業主体が異な	補助率 又は	計画変更申請要件	交付決定前 着手承認の	事業計画承認申請		状況報告 績報告
			期間	る場合はそれぞれ表示)	補助金額		適用除外の 有無	の要否	報告時点	報告期限
農産園芸課	32 園芸施設有効活用緊急支援事業	生産資材価格高騰の影響を受ける中、ハウス整備のコスト低減につながる遊休化ハウスの有効利用等に必要な経費、もしくは、当該経費に対して補助する場合における当該補助に要する経費 遊休化ハウスの移設既存ハウスの長寿命化(補強・補修)仕様変更 等	日又は交付 決定前着手	市町村 【事業主体】 地域計画に位置付けられた担い	10 分の 10 以 内 ただし、事業 主体に係る費 助対象経費の 3 分の 1 以内 を限度とする	2 施行箇所の変更 3 事業費の30%を超 える増減を伴う事業 内容の変更 (ただし、入札による	無	要	事業完了時	〔実績報告〕 事業完了の日 から 1 か月を 経過した日又 は3月31日の いずれか早い 日

課名	事業名	補助対象経費	補助対象	補助事業者等 (補助事業者と事業主体が異な	補助率 又は	計画変更申請要件	交付決定前 着手承認の	事業計画承認申請		「状況報告 注績報告
			期間	る場合はそれぞれ表示)	補助金額		適用除外の 有無	の要否	報告時点	報告期限
農	33 種子産地強化整	生産資材価格高騰の影響を受ける中、農作物	交付決定の	【補助事業者】		1 事業の中止又は廃	無	要	〔実績報告〕	〔実績報告〕
産	備緊急支援事業	(稲・麦・大豆) 種子の生産体制の維持・強化			機械等の本体				事業完了時	事業完了の日
遠		に必要な機械の導入等の経費	決定前着手		価格の3分の	2 事業実施主体の変				から 1 か月を
芸			承認の日か	E 1 E 2 E 3 E 3 E 5 E 5 E 5 E 5 E 5 E 5 E 5 E 5	- > •	更				経過した日又
課				て種子生産を行う者)、又はその		3 事業費の 30%を超				は3月31日の
			まで	組織する団体、農業協同組合		える増又は補助金の増				いずれか早い
						4 事業費又は補助金				日
						の 30%を超える減				
	34 県産麦・大豆産	1 麦パートナー強化支援	令和7年2	(1) 県産麦の加工を行う企業	2分の1以内	1 事業の中止又は廃	有	要	〔実績報告〕	〔実績報告〕
	地緊急支援事業	生産資材価格高騰の影響を受ける中、以下の	月 28 日か	等、県産麦又は麦製品の販売を	(上限	止	(第9条第		事業完了時	事業完了の日
		取組に係る経費	ら事業完了	行う企業等	(1)1,000千	2 事業実施主体の変	2 項第 3 号			から 1 か月を
		(1) 需要拡大対策事業	の日または	(2)熊本県経済農業協同組合	円	更	該当)			経過した日又
		産地連携体制整備、商品開発、消費拡大等、	令和8年3	連合会、農業協同組合、農業者の	(2)1,500千	3 事業費の 30%を超				は3月31日の
		県産麦の需要拡大に資する取組に必要な経費	月 31 日ま	組織する団体	円)	える増又は補助金の増				いずれか早い
		(2) 需要対応産地育成対策事業	で			4 事業費又は補助金				日
		小麦及び大麦の需要に応じた新品種導入の				の 30%を超える減				
		検討や高品質麦の生産に向けた試験栽培等、								
		生産拡大・品質向上に向けた取組に必要な経費								
		я								
		2 大豆産地力アップ支援		熊本県経済農業協同組合連合	2分の1以内					
		生産資材価格高騰の影響を受ける中、需要を		会、農業協同組合、農業者の組織						
		満たす新品種の試験栽培や新技術の実証等生産		する団体						
		拡大のために必要な経費								

課名	事業名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等 (補助事業者と事業主体が異な る場合はそれぞれ表示)	補助率 又は 補助金額	計画変更申請要件	交付決定前 着手承認の 適用除外の 有無	事業計画 承認申請 の要否		下状況報告 実績報告 報告期限
農産園芸課	35 麦・大豆生産 技術向上事業 (R6経済対策 分)	表・大豆生産技術向上事業 (1) 麦・大豆の団地化推進 麦・大豆の何付けの団地化等生産性向上の 取組に当たり必要な経費に対して補助する場合における当該補助に要する経費 (2) 麦・大豆の先進的な営農技術の導入 先進的な営農技術を導入する取組に対する 助成を行う場合における当該補助に要する経費 (3) 麦・大豆の生産性向上に向けた機械・施設 の導入 麦・大豆の生産性向上及び事業の達成に必要な機械・施設の導入、リース導入又は改良に 要する経費に対して補助する場合における当該補助に要する経費 (4) 市町村推進事務費 市町村が実施する麦・大豆作付けの団地化 等生産性向上の取組み等に要する経費	了日また は令和 8 年 3 月 31 日まで	【事業主体】 1、2 農業者の組織する団体、	ただし、事業主 体に係る補助対 象経費の2分の1 以内(リース導 入の場合は物件	1 事業の中止又は 廃止 2 事業主体の変更 3 事業費の30%を 超える増又は補助金 の増 4 事業費又は補助 金の30%を超える減 5 成果目標の変更	有 (第9条第 2項第3 該当)	要	〔実績報告〕 事業完了時	〔実績報告〕 事業完了の日 から1 か月を 経過した日又 は3月31日の いずれか早い 日
	36 県産いぐさ畳表流通緊急推進事業	事業実施主体が、戸建て住宅の新築または戸 建て住宅等の改築を実施する施主に、県産いぐ さ畳表を提供する事業経費に対して補助を行 う。	の日又は	八代地域農業協同組合	10分の10以内	事業費の 30%を超える増減	無	要	〔実績報告〕 事業完了時	〔実績報告〕 事業完了の日 から1か月を 経過した日又 は3月31日の いずれか早い 日

			補助対象	補助事業者等 (補助事業者と事業	補助率	計画変更申請要	交付決 定前着 手承認	事業計画承認	事業遂行: 及び実施	
課	名 事業名	補助対象経費	期間	主体が異なる場合はそれぞれ表示)	又は 補助金額	件	テ の 適用 除外の 有無	申請の要否	報告時点	報告期限
唐 · 角 · 園 · 書 · 龍 · · · · · · · · · · · · · · · ·	設再編集約・合理 化支援事業(新基 本計画実装・農業	組に必要な経費、もしくは当該経費に対して 補助する場合における当該補助に要する経費	交交認の日本 交付決別ので 一次では でがけ、 でがけ、 でがけ、 でがけ、 でがけ、 でがい。 でがいが、 でがいが、 でがいが、 でがいが、 でがいが、 でがい。 でがい。 でがい。 でがい。 でがい。 でがい。 でがい。 でがい。 でがい。 でがい。 で	【補助事業者】 市町村 熊本県経済農業協同 組合連合会等 【事業主体】 農業者の組織する団 体等	(1) 2分の1以内 (2) (1) の補助金額の5分の1以内 【事業主体への間接補助の場合】 補助事業者:10分の10以内	1 変 変 変 変 又 計事付超伴のに除 工流	無	要	[中間報告] 12月31日 (ただし、知言であるとしては、知言では、知言では、知言では、知言では、知言では、知言では、知言では、知言で	. , ,

課名	事業名	補助対象経費	補助対象	補助事業者等 (補助事業者と事業主体が異なる	補助率 又は	計画変更申請要件	交付決定前 着手承認の	事業計画承認申請		了状況報告
			期間	場合はそれぞれ表示)	補助金額		適用除外の 有無	の要否	報告時点	報告期限
農産園芸課	38 くまもとメロ ン栽培技術 DX 推 進事業	メロンの技術継承・担い手確保に向けた栽培データを活用したマニュアル作成に必要なデータの 収集と共有に必要な機器の導入に要する経費		一般社団法人熊本県野菜振興協会	定額	1 事業主体の変更 2 事業費の30%を 超える増減	無	要		事業完了の日 から 1 か月を 経過した日又 は 3 月 31 日の いずれか早い 日
	39 全国果樹女性 生産者熊本県大 会事業	第3回全国果樹女性生産者熊本県大会開催のために必要な経費		全国果樹女性生産者熊本県大会実行委員会	定額	1 事業の中止又は 廃止 2 事業主体の変更	無	要	〔実績報告〕 事業完了時	事業完了の日 から 1 か月を 経過した日又 は 3 月 31 日の いずれか早い 日
	40 令和7年8月 大雨営農再開支援事業	1 早期営農再開支援 令和7年8月大雨で被災した農業者の早期営農 再開のために必要な以下の経費 (1)資材の調達等 (2)追加防除・施肥 (3)作物残さの撤去(保管中に浸水被害を受けた 農作物残さを含む。)	令和7年8 月10日か ら令和 8 年3月31 日まで	【補助事業者】 市町村 【事業主体】 被災農業者	撤去 1,500 円 /10 a 以内、保 管中に浸水被	2 事業主体の変更 3 事業費の30%を 超える増又は補助金 の増 4 事業費又は補助 金の30%を超える減	有 (第9条第 2項第3号 該当)	要		事業完了の日 から1か月を 経過した日又 は3月31日の いずれか早い 日
		2 トマト苗緊急生産・確保支援 令和7年8月大雨で被災したトマト生産者の苗の発注に備え、前もって生産・確保する際の掛かりまし経費		一般社団法人熊本県野菜振興協会	3分の1以内 (上限 10,000 千円)					

			補助対象	補助事業者等 (補助事業者と事業主体	補助率		交付決定前	事業計画		大況報告 續報告
課名	事業名	補助対象経費	期間	が異なる場合はそれぞ れ表示)	又は 補助金額	計画変更申請要件	着手承認の 適用除外の 有無	承認申請 の要否	報告時点	報告期限
農	41 農業共同利用施	農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の	災害復旧事	農林水産業施設災害復旧	当該災害復旧事業費の	農林畜水産業関係補助	無	要	〔実績報告〕	〔実績報告〕
産	設災害復旧事業	暫定措置に関する法律(昭和25年5月10日							事業完了時	事業完了の
園		法律第 169 号)第 2 条第 4 項に規定する共同	を受けた日	置に関する法律施行令(昭	し、激甚災害に対処す	4月30日農林省令第18				日から 1 か
芸		利用施設の災害復旧を目的とする事業で右に	又は災害査	和 25 年 5 月 20 日政令第	るための特別の財政	号) 第3条第1号イ及び				月を経過し
課		掲げる団体が実施するのに要する経費	定前工事着	152号) 第1条の2に規定	援助等に関する法律第	口に規定する変更				た日又は3
			工報告日か	する法人(農業協同組合、	6 条に規定する激甚災	(1)補助事業等に要する				月 31日の
			ら事業完了	農業協同組合連合会、農事	害を受けた場合は、上	経費の配分の変更				いずれか早
			の日又は 3	組合法人等)	記にかかわらず、告示	(2)補助事業等の内容の				い日
			月 31 日まで		地域の施設について	変更				
					は、10分の9(当該事					
					業費のうち 40 万円ま					
					での部分については					
					10分の4)以内、その					
					他の地域の施設につ					
					いては10分の5(当該					
					事業費のうち 40 万円					
					までの部分については					
					10分の3)以内とする					

畜産		補助対象経費		(補助事業者と事業主体が異	補助率 又は	計画変更申請要件	着手承認の	事業計画承認申請	及び実	状況報告 績報告
			期間	なる場合はそれぞれ表示)	補助金額		適用除外の 有無	の要否	報告時点	報告期限
課	1 畜産クラスター事業	1 畜産クラスター協議会等において中心的な経営体と位置づけられた畜産農家等が、畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業補助金交付等要綱・実施要領に基づいて実施する地域の畜産収益力の向上及び家畜の導入等に必要な経費、もしくは、当該経費に対して補助する場合における当該補助に要する経費 (1) 畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業①家畜飼養管理施設等の整備②家畜の導入(農林水産省生産局長が別に定める場合に限る。)	日又は交付 決定前着手 承認日から 事業完了の 日又は3月 31日まで	【補助事業者】 市町村 畜産クラスター協議会等 【事業主体】	(1)①2分の1 以内 (1)② 2分の 1以内 妊娠牛(上限	1 事業の中止又は廃止 2 事業実施地区の変更 3 事業実施主体及び取組主体の変更 4 成果目標の変更 5 事業実施主体における事業費の30%を超える増減	有無 無	要	〔状況報告〕 12月31日	〔状況報告〕 1月15日 事が定める概 っって代える

課名	事業名	補助対象経費	補助対象	補助事業者等 (補助事業者と事業主体が異	補助率 又は	計画変更申請要件	交付決定前 着手承認の	事業計画承認申請	事業遂行 及び実	状況報告 績報告
			期間	なる場合はそれぞれ表示)	補助金額		適用除外の 有無	の要否	報告時点	報告期限
畜	1 畜産クラスタ	2 附帯事務費	交付決定の	【補助事業者】	2分の1以内	1 事業の中止又は廃止	無	要	〔状況報告〕	〔状況報告〕
産	一事業	1の経費に係る事業の実施に関し、事業の推進	日又は交付	市町村	【事業主体	2 事業実施地区の変更			12月31日	1月15日
課		に必要な事務並びに指導監督及び調査検討を行	決定前着手	畜産クラスター協議会	への間接補	3 事業実施主体及び取			(ただし、知	 事が定める概
		うのに必要な経費、もしくは、当該経費に対して	承認日から		助の場合】	組主体の変更			算請求書をも	って代える
		補助する場合における当該補助に要する経費	事業完了の			4 成果目標の変更			ことができる。)	るものとす
				畜産クラスター協議会	10 分の 10 以	5 事業実施主体におけ			(a) ₀)	
			31 日まで		内	る事業費の 30%を超え				
					ただし、事業	る増減			〔実績報告〕	〔実績報告〕
					主体に係る				事業完了時	事業完了の日
					補助対象経					から20日を経
					費の2分の1					過した日又は
					以内を限度					3月31日のい
					とする					ずれか早い日

課名	事 業 名	補助対象経費	補助対象	補助事業者等 (補助事業者と事業主体が異	補助率 又は	計画変更申請要件	交付決定前着手承認の	事業計画承認申請		f状況報告 E績報告
			期間	なる場合はそれぞれ表示)	補助金額		適用除外の 有無	の要否	報告時点	報告期限
畜	2 家畜改良増殖	全国和牛能力共進会の出品に向けた、指定交配	4月1日か	公益社団法人全国和牛登録協	(1) 定額	事業費の 30%を超える	有	否	[実績報告]	〔実績報告〕
産	総合対策事業	推進費及び、出品牛作出に向けた高能力ドナーか	ら3月31	会熊本県支部	(ただし、1	増減			事業完了時	事業完了の日
課	(全国和牛能力	らの採卵に必要な経費	日まで		頭当たりの					から1か月を
	共進会出品体制	(1) 指定交配推進費			上限は、22千					経過した日又
	強化事業)	(2) 推進事務費			円)					は3月31日の
										いずれか早い
										日
					(2)定額					
					(ただし、11					
					万 5 千円以					
					内)					

課	S 事業名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等 (補助事業者と事業主体が異 なる場合はそれぞれ表示)	補助率 又は 補助金額	Tiff:	十 画 変 更 申 請 要 件	交付決定前 着手承認の 適用除外の	事業計画 承認申請 の要否	事業遂行 及び実 報告時点	状況報告 績報告 報告期限
								有無		秋口巧杰	取口规拟
畜	3 家畜改良増殖	農業協同組合等が高品質な家畜を導入し、生産			(1) 定額		事業主体の変更	有	否	〔実績報告〕	〔実績報告〕
産		者に貸し付ける際に要する経費の一部を奨励金					事業種目の新設又は	(第9条第		事業完了時	事業完了の日
誹		として助成する。	日まで	農業協同組合連合会	当たりの補		廃止	2項第3号			から1か月を
	業)			【事業主体】			補助対象経費欄に掲	該当)			経過した日又
		(1)肉用牛導入			92 千円とす		げる経費の相互間に				は3月31日の
		(2) 高品質乳用牛導入		農業協同組合	る。		おけるいずれか低い				いずれか早い
							額の 30%を超える増				日
					(2) 定額		減				
							事業種目ごとの事業				
					当たりの補		費の 30%を超える増				
					助額の上限は		減				
					72 千円とす						
					る。						

課	名 事業名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等 (補助事業者と事業主体が異	補助率 又は	計画変更申請要件	交付決定前 着手承認の 適用除外の	事業計画承認申請		「状況報告
			24][E]	なる場合はそれぞれ表示)	補助金額		有無	の要否	報告時点	報告期限
	経合対策事業	熊本県酪農業協同組合連合会が、乳用牛の改良のために実施する次の事業に必要な経費 (1)乳用牛群検定普及定着化推進 (2)乳用牛改良加速化事業	4月1日か ら3月31 日まで 4月1日か ら事業又は3 月31日ま で	熊本県酪農業協同組合連合会	5分の2以内 2分に当助は20分の1しりの1とを額が価円をですででででででででででででででででででででいる。 2分に当助は、評千援等値へでででででででいる。 1.5支援精師の14りのようには、15大 20分の1の上にが採千作略技千円の上にが採千作略技千円の上にが採千作略技千円のでは、10分割に	超える減 事業費の 30%を超える 増減	有 (第9条第 2項第3号 該当) 有 (第9条第 2項該当)	否	〔実績報告〕 事業完了時	[実績報告] 事業完了の日 から1か月を 経過した日又 は3月31日の いずれか早い 日
		熊本県養蜂組合が、蜜源の維持・増殖のために 実施する事業に必要なレンゲ・菜種等の種子及び 理解醸成資材作成経費		熊本県養蜂組合	2分の1以内		有 (第9条第 2項第3号 該当)	否	〔実績報告〕 事業完了時	〔実績報告〕 事業完了の日 から1か月を 経過した日又 は3月31日の いずれか早い 日

TIME THE	果名	事業名	補助対象経費	補助対象	補助事業者等 (補助事業者と事業主体が異な	補助率 又は	計画変更申請要件	交付決定前着手承認の	事業計画承認申請	事業遂行 及び実	状況報告 績報告
				期間	る場合はそれぞれ表示)	補助金額		適用除外の 有無	の要否	報告時点	報告期限
	畜 産 課		熊本県酪農業協同組合連合会等が、第16回全 日本ホルスタイン共進会に参加するために必 要な経費 (1)出品牛及び出品資材の輸送費 (2)輸送保険料 (3)出品者旅費		阿蘇農業協同組合	(1)、(2) 3分の1以内 (3)5分の 1以内	_	有 (第9条第 2項第3号 該当)	要		〔実績報告〕 事業完了の日 から1か月を 経過した日又 は3月31日の いずれか早い
			公益社団法人熊本県畜産協会が、肉用子牛に 係る生産者補給金の交付に充てるための資金 を造成する事業の実施に必要な経費		公益社団法人熊本県畜産協会	生産者積立 金の4分の1 以内	7, 2, 2, 2, 2, 2, 2, 2, 2, 2, 2, 2, 2, 2,	有 (第9条第 2項第3号 該当)	否		[実績報告] 事業完了の日 から1か月を 経過した日又 は3月31日の いずれか早い 日
			補助事業者が、国が講じる肉豚経営安定交付金制度に係る基金について、生産者積立金等により自ら基金造成する場合又は生産者積立金をとりまとめ事業主体に対し納付する場合に必要な経費	ら3月31	農業協同組合連合会農業協同組合	生産者積立 金の6分の1 以内(上限額 70円)	増減	有 (第9条第 2項第3号 該当)	否		〔実績報告〕 事業完了の日 から1か月を 経過した日又 は3月31日の いずれか早い 日

課名	事業名	補助対象経費	補助対象 期間	補助事業者等 (補助事業者と事業主体が異 なる場合はそれぞれ表示)	補助率 又は 補助金額	計画変更申請要件	交付決定前 着手承認の 適用除外の	事業計画 承認申請 の要否	及び実	状況報告 績報告
				なる物目はで40で40次小)	州功並領		有無	の安白	報告時点	報告期限
畜産	9 家畜畜産物価格安定対策事業	補助事業者が、国が講じる鶏卵生産者経営安 定対策事業(鶏卵価格差補てん事業)に係る基金	4月1日か		生産者積立		有 (第9条第	否	〔実績報告〕 事業完了時	〔実績報告〕 事業完了の日
課		について、生産者積立金等により自ら基金造成す		実施要綱に定める事業実施主	·	11月/05	2項第3号		学 未元 1 时	から1か月を
N/K	事業)	る場合又は生産者積立金をとりまとめ事業主体		体	10///		該当)			経過した日又
	7 2107	に対し納付する場合に必要な経費					,			は3月31日の
				【事業主体】						いずれか早い
				鶏卵生産者経営安定対策事業						目
				実施要綱に定める事業実施主						
				体						
	10 畜産総合対策	農業協同組合等が、強い農業・担い手づくり総	交付決定の	【補助事業者】	2分の1以内	1 事業の新設又は廃止	無	要	[状況報告]	[状況報告]
	事業	合支援交付金実施要綱・要領等に基づいて実施す	日又は交付	市町村	【事業主体	2 事業実施主体の変更			12月31日	1月15日
		る次の事業について、当該事業実施に必要な経	決定前着手	農業協同組合連合会	への間接補					
		費、もしくは、当該経費に対して補助する場合に	承認日から		助の場合】				(ただ) 知	事が別に定める
		おける当該補助に要する経費	事業完了の		補助事業				, , ,	をもって代える
		施設整備	日又は3月		者:10分の				ことができるも	
		(1)飼料作物作付及び家畜放牧条件整備	31 日まで	農業協同組合連合会	10以内					
		ア飼料作物作付条件整備		農業協同組合	ただし、事業				〔実績報告〕	〔実績報告〕
		イ放牧利用条件整備		農業者の組織する団体中間業者	主体に係る 補助対象経				事業完了時	事業完了の日
		ウ水田飼料作物作付条件整備 (2)畜産物産地基幹施設整備		公益社団法人等	棚助対家経費の2分の1					から20日を経
		ア ・ ア ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・		公益性凹仏八寺	以内を限度					過した日又は
		イ家畜市場			とする					3月31日のい
		ウ家畜飼養管理施設								ずれか早い日
		工自給飼料関連施設								
		才家畜改良増殖関連施設								
		力畜産周辺環境影響低減施設								

事業名	補助対象経費	補助対象	補助事業者等 (補助事業者と事業主体が異	補助率 又は	計画変更申請要件	交付決定前 着手承認の	事業計画承認申請		状況報告 績報告
		期間	なる場合はそれぞれ表示)	補助金額		適用除外の 有無	の要否	報告時点	報告期限
11 自給飼料増産	事業主体が、自給飼料増産のために実施する次	交付決定の	【補助事業者】	2分の1以内	1 事業主体の変更	無	要	〔実績報告〕	〔実績報告〕
総合対策事業	の事業に必要な経費、もしくは、当該経費に対し	日又は交付	市町村	【事業主体	2 事業種目の新設又は			事業完了時	事業完了の日
	て補助する場合における当該補助に要する経費	決定前着手	農業協同組合連合会	への間接補	廃止				から1か月を
	1 飼料生産組織育成・強化等支援対策事業	承認日から	農業協同組合	助の場合】	3 事業種目ごとの事業				経過した日又
	(1) コントラクター等育成・強化推進	事業完了の	農事組合法人	補助事業	費の30%を超える増減				は3月31日の
	(2) TMRセンター育成・強化推進	日又は3月	農地所有適格法人	者:10分の					いずれか早い
	(3) 自給飼料利用基盤強化	31 日まで	農業者の組織する団体	10以内					日
			【事業主体】	ただし、事業					
	2 採草地自給飼料増産基盤緊急強化事業		市町村						
	阿蘇地域を中心とする県内の採草地の土壌改		農業協同組合連合会	補助対象経					
	良や草地更新といった自給飼料増産に必要な経		農業協同組合	費の2分の1					
	費		農事組合法人	以内を限度					
			農地所有適格法人	とする					
			農業者の組織する団体						
		11 自給飼料増産 総合対策事業 事業主体が、自給飼料増産のために実施する次の事業に必要な経費、もしくは、当該経費に対して補助する場合における当該補助に要する経費 1 飼料生産組織育成・強化等支援対策事業 (1) コントラクター等育成・強化推進 (2) TMRセンター育成・強化推進 (3) 自給飼料利用基盤強化 2 採草地自給飼料増産基盤緊急強化事業 阿蘇地域を中心とする県内の採草地の土壌改 良や草地更新といった自給飼料増産に必要な経	事業名 補助対象経費 期間 11 自給飼料増産 事業主体が、自給飼料増産のために実施する次 交付決定の の事業に必要な経費、もしくは、当該経費に対し て補助する場合における当該補助に要する経費 1 飼料生産組織育成・強化等支援対策事業 (1)コントラクター等育成・強化推進 事業完了の(2) TMRセンター育成・強化推進 日又は3月(3)自給飼料利用基盤強化 31日まで 2 採草地自給飼料増産基盤緊急強化事業 阿蘇地域を中心とする県内の採草地の土壌改良や草地更新といった自給飼料増産に必要な経	事業名 補助対象経費 期間 (補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示) 11 自給飼料増産 事業主体が、自給飼料増産のために実施する次 交付決定の 「補助事業者」 市町村 で補助する場合における当該補助に要する経費 決定前着手 農業協同組合連合会 農業協同組合 事業完了の (2) TMRセンター育成・強化推進 (3) 自給飼料利用基盤強化 1 日文は3月 農地所有適格法人 (3) 自給飼料利用基盤強化 31日まで 「農業上体」 市町村 農業協同組合 農業と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示) 2 採草地自給飼料増産基盤緊急強化事業 阿蘇地域を中心とする県内の採草地の土壌改良や草地更新といった自給飼料増産に必要な経費 農事組合法人 農地所有適格法人 農事組合法人 農物同組合 農事組合法人 農物同組合 農事組合法人 農地所有適格法人	事業名 補助対象経費 期間 (補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示) 相助金額 11 自給飼料増産 事業主体が、自給飼料増産のために実施する次の事業に必要な経費、もしくは、当該経費に対して補助する場合における当該補助に要する経費を表記した。 は、当該経費に対して補助する場合における当該補助に要する経費を表記した。 は、当該経費に対して補助する場合における当該補助に要する経費を表記した。 農業協同組合連合会を表記した。 は、当該経費に対して補助する場合における当該補助に要する経費を表記した。 農業協同組合連合会を表記した。 は、当該経費に対して補助事業を表記した。 は、当該経費に対して、当該経費に対して、当時では、当該経費に対して、当時では、当該経費に対して、当時では、当該経費に対して、当該経費に対して、当時では、当該経費に対して、当時では、当該経費に対して、当該経費に対して、当該経費に対して、当該経費に対して、当該経費に対して、当該経費に対して、当該経費に対して、当該経費に対して、当該経費に対して、当業に対して、当該経費に対して、当該経費に対して、当業に対して、当該経費に対して、当該経費に対して、当該経費に対して、当該経費に対して、当該経費に対して、当該経費に対して、当該経費に対して、当該経費に対して、当該経費に対して、当業に対して、当該経費に対して、当は対して、当該経費に対して、当該経費に対して、当は対して、当は対して、対して、当は対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対	事業名 補助対象経費 期間 (補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示) 又は 補助金額 計画変更申請要件 11 自給飼料増産 事業主体が、自給飼料増産のために実施する次の事業に必要な経費、もしくは、当該経費に対して補助する場合における当該補助に要する経費を定前着手具が定前着手具が定前着手具が定前着手具が定前着手具を設定的で、強化等支援対策事業(1) コントラクター等育成・強化推進(2) TMRセンター育成・強化推進(3) 自給飼料利用基盤強化 大定前着手農業協同組合連合会農業協同組合(3) 自給飼料利用基盤強化 次定前着手農業協同組合(3) 自給飼料利用基盤強化 財の場合と表現的場合と表現的場合と表現的場合と表現的場合と表現的場合と表現的場合と表現的場合と表現的場合と表現的場合と表現的場合と表現的場合と表現的場合と表現的場合と表現的場合と表現的場合と表現的場合を表現的場合と表現的場合を表現的場合を表現的場合と表現的場合を表現的場合を表現的場合を表現的場合と表現的場合を表現的場合を表現的場合を表現的場合を表現的場合を表現的場合を表現的場合を表現的場合を表現的場合を表現的場合を表現的場合を表現的場合を表現的場合を表現的場合を表現的場合を表現的場合を表現的場合と表現的場合を表現的場合を表現的場合を表現的場合を表現的場合を表現的対象経過度を表現的場合を表現的対象を経費を表現的場合と表現的対象を経費を表現的対象を経費を表現的場合と表現的対象を経費を表現的対象を経費を表現的対象を経費を表現的対象を経費を表現的対象を経費を表現的対象を経費を表現的対象を経費を表現的対象を経費を表現的対象を表現的対象を経費を表現的対象を経費を表現的対象を表現的表現的表現的表現的表現的表現的表現的表現的表現的表現的表現的表現的表現的表	事業名 補助対象経費 期間 (補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示) 又は 補助金額 計画変更申請要件 適用除外の有無 11 自給飼料増産 事業主体が、自給飼料増産のために実施する次の事業に必要な経費、もしくは、当該経費に対して補助する場合における当該補助に要する経費 1 飼料生産組織育成・強化等支援対策事業(1)コントラクター等育成・強化推進(2)TMRセンター育成・強化推進(2)TMRセンター育成・強化推進(3)自給飼料利用基盤強化 「国科生産組織育成・強化推進(4)日文は3月(3)自給飼料利用基盤強化 大定前着手展業院同組合 機業協同組合 機業協同組合 機業者の組織する団体 (1)以内内 (2)以内内 (3)自給飼料利用基盤強化 財助の場合 (3)日まで (4)日本の大変で表現の保証地の土壌改良や草地更新といった自給飼料増産に必要な経度が開発した。 (4)日本の土壌改良や草地更新といった自給飼料増産に必要な経度が開発した。 (4)日本の土壌改良 機業協同組合 機能同組合 機能の利益を設定した。 (4)日本の土壌改良 機業協同組合 機能の利益を設定した。 (4)日本の土壌改良 機能の利益を対象を表現の主壌なる (4)日本の土壌 (4)日本の土産	# 業 名 補助対象経費 期間 「補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示」	事業名 補助対象経費 期間 (補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示) 又は 補助金額 計画変更申請要件 適用除外の有無 承認申請の要否 11 自給飼料増産 事業主体が、自給飼料増産のために実施する次の事業に必要な経費、もしくは、当該経費に対して補助する場合における当該補助に要する経費 1 飼料生産組織育成・強化等支援対策事業 (1) コントラクター等育成・強化推進 (2) TMRセンター育成・強化推進 (2) TMRセンター育成・強化推進 (3) 自給飼料利用基整強化 (2) TMRセンター育成・強化推進 (3) 自給飼料利用基整強化 (2) TMRセンター育成・強化推進 (3) 自給飼料利用基整強化 (2) TMRセンター育成・強化推進 長来協同組合 農業協同組合 農業者の組織する団体 (事業主体) ただし、事業主体に係る農業協同組合連合会 農業協同組合連合会 機業協同組合連合会 機業協同組合 とする 力力を限度 とする

課名	事 業 名	補助対象経費	補助対象	補助事業者等 (補助事業者と事業主体が異	補助率 又は	計画変更申請要件	交付決定前着手承認の	事業計画承認申請		「状況報告 ₹績報告
			期間	なる場合はそれぞれ表示)	補助金額		適用除外の 有無	の要否	報告時点	報告期限
畜 産 課	12 家畜伝染病防疫対策事業	1 公益社団法人熊本県畜産協会が、自衛防疫を 推進するために実施する次の事業に必要な経費 (1)自衛防疫推進事業 ア 推進会議開催に要する経費 イ 事業需要等調査に要する経費 ウ 広報に要する経費			3分の2以内 (上限544 千円)	事業費の 30%を超える 増減	無	要	[実績報告] 事業完了時	[実績報告] 事業完了の日 から20日を経 過した日又は 3月31日のい ずれか早い日
		(2)特定疾病損耗防止推進事業 ア 牛流行性感冒予防接種に要する経費 イ 牛伝染性鼻気管炎予防接種に要する経費 ウ アカバネ病予防接種に要する経費	4月1日か ら3月31 日まで		1頭36円 (上限3,600 千円)		有 (第9条第 2項第3号 該当)		[実績報告] 事業完了時	[実績報告] 事業完了の日 から1か月を 経過した日又 は3月31日の いずれか早い 日

課名	事 業 名	補助対象経費	補助対象 期間	補助事業者等 (補助事業者と事業主体が異 なる場合はそれぞれ表示)	補助率 又は 補助金額	計画変更申請要件	交付決定前 着手承認の 適用除外の	事業計画 承認申請 の要否	事業遂行 及び実 報告時点	
畜産課	13 畜産防疫体制強化事業	畜産防疫体制強化の取組みに要する経費 (1)飼養衛生管理基準の遵守のための資機材の整備に要する経費のうち、消費・安全対策交付金 (食料安全保障確立対策推進交付金)を活用する		,	2分の1以内	事業費の 30%を超える 増減	有無 有 (第9条第 2項第3号 該当)	要	〔実績報告〕	[実績報告] 事業完了の日 から1か月を 経過した日又 は3月31日の
		(2)地域における飼養衛生管理向上施設整備または農場の分割管理の導入に係る施設整備に要する経費のうち、消費・安全対策交付金(食料安全保障確立対策整備交付金)を活用するもの		向上を目的とする団体 生産者の組織する団体 特認団体						いずれか早い 日
	14 県産馬生産振 興対策事業	県産農用馬の生産基盤強化のために農業団体 等が取組む増頭のための体制整備や仕組づくり を構築するために必要な経費		農業協同組合等	2分の1以内	事業費の 30%を超える 増減	無	否	事業完了時	[実績報告]事業完了の日から1か月を経過した日又は3月31日のいずれか早い日

課名	事 業 名	補助対象経費	補助対象 期間	補助事業者等 (補助事業者と事業主体が異 なる場合はそれぞれ表示)	補助率 又は 補助金額	計画変更申請要件	交付決定前 着手承認の 適用除外の 有無	事業計画 承認申請 の要否		状況報告 續報告 報告期限
畜 産 課	15 高品質堆肥生 産・流通促進事 業	1 良質堆肥生産に資する新たな資材の活用のための調査、会議の開催、資材の試用、運搬等に要する経費、もしくは、当該経費に対して補助する場合における当該補助に要する経費 2 ペレット化等、堆肥を流通に適した形態へ加工するために必要な機械の導入に要する経費、もしくは、当該経費に対して補助する場合における当該補助に要する経費		市町村農業協同組合連合会農業協同組合	1 定額(上限 100 年 100 日 10	事業費の 30%を超える 増減	無	要	〔実績報告〕 事業完了時	〔実績報告〕 事業完了の日 から1か月を 経過した日又 は3月31日の いずれか早い 日
	生産拡大推進事業	1 国産濃厚飼料の生産に係る現地実証に要する経費、もしくは、当該経費に対して補助する場合における当該補助に要する経費 2 国産濃厚飼料生産作業の効率化に向けた現地実証に必要な専用アタッチメント等の導入に要する経費、もしくは、当該経費に対して補助する場合における当該補助に要する経費	日又は交付 決定前着手 承認日から 事業完了の 日又は3月		1 定額2 2分の1以内	1 施行箇所又は設置箇 所の変更 2 事業種目の新設又は 廃止 3 事業種目ごとの事業 費の30%を超える増減	無	要	〔実績報告〕 事業完了時	「実績報告」 事業完了の日 から1か月を 経過した日又 は3月31日の いずれか早い 日

課名	事業名	補助対象経費	補助対象	補助事業者等 (補助事業者と事業主体が異	補助率 又は	計画変更申請要件	交付決定前 着手承認の	事業計画承認申請		状況報告 績報告
	, ,,,		期間	なる場合はそれぞれ表示)	補助金額	,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	適用除外の 有無	の要否	報告時点	報告期限
畜	17 耕畜連携体制	農業者の組織する集団等が耕畜連携による飼	交付決定の	【補助事業者】	(1)2分の	事業費の 30%を超える	無	要	〔実績報告〕	〔実績報告〕
産	緊急整備事業	料の生産・調製及び堆肥の利用促進のために行う	日又は交付	市町村	1以内	増減			事業完了時	事業完了の日
課		機械導入、施設整備等に必要な経費	決定前着手	農業協同組合						から1か月を
		(1) 堆肥利用・飼料生産体制整備事業	承認日から	農業協同組合連合会	(2) 定額					経過した日又
		(2)堆肥新規利用拡大	事業完了の	農事組合法人						は3月31日の
			日又は3月	農地所有適格法人						いずれか早い
			31 日まで	農業者の組織する集団						日
				【事業主体】						
				市町村						
				農業協同組合						
				農業協同組合連合会						
				農事組合法人						
				農地所有適格法人						
				農業者の組織する集団						

課名	事業名	補助対象経費	補助対象	補助事業者等 (補助事業者と事業主体が異	補助率 又は	計画変更申請要件	交付決定前着手承認の	事業計画承認申請	事業遂行 及び実	
			期間	なる場合はそれぞれ表示)	補助金額		適用除外の 有無	の要否	報告時点	報告期限
畜		1 堆肥の生産・流通の促進のため堆肥の高品質化、				1 事業実施主体又は取	無	要	〔状況報告〕	〔状況報告〕
産	総合支援事業	悪臭防止や汚水処理について高度な畜産環境			【事業主体			(農政局	12月31日	1月15日
課		対策を実施するための施設等の整備、補改修に		協議会等		2 事業の中止又は廃止		が不要と	(ただ) たn ⁻	事が定める概
		必要な経費	承認日から	F-1011() (1)	助の場合】	3 成果目標の変更		した場合	算請求書をも	
			事業完了の			4 事業実施主体におけ		は不要。)	ことができ	るものとす
		(2) 畜産・土づくり堆肥生産流通体制支援事	日又は3月	協議会等	10分の10以				る。)	
		業	31 日まで	T () (1)	内	5 事業実施主体におけ				
		(3) 畜産・土づくり施設等導入支援事業			ただし、事業				〔実績報告〕	〔実績報告〕
		(4) 畜産環境関連施設等導入支援事業			主体に係る					事業完了の日
		0 8/1 445-4-74-94			補助対象経					から20日を経
		2 附帯事務費			費の2分の1					過した日又は
		1の経費に係る事業の実施に関し、事業の推進			以内を限度					3月31日のい
		に必要な事務並びに指導監督及び調査検討を行		畜産農家	とする					ずれか早い日
		うのに必要な経費、もしくは、当該経費に対して		株式会社等						
		補助する場合における当該補助に要する経費								

課名	事業名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等 (補助事業者と事業主体が異	補助率 又は	計画変更申請要件	交付決定前 着手承認の 適用除外の	事業計画承認申請		f状況報告 E績報告
			朔间	なる場合はそれぞれ表示)	補助金額		有無	の要否	報告時点	報告期限
畜 産 課	19 熊本型放牧高度化支援事業	1 高度化放牧条件整備事業 事業主体が、放牧管理の高度化等を図るために 必要な以下の経費、もしくは、当該経費に対して 補助する場合における当該補助に要する経費 (1)放牧管理の省力化の実証に要するICT機器の 導入 (2)熊本型放牧拡大のための放牧条件整備 等 (3)牧野の草地生産性向上に要する生産資材等	の日又は3 月31日ま	市町村	【事業主体 への間接補 助の場合】 補助事業 者:10分の 10以内 ただし、事業	1 事業主体の変更 2 事業費の30%を超え る増減	無	要	事業完了時	[実績報告] 事業完了の日 から1か月を 経過した日又 は3月31日の いずれか早い 日
		2 放牧牛導入補助事業 事業主体が、熊本型放牧の拡大を目的とした肉 用繁殖雌牛の導入を行い、農家に貸付ける場合に おける当該事業実施に必要な経費		公益社団法人熊本県畜産協会【事業主体】	とする 定額					

課名	事業名	補助対象経費	補助対象	補助事業者等 (補助事業者と事業主体が異	補助率 又は	計画変更申請要件	交付決定前 着手承認の	事業計画承認申請	事業遂行 及び実	状況報告 績報告
	, ,,,		期間	なる場合はそれぞれ表示)	補助金額		適用除外の 有無	の要否	報告時点	報告期限
畜	20 家畜生産農場	家畜疾病が発生した地域における、吸血昆虫	4月1日か	【補助事業者】	補助対象経	1 事業の中止又は廃止	有	要	〔実績報告〕	〔実績報告〕
産	緊急防疫対策事	(アブ又はサシバエ) を介した家畜疾病の発生予	ら事業完了	各畜産農業団体等	費の2分の1	2 事業主体の変更	(第9条第		事業完了時	事業完了の日
課	業	防及びまん延防止対策として実施する当該吸血	の日又は3		の額から、当	3 事業費の30%を超え	2 項第 2 号			から1か月を
		昆虫の忌避剤・駆虫剤の散布に要する経費	月31 日ま	【事業実施主体】	該補助対象	る増減	該当)			経過した日又
		ただし、国の家畜生産農場衛生対策事業を活用	で	生産者	経費の財源					は3月31日の
		する場合に限る。			に充当する					いずれか早い
					国庫補助金					日
					を控除して					
					算出した額					

課名	事業名	補助対象経費	補助対象 期間	補助事業者等 (補助事業者と事業主体が異 なる場合はそれぞれ表示)	補助率 又は 補助金額	計画変更申請要件	交付決定前 着手承認の 適用除外の	事業計画 承認申請 の要否	及び実	状況報告 績報告
				なる場合(よて4)で4)及外)	冊切並領		有無	00安百	報告時点	報告期限
畜 産 課	21 熊本県家畜市場再編整備支援事業	農業協同組合等が、食肉等流通構造高度化・輸 出拡大事業交付要綱・実施要領等に基づいて実施 する家畜市場再編整備支援事業について、当該事 業実施に必要な経費	日又は交付	農業協同組合連合会	6分の4以内 (うち県費は 6分の1以内)	1 事業費の30%を超え る増又は補助金の増 2 事業費又は補助金の 30%を超える減 3 事業主体の変更 4 事業の中止又は廃止	無	要	〔状況報告〕 12月31日 (ただし、知 算請求書でき ことができ る。) 〔実績報告〕 事業完了時	るものとす [実績報告] 事業完了の日 から20日を経 過した日又は 3月31日のい
		1 県内各地の高能力な繁殖雌牛から性選別精液を用いて採卵を行うために必要な経費。 (1)採卵経費 (2)受精卵買上げ費 (3)性選別精液製造費 2 1の事業を行うために必要となる事務費。	ら事業完了の日又は3		定額 (2) 採卵経費: 310 千円/頭以内(2) 受費: 40 千円/個以費: 40 千円/個以選費: 性製造費用。 (4) 事務 費: 500 千円以内	1 事業の中止又は廃止 2 事業主体の変更 3 事業費の30%を超え る増減	有 (第9条第 2項第2号 該当)	否	〔実績報告〕 事業完了時	ずれか早い日 〔実績報告〕 事業完了の日 から1か月を 経過した日又 は3月31日の いずれか早い 日

課	名 事業名	補助対象経費	補助対象	補助事業者等 (補助事業者と事業主体が異	補助率 又は	計画変更申請要件	交付決定前着手承認の	事業計画承認申請		状況報告 績報告
			期間	なる場合はそれぞれ表示)	補助金額		適用除外の 有無	の要否	報告時点	報告期限
· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	基盤強化緊急特	1 指定種鶏場からの天草大王のヒナ販売価格上 昇分の一部補填に要する経費 2 天草大王ヒナ販売価格上昇分を出荷価格に反映するための取引先との交渉旅費	ら事業完了 の日又は3	【事業実施主体】 熊本県高品質肉鶏推進協議 会	定額 1 ヒナ価格 補填:1,020 壬円 (17円/	3 事業費の30%を超え る増減	有無 有 (第 9 第 2 号 該 3)	否	(実績報告)事業完了時	(実績報告) 事業完 1 の日 から 1 した日の は 3 月 31 日の いずれか早い 日

課名	事業名	補助対象経費	補助対象	補助事業者等 (補助事業者と事業主体が異	補助率 又は	計画変更申請要件	交付決定前 着手承認の	事業計画承認申請	事業遂行 及び実	
			期間	なる場合はそれぞれ表示)	補助金額		適用除外の有無	の要否	報告時点	報告期限
畜	24 配合飼料緊急	1 飼料価格高騰の影響を受ける生産者が負担す	1補助対象	1 補助対象経費欄1の事業	1 定額(上 限 200円	1 事業の中止又は廃止	補助対象経	補助対象	補助対象経費	補助対象経動
産	支援事業	る配合飼料価格安定制度の令和7年度における	経費1、2	【補助事業者】	/t)	2 事業主体の変更	費1、2の	経費1、	1、2の事業	1, 2の事業
課		生産者積立金の一部助成に要する経費	の事業	熊本県経済農業協同組合連合		3 事業費の30%を超え	事業	2の事業	[実績報告]	[実績報告]
			令和7年4	会、熊本県畜産農業協同組合	10 以内	る増減	有	否	事業完了時	事業完了の
		2 1の実施にあたり生産者への振込に要する	月1日から	連合会、熊本県酪農業協同組	3 1/2 以内		(第9条第			から1か月る
		経費	事業完了の	合連合会、一般社団法人熊本			2項第3号	補助対象		経過した日
			日又は令和	県配合飼料価格安定基金協			該当)	経費3の		は3月31日の
		3 飼料タンクの飼料残量測定装置等の ICT 機器	8 年 3 月	会、熊本県畜産農業協同組合、				事業		いずれか早い
		導入や配合飼料作業安全のための器具設置に要	31 日まで	特認団体			補助対象経	要		日
		する経費		【事業主体】			費3の事業			
			2補助対象	配合飼料価格安定制度に加入			無			補助対象経過
			経費3の事	している生産者						3の事業
			業	2 補助対象経費欄2の事業					補助対象経費	〔状況報告〕
			令和7年3	【補助事業者】					3の事業	1月15日
			月1日から	熊本県経済農業協同組合連合					〔状況報告〕	
			事業完了の	会、熊本県畜産農業協同組合					12月31日	
			日又は令和	連合会、熊本県酪農業協同組						
			8年3月3	合連合会、一般社団法人熊本						事が定める概
			1 日	県配合飼料価格安定基金協					算請求書をも ことができ	
				会、熊本県畜産農業協同組合、					る。)	
				特認団体						事業完了の日
				3 補助対象経費3の事業					[実績報告]	から1か月る
				【補助事業者】					事業完了時	経過した日
				熊本県経済農業協同組合連合						は3月31日の
				会、熊本県畜産農業協同組合						いずれか早い
				連合会、熊本県酪農業協同組						日
				合連合会、一般社団法人熊本						
				県配合飼料価格安定基金協会						

	1	ı	•	ı	1	•	•	
畜		、熊本県畜産農業協同組合、						
産		特認団体						
課		【事業主体】						
		熊本県経済農業協同組合連合						
		会、熊本県畜産農業協同組合						
		連合会、熊本県酪農業協同組						
		合連合会、一般社団法人熊本						
		県配合飼料価格安定基金協						
		会、熊本県畜産農業協同組合、						
		特認団体及び配合飼料価格安						
		定制度に加入している生産者						

課名	事業名	補助対象経費	補助対象	補助事業者等 (補助事業者と事業主体が異	補助率 又は	計画変更申請要件	交付決定前 着手承認の	事業計画承認申請		状況報告 績報告
	, ,,,		期間	なる場合はそれぞれ表示)	補助金額		適用除外の 有無	の要否	報告時点	報告期限
畜	25 熊本酪農飼料	国産粗飼料の利用拡大や生産コストの削減に	令和7年3	【補助事業者】	定額(上限	1 事業の中止又は廃止	有	否	[実績報告]	〔実績報告〕
産	自給力向上緊急	取り組む酪農家における、購入粗飼料等価格の	月1日から	熊本県酪農業協同組合連合	4,000円/頭)	2 事業主体の変更	(第9条第		事業完了時	事業完了の日
課	対策事業	急騰に伴い増加した経費	事業完了の	会、阿蘇農業協同組合		3 事業費の30%を超え	2項第3号			から1か月を
			日又は令和	【事業主体】		る増減	該当)			経過した日又
			8 年 3 月	国産飼料の利用拡大やコスト		4 補助金の増又は30%				は3月31日の
			31 日まで	低減に取り組む酪農経営体		を超える減				いずれか早い
										日

課名	事 業 名	補助対象経費	補助対象 期間	補助事業者等 (補助事業者と事業主体が異	補助率 又は	計画変更申請要件	交付決定前 着手承認の 適用除外の	事業計画承認申請		状況報告 績報告
			*******	なる場合はそれぞれ表示)	補助金額		有無	の要否	報告時点	報告期限
畜 産 課	26 県産飲用牛乳等消費拡大緊急対策事業			農業団体知事が特に認める団体	定額	 事業の中止又は廃止 事業主体の変更 事業費の30%を超える増減 	無	要		事業完了の日 から1か月を 経過した日又 は3月31日の いずれか早い 日
	27 肉骨粉利用促進事業	食肉の生産過程で発生する畜産残さを原料と して牛肉骨粉を製造するレンダリング業者が、飼料用肉骨粉等の高品質な牛肉骨粉を製造するために必要な機械導入等に要する経費	日又は交付	レンダリング業者	2分の1以内	1 事業の中止又は廃止 2 事業主体の変更 3 事業費の30%を超え る増減	無	要	算請求書を ことができ る。) 〔実績報告〕 事業完了時	〔状況報告〕1月15日事が定める概あってのる[実績報告〕事業完了の日から20日を経過した日又は3月31日のいずれか早い日

課名	事業名	補助対象経費	補助対象	補助事業者等 (補助事業者と事業主体が異	補助率 又は	計画変更申請要件	交付決定前着手承認の	事業計画承認申請		状況報告 績報告
			期間	なる場合はそれぞれ表示)	補助金額		適用除外の 有無	の要否	報告時点	報告期限
畜	28 畜産物輸出コ	畜産物輸出コンソーシアムが、畜産物輸出コン	交付決定の	畜産物輸出コンソーシアム	(1) 定額	1 事業の中止又は廃止	無	要	〔状況報告〕	〔状況報告〕
産	ンソーシアム推	ソーシアム推進対策事業補助金交付等要綱・実施	日又は交付	(コンソーシアムを設立しよ	(上限 牛	2 事業主体の変更			12月31日	1月20日
課	進対策事業(R6	要領等に基づいて実施する次の事業に必要な経	決定前着手	うとする者を含む)	肉:16,000千	3 事業費の30%を超え			(ただし、知	Ⅰ □事が定める
	経済対策)	費	承認日から		円、牛肉以	る増減			概算請求書	
			事業完了の		外:8,000 千	4 補助金の増又は30%			えることが とする。)	できるもの
		(1)畜産物輸出コンソーシアムの設立・運営支援	日又は3月		円、ただし、	を超える減			C / D0/	1
		事業	31 日まで		フラッグシ	5 成果目標の変更			〔実績報告〕	〔実績報告〕
		・コンソーシアムの設立及び推進並びにコンソー			ップ輸出産				事業完了時	事業完了の日
		シアムによる PR 活動、販売促進活動等の実施			地の主たる					から20日を経
		に要する経費			構成要素で					過した日又は
					ある場合は					3月31日のい
		(2) アニマルウェルフェアの推進及び血斑発生			それぞれ					ずれか早い日
		低減に向けた取組支援事業			20,000 千円、					
		・アニマルウェルフェアに配慮した牛の取扱い及			10,000 千円					
		び血斑低減のための取組			を上限とす					
					る。)					
		(3) 新たな畜産物輸出コンソーシアムの設立に								
		向けた産地育成支援事業			(2) 定額					
		① 検討会及び研修会の開催								
		② 輸出先国のマーケット調査			(3) 定額					
		③ 協議会による商流構築活動の実施			ただし、補助					
					額は(1)を					
					上限とする。					

電応	果名	事 業 名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等 (補助事業者と事業主体が異 なる場合はそれぞれ表示)	補助率 又は 補助金額	計画変更申請要件	交付決定前 着手承認の 適用除外の 有無	事業計画 承認申請 の要否		状況報告 績報告 報告期限
	畜 産 課	熊本県」実現に 向けた県産畜産	県産牛肉の銘柄確立のための、広報・生産行程 管理等に要する経費 (2)販路拡大及び消費拡大対策 県産牛肉の認知度向上・消費拡大のためのイベ ント出展やキャンペーン実施等の活動に要する 経費 (3)指定店開拓・消費拡大対策	日又は交付 決定前着手 承認日から 事業完了の	熊本県産牛肉消費拡大推進協議会	(1)、(2) 2分の1以内 (上限 8,896 千円) (3)定額 (上限 2,830 千円)	事業費の 30%を超える 増減	無無	否	[実績報告] 事業完了時	[実績報告] 事業完了の日 から1か月を 経過した日又 は3月31日の いずれか早い 日
			取扱指定店の新規開拓や取扱指定店を起点とした認知度向上・消費拡大等の活動に要する経費 2 くまもと黒毛和牛等首都圏流通体制確立支援事業 県産銘柄牛の認知度向上のため、熊本県内から東京都中央卸売市場食肉市場への生体出荷に係る掛かり増し経費	ら事業完了 の日又は 3	業協同組合連合会、農業協同組合		1 事業の中止又は廃止 2 事業主体の変更 3 事業費の30%を超え る増減 4 補助金の増又は30%を 超える減	有 (第9条第 2項第3号 該当)	要		
			3 天草大王ブランド価値向上支援事業 高品質肉鶏推進協議会が天草大王の GI 登録及 び GI を活用したブランディングと販路拡大等に 要する経費	ら事業完了	熊本県高品質肉鶏推進協議会	2分の1以内 (上限895千 円)		無	否		

課名	事 業 名	補助対象経費	補助対象 期間	補助事業者等 (補助事業者と事業主体が異	補助率又は	計画変更申請要件	交付決定前 着手承認の 適用除外の	事業計画承認申請		状況報告 :績報告
				なる場合はそれぞれ表示)	補助金額		有無	の要否	報告時点	報告期限
畜 産 課			日又は交付 決定前着手 承認日から 事業完了の		定額	事業費の 30%を超える 増減	無	要	〔実績報告〕 事業完了時	「実績報告〕 事業完了の日 から1か月を 経過した日又 は3月31日の いずれか早い 日
			月 10 日か	市町村農業団体等	1 /2 以内	1 事業主体の変更 2 事業費の 30%を超 える増減	有 (9条第2項 第3号該当)	要	〔実績報告〕 事業完了時	〔実績報告〕 事業完了の日 から1か月を 経過した日又 は3月31日の いずれか早い 日

課	名 事業名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等 (補助事業者と事業主体が異な る場合はそれぞれ表示)	補助率 又は 補助金額	計画変更申請要件	交付決定前 着手承認の 適用除外の	事業計画 承認申請 の要否		大状況報告 續報告 報告期限
] 		1 農地の守り手育成支援事業 地域計画の実践に取り組む市町村における、話合い活動継続のモデル地区設置に要する経費	4 月 1 年 日 3 1 日 3 1 日 3 1 で	市町村	2分の1以内 (上限 125 万 円/1 市町村)	1 事業の中止 2 事業費の30%を超える増減	有無 有 (第 9 条 3 号 2 項 該当)	要	〔実績報告〕事業完了時	(実績報告) 事業に 事業に 事から 過の は3月31日の いず もの いず

課名	事 業 名	補助対象経費	補助対象 期間	補助事業者等 (補助事業者と事業主体が異な る場合はそれぞれ表示)	補助率 又は 補助金額	計画変更申請要件	交付決定前 着手承認の 適用除外の	事業計画 承認申請 の要否	及び実	状況報告 績報告
担い手支援課	1 地域計画推進事業	2 機構集積協力金交付事業 地域内の農地の一定割合以上を機構に貸 し付け、又は貸付けと一体的に行われる機 構を通じた農作業委託により、担い手への 農地の集積・集約化に取り組む地域に対し て行う交付金を交付するために必要な経費 に対して補助する場合における当該補助に 要する経費 (1)地域集積協力金交付事業 (2)集約化奨励金交付事業 (3)機構集積協力金推進事業 ((1)(2)の事業を推進するための経費)	交付決定の 日から事業 完了の日又 は3月31 日まで	【補助事業者】 市町村 【事業主体】 農業者が複数戸で組織する団体等	定額	1 事業費又は補助金の 30%を超える増減 2 (1)から(4)の事業の 中止又は新規の実 施	無無無	要	化等対策事	報告期限 「中月5日 10月5日 東書記 10月5日 東金る 13に 13に 13に 13に 14 14 14 15 16 17 18 18 18 18 18 18 18 18 18 18
		3 所有者不明農地対策事業 農業会議が実施する所有者不明農地対策 (所有者不明農地対策企画員の設置等) に 要する経費	交日決定で 交日決定 変者 日完は 前の業又 日 31 で	一般社団法人熊本県農業会議	定額	1 事業実施主体の変更 2 事業の新設又は廃止 3 事業費の30%を超え る増減	無	要	[中間報告] 9月30日 12月31日 (ただし、所有 対策の第14に を準用する) (実績報告] 事業完了時	助金交付等

課名	事 業 名	補助対象経費	補助対象 期間	補助事業者等 (補助事業者と事業主体が異な る場合はそれぞれ表示)	補助率 又は 補助金額	計画変更申請要件	交付決定前 着手承認の 適用除外の 有無	事業計画 承認申請 の要否		状況報告 績報告 報告期限
担い手支援課	2 農地売買等支援事業	・熊本県農業公社が、農地 (開発して農地とすることが適正な土地を含む)、採草放牧地及び農業用施設用地 (以下「農用地等」という。)の売買等を実施するために必要な経費・熊本県農業公社が、買入れた農用地等のか作料の前払いに要する資金を借入れた場合の支払利息に対する利子補給 (1)業務費 (2)事業費(利子助成) (3)公社組織特別整備費	4月1日から 3月31日ま で	公益財団法人熊本県農業公社	(1)、(2)、(3) 10分の10以内	1 経費の30%を超え 2 増減 地等の買入れ 、び自動物ででは、 ででは、 ででは、 をできますが、 でできまができまが、 でできまができまができまができまができまができまができまができまができまができま	有 (第9条第2 項第 3 号該	要	(中間報告) 1のみ 6月30日 9月30日 12月31日 (た等類編 2月31日 (大等類編 2月31日 (大等類編 3月31日 (大等類編 3月31日 (大等類編 3月31日 (大等類編 3月31日 (大等類編 3月31日 (大等類編 3月31日 (大等類編 3月31日 (大等類編 3月31日 (大等類編 3月31日 (大等類編 3月31日 (大等類編 3月31日 (大等類 3月31日 (大等類 3月31日 (大等 3月31日 (大等 3月31日 (大 3月31日 (3月31日 (大 3月31日 (大 3月31日 (大 3月31日 (大 3月31日 (大 3月31日 (大 3月31日 (大 3月31日 (大 3月31日 (大 3月31日 (大 3月31日 (大 3月31日 (大 3月31日 (大 3月31日 (大 3日 (3日 (3日 (3日 (3日 (3日 (3日 (費補助金交 3 に定める様

課名	事 業 名	補助対象経費	補助対象 期間	補助事業者等 (補助事業者と事業主体が異な る場合はそれぞれ表示)	補助率 又は 補助金額	計画変更申請要件	交付決定前 着手承認の 適用除外の	事業計画 承認申請 の要否	及び実	大状況報告 注讀報告 報告期限
担い手支援課	3 農地中間管理機構事業	1 借受農地管理等事業 農地中間管理機構が借り受けた農用地等の 賃料及び保全管理に要する経費 2 農地中間管理機構運営事業 農地中間管理機構の運営及び業務委託等に 必要な経費 (1) 体制整備費(人件費) ① 機構本部職員の人件費 ② 機構現場職員の人件費 (2) 業務推進費(事務経費) ① 機構本部の事務経費 ② 機構現場の事務経費 ② 機構現場の事務経費 (3) 関係機関への推進委託費等 農地中間管理事業業務委託		公益財団法人熊本県農業公社	(本語) (本語) (本語) (本語) (本語) (本語) (本語) (本語)	経費の30%を超える増減	有無 (第第) (第第) (第第) (第第) (第第)	<i>の</i> 要 要	報告 情報 日 9月30日 12月31日 (化付式を準備) 12月31日 (化付式を準備) 12月31日 (化付式を準備) 12月31日 (水・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3に定める様

課名	事 業 名	補助対象経費	補助対象	補助事業者等 (補助事業者と事業主体が異な	補 助 率 又は	計画変更申請要件	交付決定前着手承認の	事業計画承認申請		f状況報告 E績報告
			期間	る場合はそれぞれ表示)	補助金額		適用除外の 有無	の要否	報告時点	報告期限
担い手支援課	4 担い手育成支援 事業	1 熊本県担い手育成総合支援協議会事業 熊本県担い手育成総合支援協議会が、認定 農業者の認定促進や経営改善支援、法人経営 の推進など担い手の育成・確保のための取組 みを実施するために必要な経費 (1)認定農業者の認定促進、経営改善支援、 法人経営の推進	ら事業完了 の日又は 3			 事業主体の変更 経費の30%を超える増減 	有 (第9条第2 項第3号該 当)		(実績報告) 事業完了時	〔実績報告〕 事業完了の日 から1か月を 経過した日又 は3月31日の いずれか早い 日
		2 市町村担い手育成総合支援協議会等事業 市町村担い手育成総合支援協議会、市町村、 農業協同組合等が、認定農業者や地域営農組 織等の担い手の育成・確保のための取組みを 実施するために必要な経費に対して補助する 場合における当該補助に要する経費 (1)認定農業者の認定促進、経営改善支援、 経営(事業)継承の推進、法人経営の推進 (2)農業所得アップの取組支援		【補助事業者】 市町村 農業協同組合 【事業主体】 市町村担い手育成総合支援協議 会、市町村、農業協同組合等	3分の1以内 【事業接補助の10分析を 事業者:10分析を を対して を対して を対して を対して の3分の度 とする とする とする					

課名	事業名	補助対象経費	補助対象	補助事業者等 (補助事業者と事業主体が異な	補 助 率 又は	計画変更申請要件	交付決定前着手承認の	事業計画承認申請	* ****	「状況報告 注讀報告
			期間	る場合はそれぞれ表示)	補助金額		適用除外の 有無	の要否	報告時点	報告期限
担い手支援課	材投資事業(旧青	1 農業次世代人材投資事業 農業人材力強化総合支援事業に基づき実施 する農業次世代人材投資事業に必要な経費、も しくは、当該経費に対して補助する場合におけ る当該補助に要する経費 (1) 農業次世代人材投資事業(経営開始型) 経営開始直後の青年就農者に対して給 付する交付金 (2) 推進事業 交付金の交付に係る推進事務を行うた めに必要な経費 2 就農準備資金事業 新規就農者育成総合対策に基づき実施する 就農準備資金の交付に必要な経費 3 経営開始資金事業 新規就農者育成総合対策に基づき実施する 経営開始資金の交付に必要な経費 (1) 経営開始資金事業 経営開始資金事業 (1) 経営開始資金事業 経営開始資金事業 経営開始資金事業 (1) 経営開始資金事業 経営開始資金事業 (2) 推進事業 交付金の交付に係る推進事務を行う ために必要な経費	了の日又は 3月31日ま で(又は国 の要綱で	【補助事業者】 市町村 【事業主体】 市町村、農業者	10 分の 10 以内	(1)当該年度の交付対象者数の30%以上の増減 (2)事業費の30%以上の増減 補助金額の増減 (1)当該年度の交付対象者数の30%以上の増減 (2)事業費の30%以上の増減	有	要	(実績報告) 事業完了時	報告 事業完年 事業完算を経る 1 か月 又は 1 した 日日のい ずれか早い日

課名	事 業 名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等 (補助事業者と事業主体が異 なる場合はそれぞれ表示)	補 助 率 又は 補助金額	計画変更申請要件	交付決定前 着手承認の 適用除外の 有無	事業計 画承認 申請の 要否		行状況報告 実績報告 報告期限
担い手支援課	材投資事業(旧青	4 就農準備支援資金事業 新規就農者確保緊急円滑化対策に基づき実施する就農準備支援資金の交付に必要な経費 5 経営開始支援資金事業 新規就農者確保緊急円滑化対策に基づき実施する経営開始支援資金の交付に必要な経費、もしくは、当該経費に対して補助する場合における当該補助に要する経費 (1)経営開始支援資金事業 経営開始直後の青年就農者に対して給付する交付金 (2)推進事業 交付金の交付に係る推進事務を行うために必要な経費	4月1日から 事業完了の 日又は3月 31日まで	研修を受ける者		補助金額の増減 (1) 当該年度の交付 対象者数の30% 以上の増減 (2) 事業費の30% 以上の増減	有無 有 (第9条第2 項第3号該 当)		報告時点 〔実績報告〕 事業完了時	報告期限 〔実績報告〕 事業完了の日から 起算して1か月を 経過した日又は3 月31日のいずれ か早い日

課名	事業名	補助対象経費	補助対象 期間	補助事業者等 (補助事業者と事業主体 が異なる場合はそれぞ	補 助 率 又は	計画変更申請要件	交付決定前 着手承認の 適用除外の	事業計 画承認 申請の		行状況報告 写其複報告
			7,7,1,4	れ表示)	補助金額		有無	要否	報告時点	報告期限
担い手支援課	6 新規就農者育成総合対策事業	支援体制の構築に必要な経費 ②誘致の実践に必要な経費 ③就農前後の者に対するトータルサポ	の日 又は 交前着 おの 事業 おい まった。	体	2,000 千円) ただし、(2)の事業 及び本事業と連携し	3 その他知事が必要と認める要件 1 新規就農者数に関する目標 2 候補者リストへの候補者の追加 3 事業費の30%を超える増減 4 その他知事が必要と認める要件	無	要	[実績報告] 事業完了時	[実績報告] 事業完了日から1 か月以内又は翌年 度の4月30日ま でのいずれか早い 日

課名	事 業 名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等 (補助事業者と事業主体 が異なる場合はそれぞ れ表示)	補 助 率 又は 補助金額	計画変更申請要件	交付決定前 着手承認の 適用除外の 有無	事業計 画承認 申請の 要否		行状況報告 実績報告 報告期限
担い手支援課	6 新規就農者育成総合対策事業	3 初期投資促進事業 次世代を担う農業者となることを志向する 者に対し、就農後の経営発展のために必要な 機械・施設の導入等の取組みに要する経費に 対して補助する場合における当該補助に要する経費 (1) 初期投資促進事業 (2) 推進事業費 市町村が当該補助事業を実施するため に要する経費(推進事業費)	交の交前認ら了は日付日付着の事の3ま決又決手日業日月で	(1)【補助事業者】 市町村 【事業主体】 認定新規就農者	(1)10分の10以内ただし、事業主体に保る場合の10以内をだは補助が10以内をでは、10ので	関する目標 2 候補者リストへ の候補者の追加 3 事業費の30%を 超える増減 4 その他知事が必 要と認める要件	無	要	[実績報告] 事業完了時	〔実績報告〕 事業完了日から1 か月以内又は翌年 度の4月30日ま でのいずれか早い 日

課名	事 業 名	補助対象経費	補助対象	補助事業者等(補助事業者と事業主	補 助 率 又は	計画変更申請要件	交付決定前着手承認の	事業計画承認申請		「状況報告 E績報告
			期間	体が異なる場合はそ れぞれ表示)	補助金額		適用除外の 有無	の要否	報告時点	報告期限
担い手支援課	7 担い手確保・経営強化支援事業	担い手確保・経営強化支援事業実施要綱(平成28年1月20日付け27経営第2612号農林水産事務次官依命通知)の別記に規定される助成対象者が破経費に対して補助する経費 (1)担い手確保・経営強化支援対策 (2)地域構造転換支援対策 (3)追加的信用供与補助事業 (4)附帯事務費	交付決定事業日 マ付決定事業日 マ付決定事業日 で が決定事業日 で が決定事業日 で で で が決定事業日 で で で が決定事業の で で が決定する で の が決定する で の の の の の の の の の の の の の	市町村 【事業主体】 (1) 及び(2) 農業者等 (3) 農業信用基金協会	10分の10以内 ただし、次により算定した 事業主体への補助金額を 上限とする (1)担い手確保・経営強 化支援対策については、2 分の1以内(上限1,500万円/個人、3,000万円/法人。 市町村が認める者の上限は100万円) (2)地域構造転換支援 対策については、購入:10分の3以内、リース物件購入価格の7分の3以内(上限1,500万円。市町村が認める者の上限は100万円) (3)追加的信用供与補助 事業については、定額(融資額の15分の1)	3 助成対象事業内容 の新設 4 その他知事が必要 と認める要件	無	要	確保等対策 金等交付要	[中間報告] 1月10日 担い手育費 14 に 15 審の 準用 に 15 審別 を 16 事の 月日 日の

課名	事業名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等 (補助事業者と事業 主体が異なる場合	補 助 率 又は	計画変更申請要件	交付決定前 着手承認の 適用除外の	事業計画承認申請	1	f状況報告 E績報告
			判间	生体が異なる場合 はそれぞれ表示)	補助金額		有無	の要否	報告時点	報告期限
担い手支援	8 未来 で 機 経 業 発 性 支 援 援 接 援 支 援 援 き た う た う た う た う た う た う た う た う た う た	1 地域営農組織再編・統合支援 地域営農組織の再編・統合に必要な以下の経費 ①合意形成活動に係る経費 ②経営コンサルタント等の導入に係る経費 ③研修に係る経費	4月1日から 事業完了の日 又は3月31日 まで	1237		1 事業主体の変更 2 経費の30%を超える 増減	有 (第9条第2 項第 3 号該 当)	要	〔実績報告〕 事業完了時	[実績報告] 事業完了の日 から1か月を 経過した日又 は3月31日
課	事業	2 地域営農組織設立支援 新たな地域営農組織を設立するため集落内での話し合い活動 等に必要な以下の経費 ①集落ビジョン策定に係る経費 ②集落に対するサポート活動に係る経費 ③地域営農組織設立に向けた集落の合意形成活動に係る経費 ④専任アドバイザーの活動に係る経費	4月1日から 事業完了の日 又は3月31日 まで	市町村担い手育成総合支援協議会	定額(上限 20 万円/1 地区)		有 (第9条第2 項第 3 号該 当)	要		のいずれか早い日
		3 組織化・法人化支援 (1)熊本県担い手育成総合支援協議会 地域営農組織の組織化や法人化、事業継承等の支援に伴う以下 の経費 ①組織・法人設立講座や研修会の開催 ②地域営農組織アドバイザー設置 ③法人化推進コーディネーター設置 ④地域活動支援 ⑤実務指導 ⑥地域営農法人の人材育成を行う塾等の開催 (2)市町村担い手育成総合支援協議会 地域営農組織の組織化や法人化、事業継承等の合意形成支援に 伴う経費	4月1日から 事業完了の日 又は3月31日 まで	(1)熊本県担い手 育成総合支援協議会 (2) ・市町村担い手育成 総合支援協議会 ・農業協同組合	定額 (上限 5,774千円) (2)		有 (第9条第2 項第 3 号該 当)			

課名		事	業名	補助対象経費	補助対象	補助事業者等 (補助事業者と事業	補 助 率 又は	計画変更申請要件	交付決定前着手承認の	事業計画承認申請		f状況報告 E績報告
					期間	主体が異なる場合 はそれぞれ表示)	補助金額		適用除外の 有無	の要否	報告時点	報告期限
担い手支援課	~ 智 智	つな 営農	よぐ地域 農組織経 J強化支	4 集落営農連携促進等事業及び集落営農活性化プロジェクト促進事業 地域計画に位置付けられている集落営農の連携・合併による、 広域展開での効率的な生産・販売体制の確立等に必要な次の経費 ①ビジョンづくりへの支援 ②若者等を雇用する経費 ③高収益作物の試験栽培、加工品の試作、販路開拓等に取り組む経費 ④組織の法人化に要する経費 ⑤共同利用機械等の導入経費 ⑥関係機関によるサポートの取り組みに要する経費	又は交付決定 前着手承認の 日から事業完	市町村	1,000 千円) ③定額 ④定額(250 千円)	 成果目標の変更 助成対象者の変更 助成対象者の事業 内容の新設又は廃止 事業費の30%を超 える増減 その他知事が必要 と認める要件 	無	要	確保等対策 金等交付要	[中間報告] 1月10日 担い手育成・ 競事業第 14 に を 14 に を 14 に を 15 に 実業 15 に ま 16 に ま 26 に は 3 月 31 に は 3 月 31 に い 17 に い 18 に は 3 月 が 18 に は 3 日 が 18 に は 3 に ま 3 に ま ま 3 に ま 3
				5 農作業支援サービス事業体広域受託支援 農作業受託組織が利用する以下機械及び施設の導入に必要な 経費 ①農機具運搬用トレーラーの導入 ②農機具一時保管用簡易テント等の導入	4月1日から 事業完了の日 又は3月31日 まで	農作業の受託組織		1 事業主体の変更 2 経費の30%を超える 増減	有 (第9条第 2項第3号 該当)	要	〔実績報告〕 事業完了時	[実績報告] 事業完了の日 から1か月を 経過した日又 は3月31日 のいずれか早 い日

111111111111111111111111111111111111111	果名	事 業 名	補助対象経費	補助対象 期間	補助事業者等 (補助事業者と事業 主体が異なる場合 はそれぞれ表示)	補 助 率 又は 補助金額	計画変更申請要件	交付決定前 着手承認の 適用除外の 有無	事業計画 承認申請 の要否	事業遂行 及び実 報告時点	
	担い手支援課	9 耕作放棄地解消事業	(1) 耕作放棄地を農地(耕作地)へ再生する取組に要する経費に対して補助する場合	了の日又は 3月31日ま	【補助事業者】 市町村、農業委員会 【事業主体】 農業者 ただし地域計画に位 置付けた農業を担う 者	(1) 再生作業 定額 (30千円/10a) (2) 営農定着 定額 (10千円/10a)	経費の 30%を超える 増減 1 事業実施主体の変更 2 事業の新設または廃止 3 事業費の 30%を超える増減	有無 (第9条第2 項第3)	要	[実績報告] 事業完了時 「中間報日 12月30日 (た等対綱の用する (実第第13 (大等の事では、 (実際第13 (大等の事では、 (実際第15 (大等の事では、 (実際第15) (大きの事では、 (大きの事では、 (大きの事では、 (大きの事では、) (大きの事では) (大きの事では) (大きの事では) (大きの事では) (大きの事では) (大きの事では) (大きの事でも) (大きのきのきのきのきのも) (大きのきのきのきのきのきのきのも) (大きのきのきのきのきのきのも) (大きのきのきのきのきのきのきのも) (大きのきのきのきのきのきのきのも) (大きのきのきのも) (大きのきのきのきのも) (大きのきのきのも) (大きのきのきのも) (大きのきのきのも) (大きのきのきのきのも) (大きのきのきのきのも) (大きのきのきのき	[実績報告] 事と日で過るとは、1 によりでは、2 によりでは、3 によりでは、3 によりでは、3 によりでは、3 には、3 には、4 には、4 には、4 には、4 には、4 には、4 には、4 には、4

課名	事業名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等 (補助事業者と事業 主体が異なる場合		計画変更申請要件	交付決定前 着手承認の 適用除外の	事業計画承認申請	及び実	
				はそれぞれ表示)	補助金額		有無	の要否	報告時点	報告期限
担	10 女性が変える	地域の女性農業者グループの活動推進事業	交付決定	女性農業者グループ	定額	1 事業内容の新設	無	要	〔中間報告〕	〔中間報告〕
V	未来の農業推進	地域の女性グループによる、試作品の開発	の日又は	(5 名以上の農業者		又は廃止			9月末	10月5日
手	事業	や先進事例の調査等の事業活動、女性グルー	交付決定	(女性1名以上を含		2 地域取組主体の			12月末	1月6日
支		プが抱える課題の解決に向けた研修会の開	前着手承	む) がグループに所		変更			[実績報告]	〔実績報告〕
援		催等要する経費		属すること)		3 事業費又は国庫			事業完了時	事業完了の日
課			ら事業完			補助金の 30%を超				から1か月を
			了の日又			える増減				経過した日又
			は2月10							は2月10日の
			日まで							いずれか早い
										目

課名	事 業 名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等 (補助事業者と 事業主体が異 なる場合はそ れぞれ表示)	補 助 率 又は 補助金額	計画変更申請要件	交付決定前 着手承認の 適用除外の 有無	事業計画 承認申請 の要否	事業遂行 及び実 報告時点	状況報告 績報告 報告期限
担い手支援課	11 農地利用効率 化等支援交付金 事業	1 農地利用効率化等支援交付金事業 農業者等が自らの経営改善のために行う農業用施設・機械等の取得等の取組みに要する 経費に対して補助する場合における当該補助 に要する経費 (1)融資主体支援タイプ (2)地域農業構造転換支援タイプ (3)条件不利地域支援タイプ (4)追加的信用供与補助事業 (5)付帯事務費	交日決承5の日決は前の業は31日まで	【補助事業者】 市町村 【事業主体】 (1)~(3)農	10分の10以内 ただし、次により算定した事業主体への補助金額を上限とする (1)融資主体支援タイプは、10分の3以内 (上限300万円、別途定める要件を満たす場合は上限600万円) (2)地域農業構造転換支援タイプは、購入10分の3以内、リース導入する農業用機械の取得相当額の7分の3以内(上限:1,500万円) (3)条件不利地域支援タイプは、2分の1以内(農業用機械は3分の1以内)(上限4,000万円) (4)追加的信用供与事業は、定額(融資額の15分の1) (5)2分の1以内	容の変更 3 都道府県が実施す る事業内容の変更 4 その他知事が必要	無	要	保等対策事業 交付要綱の第 様式を準用す 〔実績報告〕 事業完了時	14 に定める

課名	事 業 名	補助対象経費	補助対象 期間	補助事業者等 (補助事業者と事業主 体が異なる場合はそ れぞれ表示)	補 助 率 又は 補助金額	計画変更申請要件	交付決定前 着手承認の 適用除外の 有無	事業計画 承認申請 の要否	事業遂行 及び実 報告時点	
担い手支援課	11 農地利用効率 化等支援交付金 事業	次の経費、もしくは、当該経費に対して補助する場合における当該補助に要する経費生産基盤強化対策(1)農業用ハウスの再整備・改修(2)果樹園・茶園の再整備・改修(3)農業機械の再整備・改良	決定前着手 承認の日か ら事業完了 の日又は3月 31日まで	【補助事業者】 市町村、熊本県経済農業協同組合連合会等 【事業主体】 農業者の組織する団体、 農業者、民間事業者等	補助率は次のとおりとする。 (1)及び(3)の事業事業費の1/2以内(2)の事業事業費の1/2以内又は定額(4)及び(5)の事業定額(4)及び(5)の事業定額又は事業費の1/2以内 【事業主体への間接補助の場合】補助事業者:10分の10以内ただし、事業主体に係る補助対象経費の補助率及び補助額(上記(1)~(5)の補助率及び補助を限度とする	2 施工箇所又は設置場所の変更 3 事業の中止又は廃止 4 事業又は設計単位ごとに事業費又は交付金の30%を超える増減を伴う事業内容の変更(入札による減額を除く) 5 工事費から工事雑費への流用	無	要		もって代え

課名	事業名	補助対象経費	補助対象	補助事業者等 (補助事業者と事業	補 助 率 又は	計画変更申請要件	交付決定前 着手承認の	事業計画承認申請		状況報告 績報告
			期間	主体が異なる場合 はそれぞれ表示)	補助金額		適用除外の 有無	の要否	報告時点	報告期限
担い手支援課		中山間地域等における農用地保全のために 行う次の取組等に要する経費、もしくは、当 該経費に対して補助する場合における当該補 助に要する経費 (1) 土地利用構想の概定 (2) 実証事業 (3) 土地利用構想の実現に必要な調査・ 計画に関する取組 (4) 省力化機械の導入 (5) 粗放的利用体制整備 (6) 農用地保全等推進委員の措置 (7) 粗放的利用のための条件整備 (8) 農用地保全のための基盤整備 (9) 農用地保全のための農業環境整備	交付決定日又は 交付決定前着手	【補助事業者】	補助金額 (1)~(6)は定額 (7)~(9)は10分の5.5 以内	1 事業実施主体又は 事業実施期間の変更 2 事業の追加又は廃 止 3 事業費の 30%以上の 増減	有無 無	要	報告時点 【中間報告】 9月30日 12月31日 【実績報告】 事業完了時	報告 間 10月15日 1月15日 1月15日 1月15日 1月15日 1月15日 1月15日 1日

課名	事業名	補助対象経費	補助対象	補助事業者等 (補助事業者と事業主体が異な	補 助 率 又は	計画変更申請要件	交付決定前着手承認の	事業計画承認申請		「状況報告
			期間	る場合はそれぞれ表示)	補助金額		適用除外の 有無	の要否	報告時点	報告期限
担い手支援課	13 ノウフク推進活動事業	(1) 農福連携総合窓口の設置 農福連携の推進のための総合窓口の運営、相 談対応及び福祉事業所への斡旋、マッチング等 に要する経費	ら事業完了		定額 (上限: 5,487 千円)	事業費の 30%を超える 増減	有 (第9条第 2項第3号 該当)	要	〔実績報告〕 事業完了時	[実績報告] 事業完了の日 から1か月を 経過した日又 は3月31日の いずれか早い 日
			4月1日か ら事業完了 日または3 月31日ま で		定額 (上限:50 千円)		有 (第9条第 2項第3号 該当)			

課名	事 業 名	補助対象経費	補助対象 期間	補助事業者等 (補助事業者と事業 主体が異なる場合	補 助 率 又は	計画変更申請要件	交付決定前 着手承認の 適用除外の	事業計画承認申請		状況報告 績報告
			24711-17	はそれぞれ表示)	補助金額		有無	の要否	報告時点	報告期限
担い手支援課	14 中高年就農支援事業	1 中高年就農研修支援事業 県内で就農予定の就農時 50~59 歳で研修 後に独立自営就農を目指す者が認定研修機関 で研修を行う際の経費		【補助事業者】 市町村 研修を受ける者 【事業主体】 研修を受ける者	2分の1以内 【事業主体への間接補助の 場合】 補助事業者:10分の10以内 ただし、事業主体に係る補 助対象経費の2分の1以内 を限度とする		有 (第9条第 2項第3号 該当)	否	〔実績報告〕 事業完了時	[実績報告] 事業完了の日 から起算して 1 か月を経過 した日又は3 月31日のい ずれか早い日
		2 中高年就農初期投資支援事業 県内で令和5年度以降に就農する50歳~ 59歳(就農時)の認定新規就農者に対し、就 農後の経営発展のために必要な機械・施設の 導入等の取組みに要する経費に対して補助す る場合における当該補助に要する経費	手承認の日から 事業完了の日又	【補助事業者】 市町村 【事業主体】 認定新規就農者	10 分の 10 以内 (県 3 分の 2 以内、市町村 3 分の 1 以内) ただし、事業主体に係る補 助対象経費の 2 分の 1 以内 を限度(上限 250 万円/個人) とする	2 その他知事が必 要と認める要件	無	要	〔実績報告〕 事業完了時	「実績報告〕 事業完了の日 から1か月を 経過した日又 は3月31日 のいずれか早 い日

彭	果名	事 業 名	補助対象経費	補助対象 期間	補助事業者等 (補助事業者と事業主体が異な る場合はそれぞれ表示)	補助率 又は 補助金額	計画変更申請要件	交付決定前 着手承認の 適用除外の	事業計画 承認申請 の要否		状況報告 績報告 報告期限
		5 農地利用最適化交付金事業	農地利用最適化推進員等による最適化活動及び農地利用の最適化の推進のための支援に要する経費		【補助事業者】 市町村 【事業主体】 農業委員会	定額	事業主体の変更	有無有 (第9条第2項第 1 号該 当)	要	[中間報告] 12月31日 農地集積・集 約化等対金交付 要綱の第12に	報中 月 15 積対金第様で

課名	事 業 名	補助対象経費	補助対象 期間	補助事業者等 (補助事業者と事業主 体が異なる場合はそ	補 助 率 又は	計画変更申請要件	交付決定前 着手承認の 適用除外の	事業計画承認申請		状況報告 績報告
			79J [H]	れぞれ表示)	補助金額		有無	の要否	報告時点	報告期限
担い手支援課	16 新規就農者確保緊急円滑化対策事業	将来の農地の受け手となる新規就農者等の 円滑な経営継承及び早期の経営発展に向けた 取組みに要する経費 (1)経営資源の有効利用に向けた取組 (2)円滑な経営移譲に向けた取組 (3)経営発展に向けた取組	交日決承らの31日は、日本の付手が了月	1 (1) ~ (3)、2 (1) ~ (3) 【補助事業者】 市町村 【事業主体】 認定新規就農者、認定 農業者 (4) 市町村	定額 ただし、次により算定し た事業主体への補助金額 を上限とする。1 (1) ~(3)、2(1)~(3) の国費合計は600万円以 内。 1 (1) (2)、2(1) (2)の事業主体に係る 補助対象経費の3分の2 以内(上限1,200万円) 1 (3)、2(3)事業主 体に係る補助対象経費の4分の3以内(上限900万円)	 新規就農者数に 関する目標の変更 事業費の30%を 超える増減 その他知事が必 要と認める要件 	無	要	(実績報告) 事業完了時	(実績報告)事業完了の日から1か月を経過した日文は3月31日のいずれか早い日

課名	事 業 名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等 (補助事業者と事業主 体が異なる場合はそ れぞれ表示)	補 助 率 又は 補助金額	計画変更申請要件	交付決定前 着手承認の 適用除外の 有無	事業計画 承認申請 の要否	* >	状況報告 績報告 報告期限
担い手支援課	17 新しい熊本農 業のリーダーズ 共創事業	1 くまもと農業の後継者確保育成事業 (1)後継者育成体制整備事業 新規就農者の効率的な就農定着を図るため、 地域が主体的かつ自立的に新規就農者を育成 する仕組みを構築するとともに、多様な研修ニ ーズに対応できる研修体制の整備を進めるた めに必要な経費及び県認定研修機関が実施す る新規就農者への経営初期段階でのサポート 活動に必要な経費	日又は3月	(1)農業次世代人材投資事業(準備型)、及び就農準備資金に係る県認定研修機関及び同機関が組織する団体等ア)長期研修 ①地域研修機関 ②広域研修機関 ③研修機関協議会	ただし、それぞれ下記の 補助金額を上限とする	(1) 1 事業種目 の新設又は廃止 (1) 2 事業費の 30%を超える増減	有 (第9条第 2項第3号 該当)	要	〔実績報告〕 事業完了時	〔実績報告〕 事業完了の日 から起算して 1か月を経過 した日又は3 月31日のいず れか早い日
		活動に必要な経賃 ア)長期研修(概ね1年以上) イ)中期研修(1年未満) (2)後継者確保推進事業 ①熊本県就農支援資金転貸融資事務円滑化 事業 就農支援資金の転貸資金を取り扱う民間金融機関が行う融資事務に要する経費		③町修懐関協議芸 ④熊本県農業協同組 合中央会 イ)中期研修 ①地域研修機関 ②広域研修機関 ③認定農業者等 (2)就農支援資金を取 り扱う民間金融機関	① ②50万円 ③ 研修者1名あた り月2万円	(2) 事業の中止		否	〔実績報告〕 事業完了時 (実績による 補助事交付申請 をもにかでとす ものとす る。)	
		2 青年農業者ネットワーク強化事業 (1)青年農業者組織活動支援事業 県青年農業者クラブ連絡協議会の実施する各種研修活動、消費者に対する農業理解促進活動等に要する経費 (2)青年農業者等ネットワーク強化活動支援事業 青年農業者等グループが実施する農業経営等のスキルアップや地域活性化につながる取組等に要する経費		(1) 県青年農業者クラブ連絡協議会 (2) 青年農業者等グループ	(1) 定額 (2) 定額 ただし、事業主体に係る 補助対象経費の2分の1 以内を限度(上限25万円 /グループ)とする	 事業種目の新設 又は廃止 事業費の30%を 超える増減 		要	〔実績報告〕 3月31日	

課名	事業名	補助対象経費	補助対象	補助事業者等 (補助事業者と事業主	補 助 率 又は	計画変更申請要件	交付決定前 着手承認の	事業計画承認申請		大次報告 續報告
			期間	体が異なる場合はそ れぞれ表示)	補助金額		適用除外の 有無	の要否	報告時点	報告期限
担い手支援課	18 令和7年8月大雨営農再開支援事業	1 農業用機械・施設等復旧支援 令和7年8月大雨により被災した農業用機 械・施設の修繕・再取得に要する経費 (1)被災した農業用機械・施設の修繕・再取 得等の支援 (2)追加的信用供与	業完了の日 又は令和8年	【事業実施主体】 被災した農業者(地域 計画に位置付けられた 者)	の機械*の修繕は3分の2以内(上限1,200万円: 国600万円、県600万円 上限) ※ハーベスタ、移植機、 苗処理機、選別機、結束 機、苗堀取機、加湿器	2 施工箇所又は設置 場所の変更 3 事業の中止又は廃止 4 整備内容ごとに事 業費又は交付金の3 0%を超える増減を 伴う事業内容の変 更(入札による減額 を除く)	有 (第9条第 2項第3号 該当)	要	事業完了時	〔実績報告〕 事業完了の日 から起算して 1か月を経過 した日又は3 月31日のいず れか早い日
					(2) 追加的信用供与事業については、融資額の15分の1とする。					

課名	事業名	補助対象経費	補助対象	補助事業者等 (補助事業者と事業主体が異	補助率 又は	計画変更申請要件	交付決定前 着手承認の	事業計画承認	事業遂行 及び実	
			期間	なる場合はそれぞれ表示)	補助金額		適用除外の 有無	申請の 要否	報告時点	報告期限
農村計画課	1 土地改良区体制強化事業	土地改良区が土地改良区機能強化支援事業 実施要綱(令和7年4月1日付け6農振第2936 号農林水産事務次官依命通知)に基づいて行う	決定前着手		100 分の 100以内	 経費の配分の 30%を超える増減 事業内容の変更 事業の中止又は 廃止 	浦	否	[遂行状況報告] 12月31日 [実績報告] 事業完了時	[遂行状況報告] 1月31日 〔実績報告〕 事業完了の日 から1か月を 経過した日又 は3月31日の いずれか早い 日
		(2)土地改良相談等事業 熊本県土地改良事業団体連合会が土地改良 区機能強化支援事業実施要綱(令和7年4月1 日付け6農振第2936号農林水産事務次官依命 通知)に基づいて行う施設・財務管理強化対策 に要する経費 1 土地改良事業関係苦情・紛争等対策 2 非補助土地改良事業推進支援 3 財務・会計実践向上研修	日又は交付 決定前着手 承認日から		100 分の 100 以内	 経費の配分の 30%を超える増減 事業内容の変更 事業の中止又は 廃止 	無	否	[遂行状況報告] 12月31日 [実績報告] 事業完了時	[遂行状況報告] 1月31日 〔実績報告〕 事業完了の日 から1か月を 経過した日又 は3月31日の いずれか早い 日

課名	事業名	補助対象経費	補助対象	補助事業者等 (補助事業者と事業主体が異な	補助率 又は	計画変更申請要件	交付決定前着手承認の	事業計画承認	事業遂行 及び実	
			期間	る場合はそれぞれ表示)	補助金額		適用除外の 有無	申請の 要否	報告時点	報告期限
農村計画課		(3)土地改良区等経営診断・改善指導事業 熊本県土地改良事業団体連合会が土地改良 区機能強化支援事業実施要綱(令和7年4月1 日付け6農振第2936号農林水産事務次官依命 通知)に基づいて行う土地改良区の経営診断・ 改善指導に要する経費 1 経営診断・改善指導計画の策定 2 経営診断・改善指導の実施	の日又は 交付決定 前着手承		100 分の 100以内	 経費の配分の 30%を超える増減 事業内容の変更 事業の中止又は 廃止 	浦	否	[遂行状況報告] 12月31日 [実績報告] 事業完了時	[遂行状況報告] 1月31日 〔実績報告〕 事業完了の日 から1か月を 経過した日又 は3月31日の いずれか早い 日
		土地改良区が土地改良区機能強化支援事業 実施要綱(令和7年4月1日付け6農振第2936 号農林水産事務次官依命通知)に基づいて行う	の日又は 交付決定	土地改良区	100 分の 100 以内	 経費の配分の 30%を超える増減 事業内容の変更 事業の中止又は 廃止 	無	否	[遂行状況報告] 12月31日 [実績報告] 事業完了時	[遂行状況報告] 1月31日 〔実績報告〕 事業完了の日 から1か月を 経過した日又 は3月31日の いずれか早い 日

課名	事業名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等 (補助事業者と事業 主体が異なる場合	補助率 又は 補助金額	計画変更申請要件	交付決定前 着手承認の 適用除外の	事業計 画承認 申請の	及び実	状況報告 績報告
				はそれぞれ表示)	補 切金額		有無	要否	報告時点	報告期限
農村計画課	業調査計画費 (団体営調査計画費)	(1)農村環境計画策定事業 農業競争力強化農地整備事業実施要綱(平成 30年3月30日付け29農振第2604号)に基づい て実施する事業に必要な経費。 ① 自然環境及び社会環境についての現況調 查 ② ①の結果に基づく農村環境計画の策定 (2)農村振興総合整備実施計画策定事業 農山漁村地域整備交付金実施要綱(平成22年 4月1日付け21農振第2453号)に基づいて実施 する事業に必要な経費 (3)団体営調査設計事業(調査設計) 農山漁村地域整備交付金実施要綱(平成22年 4月1日付け21農振第2453号)に基づいて実施 する事業に必要な経費 (1)調査設計調査設計、診断等を行うもの	決定前着手 承認の日から事業は3 月31日まで	市町村	に要する経費の	1 経費の配分の30%を超える増減 2 計画地域の変更 3 調査項目の変更又は廃止 4 補助金額の変更 1 経費の配分の30%を超える増減 2 計画地域の変更 3 調査項目の変更又は廃止 4 補助金額の変更 1 地区間相互の経費の額の変更 2 事業内容の変更 3 地区の新設、変更又は廃止 4 補助金額の変更 4 補助金額の変更 4 補助金額の変更 5 非正の新設、変更又は	無	否	[遂行状況報告] 6月30日 9月30日 12月31日 〔実績報告〕 事業完了時	[遂行状況報告] 翌月末日 「実績報告」 事業完の日から1か月を 経過した日又は3月31日のいずれか早い日
						4 補助金額の変更				

課名	事業名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等 (補助事業者と事業 主体が異なる場合	補助率 又は	計画変更申請要件	交付決定前 着手承認の 適用除外の	事業計 画承認 申請の		状況報告 績報告
			791141	はそれぞれ表示)	補助金額		有無	要否	報告時点	報告期限
農村計画課	2 農業農村整備事業調査計画費(団体営調査計画費)	(4)農村地域防災減災事業 農村地域防災減災事業実施要綱(平成25年2 月26日付け24農振第2114号)に基づいて実施 する事業に必要な経費 ① ため池敷地の所有者を確定するための相 続関係の調査及び資料作成 ② 用地境界を確定するための測量等 ③ 防災重点農業用ため池緊急整備事業に必 要な実施計画の策定	決定前着手 承認の日か ら事業完了 の日又は 3 月 31 日ま で	市町村	(中山間地域にあっては 100 分の 55 以内)	 経費の配分の30%を超える増減 事業内容の変更 事業の中止又は廃止 補助金額の変更 	無	否	[遂行状況報告] 6月30日 9月30日 12月31日 〔実績報告〕 事業完了時	[遂行状況報告] 翌月末日 「実績報告」 事業完了の日 から1か月を 経過した日又 は3月31日の いずれか早い 日
		(5)経営体育成促進換地等調整 農業競争力強化農地整備事業実施要綱(平成 30年3月31日付け29農振第2604号)及び農山 漁村地域整備交付金実施要綱(平成22年4月1 日付け21農振第2453号)に基づいて実施する 事業に必要な経費。 ・地区内農地等状況調査 ・合意形成促進 ・地区内アンケート調査 ・地域営農構想作成 ・換地設計基準作成等		市町村	(中山間地域にあ	 経費の配分の30%を超える増減 事業内容の変更 事業の中止又は廃止 補助金額の変更 				

課名	事 業 名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等 (補助事業者と事業 主体が異なる場合 はそれぞれ表示)	補助率 又は 補助金額	計画変更申請要件	交付決定前 着手承認の 適用除外の 有無	事業計 画承認 申請の 要否		状況報告 續報告 報告期限
農村計画課	2 農業農村整備事業調査計画費(団体営調査計画費)	(6)農村地域防災減災推進計画策定 農村地域防災減災事業実施要綱(平成25年2 月26日付け24農振第2114号)に基づいて実施 する事業に必要な経費 ・地域の防災減災対策に必要な諸条件について 行う調査及びその計画の策定等 (7)農村整備事業 農村整備事業実施要綱(令和3年4月1日付け2農振第2736号)に基づいて実施する事業に必要な経費 ・計画策定等事業 点検・診断、調査、施設の再編・集約、維持管理の効率化等の検討及び計画の策定 (8)農山漁村振興交付金 農村漁村振興交付金交付等要綱(令和3年4月	決定前着手 承認の日か ら事業完了	市町村市町村市町村市町村	(二次災害が予想 される地区におけ る施設に係るもの にあっては 100 分 の 100 以内)	 経費の配分の 30%を 超える増減 事業内容の変更 事業の中止又は廃止 補助金額の変更 経費の配分の 30%を 超える増減 事業内容の変更 事業内容の変更 事業の中止又は廃止 補助金額の変更 	無無無	否	[遂行状況報告] 12月末日 〔実績報告〕 事業完了時	[遂行状況報告] 1月末日 (実績報告) 事業完了の日 から1か月を 経過した日又 は4月10日の いずれか早い 日
		展刊点刊版典文刊等安橋 (17和3年4月 1日付け2農振第3695号) に基づいて実施する事業に必要な経費 ・地域の情報通信技術の利用ニーズ、地形条件、 既存の情報通信施設とその利用可能範囲等 の諸条件の調査 (9) 水利施設等保全高度化事業 水利施設等保全高度化事業実施要綱(平成30年 3月30日付け29農振第2702号) に基づいて実 施する事業に必要な経費 ・農業用用排水施設等の整備に係る地域の諸条 件等の調査及び実施計画策定		市町村、土地改良区等	100分の100以内	2 事業内容の変更 3 事業の中止又は廃止 4 補助金額の変更	無	否		

課名	事 業 名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等 (補助事業者と事業 主体が異なる場合 はそれぞれ表示)	補助率 又は 補助金額	計画変更申請要件	交付決定前 着手承認の 適用除外の 有無	事業計 画承認 申請の 要否		了状況報告 実績報告 報告期限
農村計画課	3 農業委員会等振興助成費	1 農業委員会費 市町村が、農業委員会の組織運営及び事業を実施するために必要な経費 (1)農業委員会交付金 ア農業委員・農地利用最適化推進委員手当 イ職員設置費 ウ農地調査・資料整備費 (2)機構集積支援事業 ア農地法事務適正実施支援 イ農地有効利用支援 (3)情報収集等業務効率化支援事業 タブレット端末の購入費 2 県農業会議費 熊本県農業会議費 (1)都道府県農業委員会ネットワーク機構負 担金 ア役職員手当 イ職員給与費等 ウが費 エ事務等経費 エその他の経費 (2)機構集積支援事業 広域的な農地利用調整活動 (3)農業会議活動補助事業	(1)43で(2)付又定認事日31 (2)付又定認事日31 (2)付又定認事日31 (3)1 (2)に交着日完は日 (1)1 (1)1 (1)1 (1)1 (1)1 (1)1 (1)1 (1)	農業委員会	定額 (1)及び(3)10分の10以内 (2)定額	(1) 事業主体の変更 (2)、(3) 事業主体の変更 事業の新設又は廃止 経費の 30%を超える 増減 (2) 事業の新設又は 廃止 経費の 30%を超える 増減 (3) 事業内容の追加 又は取りやめ	(1)有 (第9条第2 項第 1 号該	(1) 否(2) (3) 要 (1)、 (3) 否(2) 要	[中間 2 (3) (3) (2) (2) 9月30日12記(3) 日12記(3) 日12記(3) 日12記(3) 日12日(3) 日12日(3) 日12日(3) 年12日(4) 年1	(3) を除く) 1月15日 (2)(3)、 農地集積・ 策推進交付 の第12に定 準用する。 (3)を除交 (3)を等交 (1)に定める

課名	事業名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等 (補助事業者と事業主体が異な る場合はそれぞれ表示)	補助率 又は 補助金額	計画変更申請要件	交付決定前 着手承認の 適用除外の 有無	事業計 画承認 申請の 要否		状況報告 績報告 報告期限
農地整備課	1 土地改良換地等強化事業	熊本県土地改良事業団体連合会が実施する次の事業に必要な経費 1 受益農地管理強化対策 2 研修・人材育成(換地等技術向上研修)	日から3月 31日まで		当該各号の事 業に要する経 費の 100 分の 100 以内	の変更 2 事業細目ごとの補 助金額の30%を超え る流用	無	要	[遂行状況報告] 12月31日 〔実績報告〕 事業完了時	[遂行状況報告] 1月31日 [実績報告] 事業完了の日 から20日以内
	2 農業経営高度化支援事業(農業生産基盤整備事業)	農地の基盤整備のため、市町村、土地改良区 等が行う次の事業を実施するために必要な経費 (1)高度土地利用調整事業 調査・調整事業 (2)農業経営高度化促進事業		市町村、土地改良区等	(1般10以中等10以機地100.5)地の内山 の内構整 0.5)地の内山 の内構整 0.5)地の内山 0 内構整 0.5)地の内山 0 5 山「村島島の域畑す域分 間 分 関備 分以 域分 間 分以 間過振振振定 5及地る域分 間 分以 間過振振振定 5及地る 10 域 55 農 の 地 の 地 の 域」」」」山指急で業	1 経商業に区域の主義を表する。	無	否	(実績報告) 事業完了時	[実績報告] 事業完了の日 から20日以内

課名	事 業 名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等 (補助事業者と事業 主体が異なる場合 はそれぞれ表示)	補助率 又は 補助金額	計画変更申請要件	交付決定前 着手承認の 適用除外の 有無	事業計 画承認 申請の 要否		状況報告 績報告 報告期限
農地整備課	3 団体営農地等災害復旧事業費	1 市町村、土地改良区が農林水産業施設災害 復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律 及び公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法 に基づいて実施する次の事業に必要な経費 (1) 農地災害復旧事業 (2) 農業用施設災害復旧事業 (3) 海岸保全施設等災害復旧事業	日又は交付	市町村、土地改良区	当該各号の事業に要する経費 1 補助率 (1)基本本期率率 農地 100分の 50施設 100分の 65 (2)基本補助率産業費 [2]基本水産業費 [2] 基本水産業費 [2] 東村水産業費 [2] 東京・日本・日本・日本・日本・日本・日本・日本・日本・日本・日本・日本・日本・日本・	1 工事費の増減が 300 万を超え、かつ、変更 前の額の 30% (その額 が1,000万円を超える 場合は1,000万円を超 える変更 2 主要な工事の形状、 寸法、材質又は位置の 変更 3 工種の変更 4 農地の面積の変更	無	否	〔実績報告〕 事業完了時	〔実績報告〕 事業完了の日 から1か月以 内 概算払いを受 けた場合は4 月30日
		2 市町村、土地改良区が農地農業用施設、海 岸及び地すべり防止施設災害復旧事業査定設 計委託費等補助金交付要綱に基づいて実施す る次の事業に必要な査定設計委託の経費 (1)農地災害復旧事業 (2)農業用施設災害復旧事業 (3)海岸保全施設等災害復旧事業	交付決定の 日又は前の 分子を を 事 で の 日 31 日 で て る り り り り り り り り り り り り り り り り り り	市町村、土地改良区	100分の50以内		無	否	[遂行状況報告] 12月31日 〔実績報告〕 事業完了時	[遂行状況報告] 1月15日 「実績報告] 事業完了の日から1か月以内 概算払いを受けた場合は 4月30日
		3 市町村、土地改良区が農地農業用施設災害復旧事業査定要領(昭和40年9月10日付け40農地D第1129号農林水産省農村振興局長通知)に基づき実施する農地等災害復旧事業として採択された箇所に関連の施設を施工することによって再度災害を防止するために必要な経費 (1)農業用施設災害関連事業	日又は交付 決定前着手 承認の日か	市町村、土地改良区	1 基本補助率 100分の50 2 激甚法による嵩上 げ 激甚災害に対処す るための特別の財政 援助等に関する法律 に基づき算定された 補助率。	1 工事費の増減が300 万を超え、かつ、変 更前の額の30%(そ の額が1,000万円を 超える場合は1,000 万円を超える変更 2 主要な工事の形 状、寸法、材質又は 位置の変更	無	否	[遂行状況報告] 12月31日 〔実績報告〕 事業完了時	[遂行状況報告] 1月15日 〔実績報告〕 事業完了の日から1か月以内 概算払いを受けた場合は 4月30日

業遂行状況報告 及び実績報告		事業計画承認	交付決定前着手承認の	計画変更申請要件	補助率 又は	補助事業者等(補助事業者と事業主	補助対象	補助対象経費	事業名	課名
点報告期限	報告時点	申請の 要否	適用除外の 有無		補助金額	体が異なる場合はそ れぞれ表示)	期間			
设告] [遂行状況報告]	[遂行状況報告]	否	無	1 工事費の 30%を超	定額助成	市町村	交付決定の	1 市町村、土地改良区が農業水路等長寿命化・	4 県管理土地改良	農
1月31日	12月31日			える経費の額の増減	100 分の 100		日から3月	防災減災事業実施要綱(平成30年3月30日	施設等総合マネジ	地
							31 日まで	付け 29 農振第 2711 号農林水産事務次官通	メント事業(農業	整
告〕〔実績報告〕	[実績報告]			2 事業量の増減				知) に基づき実施する次の事業に必要な経費	用ため池管理保全	備
時 事業完了の日	事業完了時								事業 (補助))	課
から 1 ヶ月を				農業水路等長寿命				(1) ため池の保全・避難対策事業		
経過した日又				化・防災減災事業実						
は3月31日の				施要綱(平成31年3						
いずれか早い				月 29 日付け 30 農振						
日				第 3278 号)						

課名	事業名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等 (補助事業者と事業主体 が異なる場合はそれぞ	補助率 又は	計画変更申請要件	交付決定前 着手承認の 適用除外の	事業計 画承認 申請の		「状況報告 €績報告
			,,,,,,	れ表示)	補助金額		有無	要否	報告時点	報告期限
農地整備課	5 団体営農業農村整備事業費	1 集落基盤整備型 農山漁村地域整備交付金実施要綱(平成22年 4月1日付け21農振第2453号)に基づいて実 施する事業に必要な経費	日又は交付		定率助成 一般地域 100分の64以内 中山間地域等 100分の69以内 ※中山間地域等 議場與山村、 議場大大 場話、 場所では、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、	1 事業主体の変更 2 交付対象事業者毎 の補助金額の変更	無	否	〔実績報告〕 事業完了時	[実績報告] 事業完了の日 から1か月を 経過した日又 は3月31日の いずれか早い 日
		2 農地防災型 (1)農村地域防災減災事業実施要綱(平成25年2月26日付け24農振第2114号)に基づいて実施する以下の事業に必要な経費・ため池整備事業・用排水施設等整備事業・地域防災機能増進事業・水質保全対策事業・防災重点農業用ため池緊急整備事業・防災重点農業用ため池緊急整備事業 (2)農山漁村地域整備交付金実施要綱(平成22年4月1日付け21農振第2453号)に基づいて実施する以下の事業に必要な経費・ため池整備事業・用排水施設等整備事業・港水防除事業・土地改良施設豪雨対策事業・土地改良施設耐震対策事業・水質保全対策事業			定率助成 大規模事業 100分の74以内 小規模域 100分の71以内 中山間分の76以内 中山間分の76以内 ※中山間地域等 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	1 事業主体の変更 2 地区相互の間接補助金の額の流用 3 工種別の事業量の30%を超える増減 4 工種の新設、変更又は廃止				

課名	事 業 名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等 (補助事業者と事業主体 が異なる場合はそれぞ れ表示)	補助率 又は 補助金額	計画変更申請要件	交付決定前 着手承認の 適用除外の 有無	事業計 画承認 申請の 要否	–	が状況報告 を を を を を を を を を を を を を を を を を を を
農 地 整 備 課	5 団体営農業農村整備事業費	(3)農村地域防災減災事業実施要綱(平成25年2月26日付け24農振第2114号)に基づいて実施する事業に必要な経費・特定農業用管水路等特別対策事業・農業用施設等災害管理対策事業・農村防災施設整備事業・農大師災施設整備事業(平成22年4月1日付け21農振第2453号)に基づいて実施する事業に必要な経費・農村地域環境保全整備事業(特定農業用管水路等特別対策事業)・農村災害対策整備事業 (5)農村地域防災減災事業実施要綱(平成25年2月26日付け24農振第2114号)に基づいて実施する事業に必要な経費・農業用河川工作物等応急対策事業 (6)農山漁村地域整備交付金実施要綱(平成22年4月1日付け21農振第2453号)に基づいて実施する事業に必要な経費・農業用河川工作物等応急対策事業	日又は交付 決定前着手 承認の日か ら事業完了 の日又は 3 月 31 日ま		定率別の 68 以中 100 68 第 100 付 100	1 事業主体の変更 2 地区相互の間接補 助金の額の流用 3 工種別の事業量の 30%を超える増減 4 工種の新設、変更 又は廃止	無	否	[実績報告] 事業完了時	[実績報告] 事業完了の日 から1か月を 経3月31日の いずれか早い 日

課名	事 業 名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等 (補助事業者と事業主 体が異なる場合はそ れぞれ表示)	補助率 又は 補助金額	計画変更申請要件	交付決定前 着手承認の 適用除外の 有無	事業計 画承認 申請の 要否	–	状況報告 續報告 報告期限
農地整備課	5 団体営農業農村整備事業費	(7)農村地域防災減災事業実施要綱(平成25年2月26日付け24農振第2114号)に基づいて実施する事業に必要な経費・農業水利施設危機管理対策事業 (8)農村地域防災減災事業実施要綱(平成25年2月26日付け24農振第2114号)に基づいて実施する以下の事業に必要な経費・ため池緊急防災環境整備事業			定率助域 100 50 以内 100 55 以内 100 分 55 以内 中山 100 分 55 以内 中山 100 分 55 以内 100 分 100 ※ 1 100 以 1	1 事業主体の変更 2 地区相互の間接補 助金の額の流用 3 工種別の事業量の 30%を超える増減 4 工種の新設、変更 又は廃止	無	否	(実績報告) 事業完了時	[実績報告] 事業完了の日 から1か月を 経過した日又 は3月31日の いずれか早い 日

課名	事 業 名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等 (補助事業者と事業主体 が異なる場合はそれぞ れ表示)	補助率 又は 補助金額	計画変更申請要件	交付決定前 着手承認の 適用除外の 有無	事業計 画承認 申請の 要否		7状況報告 経績報告 報告期限
農地整備課	5 団体営農業農村整備事業費	3 農業基盤整備促進事業実施要綱 (平成25年2月26日付け24農振第2089号)に基づいて実施する事業に必要な経費 (2)農山漁村地域整備交付金実施要綱 (平成22年4月1日付け21農振第2453号)に基づいて実施する事業に必要な経費 4 農地耕作条件改善事業実施要綱 (平成27年4月9日付け26農振第2069号)に基づいて実施する事業に必要な経費	日又は交付 決定前着手 承認の日か ら事業完了 の日又は 3		定 一 100 64 以内 100 69 以 100 69 以 100 69 以 100 が	助金の額の流用 3 工種別の事業量の 30%を超える増減 4 工種の新設、変更 又は廃止 1 交付対象事業者の 名称の変更 2 計画相互間の経費	無	否	(実績報告) 事業完了時	〔実績報告〕 事業完か日 か月を 経3月31日 は3月31日 のい日

課名	事 業 名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等 (補助事業者と事業主体 が異なる場合はそれぞ れ表示)	補助率 又は 補助金額	計画変更申請要件	交付決定前 着手承認の 適用除外の 有無	事業計 画承認 申請の 要否		状況報告 績報告 報告期限
農 地 整 備 課	5 団体営農業農村整備事業費	5 農業水路等長寿命化・防災減災事業実施要綱 (平成30年3月30日付け29農振第2711号)第2の1の長寿命化対策に基づいて実施する事業に必要な経費 (2)農業水路等長寿命化・防災減災事業実施要綱(平成30年3月30日付け29農振第2711号)第2の2の防災減災対策に基づいて実施する事業に必要な経費	日又は交付 決定前着手	市町村、土地改良区等	定 100 64等以	1 事業主体の変更 2 交付対象事業者毎 の補助金額の変更	無	否	[実績報告] 事業完了時	「実績報告〕 事業完了の日 から1か月を 経3月31日の いずれか早い 日

課名	事業名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等 (補助事業者と事業主体 が異なる場合はそれぞ れ表示)	補助率 又は 補助金額	計画変更申請要件	交付決定前 着手承認の 適用除外の 有無	事業計 画承認 申請の 要否		が (表現) (表知
農地整備課	5 団体営農業農村整備事業費	6 水利施設等保全高度化型 水利施設等保全高度化事業実施要綱(平成30 年3月30日付け29農振第2702号)に基づいて実施する事業に必要な経費 7 農業水利施設保全合理化型 農山漁村地域整備交付金実施要綱(平成22年4月1日付け21農振第2453号)に基づいて実施する事業に必要な経費	日又は交付	市町村、土地改良区等	定 一 100 64 以内 100 69 以内 100 69 以内 100 分 69 以内 中山 加	 事業主体の変更 地区相互の間接補助金の額の流用 工種別の事業量の30%を超える増減 工種の新設、変更又は廃止 1 事業主体の変更 2 交付対象事業者毎の補助金額の変更	無	否	(実績報告)事業完了時	〔実績報告〕 事業完了の日 から1か月を 経過した日又 は3月31日の いずれか早い 日

課名	事業名	補助対象経費	補助対象 期間	補助事業者等 (補助事業者と事業主体 が異なる場合はそれぞ	補助率 又は 補助金額	計画変更申請要件	交付決定前 着手承認の 適用除外の	事業計 画承認 申請の	及び実	
				れ表示)	州 切		有無	要否	報告時点	報告期限
農	5 団体営農業農村	8 道整備型	交付決定の	市町村	定率助成	1 補助事業等に要す	無	否	〔実績報告〕	〔実績報告〕
地	整備事業費	地方創生道整備推進交付金交付要綱(平成28	日又は交付		100 分の 64 以内	る経費の配分の変更			事業完了時	事業完了の日
整		年4月20日付け28農振第150号) に基づいて	決定前着手			2 補助事業等の内容				から1か月を
備		実施する事業に必要な経費	承認の目か			の変更				経過した日又
課			ら事業完了							は3月31日の
			の日又は3							いずれか早い
			月 31 日ま							日
			で							
L										

課名	事業名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等 (補助事業者と事業主体 が異なる場合はそれぞ れ表示)	補助率 又は 補助金額	計画変更申請要件	交付決定前 着手承認の 適用除外の 有無	事業計 画承認 申請の 要否		状況報告 績報告 報告期限
農地整備課	5 団体営農業農村整備事業費	9 土地改良施設 P C B 廃棄物処理促進対策型 土地改良施設 P C B 廃棄物処理促進対策事業 実施要綱(平成22年4月1日付け21農振第 2326号)に基づいて実施する事業に必要な経費 中山間地域所得向上支援対策実施要綱(平成 28年10月11日付け28農振第1336号)に基づ いて実施する以下の事業に必要な経費 ・高生産性農業用機械施設	日又は交付 決定前着手	市町村、土地改良区等	定率助成 100分の50以内 定率助成 100分の45以内	1 補助事業等に要する経費の配分の変更 2 補助事業を中止し、の変更 3 補助事業を中止し、 又は廃止しようとする場合 1 事業の新設、中止又は廃止 3 事業と附帯事間の軽ようとが増減		否	[実績報告] 事業完了時	〔実績報告〕 事業完了の日 から日と は3月31日の いずれか早い 日

課名	事業名	補助対象経費	補助対象	補助事業者等 (補助事業者と事業主体	補助率 又は	計画変更申請要件	交付決定前 着手承認の	事業計画承認		f状況報告 [績報告
	7 71 -	111 355 355 table	期間	が異なる場合はそれぞ れ表示)	補助金額		適用除外の 有無	申請の 要否	報告時点	報告期限
農地整備課		11 農地整備型 農山漁村地域整備交付金実施要綱(平成22年 4月1日付け21農振第2453号)に基づいて実施 する事業に必要な経費	日又は交付		定率助成 100 分の 64 以内	 事業主体の変更 交付対象事業者毎の補助金額の変更 	無	否	〔実績報告〕 事業完了時	[実績報告] 事業完了の日 から1か月を 経過した日又 は3月31日の いずれか早い 日
		12 農村整備型 農村整備事業実施要綱(令和3年4月1日付け農林水産事務次官依命通知)に基づいて実施する事業に必要な経費			定率助成 100分の64以内	1 事業主体の変更 2 交付対象事業者毎 の補助金額の変更				

課名	事 業 名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等 (補助事業者と事業主体 が異なる場合はそれぞ れ表示)	補助率 又は 補助金額	計画変更申請要件	交付決定前 着手承認の 適用除外の 有無	事業計 画承認 申請の 要否		状況報告 績報告 報告期限
農地整備課	6 土地改良施設突発事故復旧事業	1 団体営土地改良施設突発事故復旧事業 土地改良施設突発事故復旧・防止事業(補助) 実施要綱(平成30年3月30日付け29農振第 2308号)に基づいて実施する事業に必要な経 費、もしくは、当該経費に対して補助する場合 における当該補助に要する経費	決定前着手 承認の日か	れ表示) 【補助事業者】 市町村 【事業主体】 市町村、土地改良区等	一般地域 100分で 71以内中山の 75以内 100分で 75以内 100分で 76以内 100分で 4分の 10以内 2 まず 10以内 2 まが 10以内 2 は 10の 10の 2 は	1 事業主体の変更 2 地区相互の間接補助金の額の流用 3 工種別の事業量の30%を超える増減 4 工種の新設、変更又は廃止	有有有	要	報告 [実績報告] 事業完了時	報告期限 [実業元 か月 の の い 日 の

課名	事 業 名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等 (補助事業者と事業主体 が異なる場合はそれぞ れ表示)	補助率 又は 補助金額	計画変更申請要件	交付決定前 着手承認の 適用除外の 有無	事業計 画承認 申請の 要否		大沢報告 経績報告 報告期限
農	6 土地改良施設突	2 基幹・水利施設復旧事業	交付決定の	【補助事業者】	一般地域	1 事業主体の変更	有	要	〔実績報告〕	〔実績報告〕
地	発事故復旧事業	3 地域水利施設復旧事業	日又は交付	市町村	100 分の 64 以内 中山間地域等	2 交付対象事業者毎			事業完了時	事業完了の日
整		農山漁村地域整備交付金実施要綱(平成22年	決定前着手	【事業主体】	100 分の 69 以内	の補助金額の変更				から1か月を
備		4月1日付け21農振第2453号)に基づいて実施	承認の日か	市町村、土地改良区等	\\ \tag{\chi}					経過した日又
課		する事業に必要な経費、もしくは、当該経費に	ら事業完了		※基幹水利施設保全型においては一律					は3月31日の
		対して補助する場合における当該補助に要する	の日又は3		100 分の 64 以内					いずれか早い
		経費	月 31 日ま							日
			で		【事業主体への間接 補助の場合】					
					補助事業者 : 10 分の 10 以内					
					ただし、事業主体に 係る補助対象経費の うち、一般地域にお いては100分の64以 内、中山間地域等に おいては100分の69 以内を限度とする。 (※基幹水利施設保 全型においては一律 100分の64以内)					
					※中山間地域等 離島、振興山村、半 島振興対策実施地域、過疎地域、過球地域、過 農山村地域又は急傾 斜地帯をいう					

課名	事業名	補助対象経費	補助対象	補助事業者等 (補助事業者と事業主体	補助率 又は	計画変更申請要件	交付決定前 着手承認の	事業計画承認		f状況報告 續報告
WK H	7 // 1		期間	が異なる場合はそれぞ れ表示)	補助金額		適用除外の 有無	申請の 要否	報告時点	報告期限
農 地 整 備 課	6 土地改良施設突 発事故復旧事業	4 単県突発事故復旧事業 市町村・土地改良区等が管理する土地改良 施設の突発事故未然防止・施設の長寿命化を目 的とした調査及び点検に要する経費		【補助事業者】 市町村 【事業主体】		1 補助金額の変更 2 事業内容の変更	適用除外の有無有	申請の要要	報告時点 〔実績報告〕 事業完了時	報告期限 「実績報告」 事業完了の日から1か月を 経過した日又は3月31日のいずれか早い日

課名	事 業 名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等 (補助事業者と事業主 体が異なる場合はそ	補助率 又は	計画変更申請要件	交付決定前 着手承認の 適用除外の	事業計 画承認 申請の	及び実	状況報告 績報告
				れぞれ表示)	補助金額		有無	要否	報告時点	報告期限
農	7 土地改良施設維	1 土地改良施設管理指導事業	交付決定の	熊本県土地改良事業団	100 分の 100 以内	事業内容の変更	無	要	[遂行状況報告]	[遂行状況報告]
地	持管理強化事業	熊本県土地改良事業団体連合会が土地改良区		体連合会					12月31日	1月31日
整		機能強化支援事業実施要綱(令和7年4月1日								
備		付け6農振第2936号農林水産事務次官依命							〔実績報告〕	〔実績報告〕
課		通知)に基づいて行う施設・財務管理強化対策							事業完了時	事業完了の日
		に要する経費	で							から1か月を
		1 管理運営体制強化委員会の設置運営								経過した日又
		2 土地改良施設の診断・管理指導								は3月31日の
										いずれか早い
										日
		2 基幹水利施設保全管理技術向上研修	交付決定の	熊本県土地改良事業団	100 分の 80 以内	事業内容の変更	無	要	[遂行状況報告]	[遂行状況報告]
		熊本県土地改良事業団体連合会が土地改良区	日又は交付	体連合会					12月31日	1月31日
		機能強化支援事業実施要綱(令和7年4月1日	決定前着手						[実績報告]	〔実績報告〕
		付け6農振第2936号農林水産事務次官依命	承認日から						事業完了時	事業完了の日
		通知) に基づいて行う基幹水利施設の管理者に	3月31日							から1か月を
		対し、技術の習得をさせるための現地指導等に	まで							経過した日又
		要する経費								は3月31日の
										いずれか早い
										日
		3 土地改良施設維持管理適正化事業	交付決定の	【補助事業者】	100 分の 30 以内	事業内容の変更	無	要	[遂行状況報告]	[遂行状況報告]
		土地改良区等が土地改良施設維持管理適正化	日又は交付	熊本県土地改良事業団					12月31日	1月31日
		事業実施要綱(昭和52年4月20日付け52	決定前着手	体連合会					〔実績報告〕	〔実績報告〕
		構改B第600号農林事務次官通達)に基づい	承認日から	【事業主体】					事業完了時	事業完了の日
		て行う土地改良施設の定期的な整備補修の事業	3月31日ま	土地改良区等						から1か月を
		に対する土地改良施設維持管理適正化資金の拠	で							経過した日又
		出金に要する経費								は3月31日の
										いずれか早い
										日

課名	事 業 名	補助対象経費	補助対象 期間	補助事業者等 (補助事業者と事業主 体が異なる場合はそ れぞれ表示)	補助率 又は 補助金額	計画変更申請要件	交付決定前 着手承認の 適用除外の 有無	事業計 画承認 申請の 要否		方状況報告 毛績報告 報告期限
農地整備課	8 農業経営高度化 支援事業(県営中 山間地域総合整備 事業)	農地の基盤整備のため、市町村、土地改良区 等が行う次の事業を実施するために必要な経費 (1) 高度土地利用調整事業(中山間型) 調査・調整事業 (2) 農業経営高度化促進事業(中山間型)		市町村、土地改良区等	(1)100分の55以内(2)100分の77.5以内	1 経費の配分 高度土地利用調整高 事業及び農業経路 度化促事業地区間 る対象額の溶の変更 音度及び事業力の容の変更 事業上のでの変更 事業とび農業における対象事業となび事業地区の まで、変更とは農業においる対象事業は廃止	無	否	〔実績報告〕 事業完了時	〔実績報告〕 事業完了の日 から20日以内
	9 中山間地域基盤整備加速化事業	中山間地域における担い手への農地集積を目的に、新たな担い手の確保、農地中間管理機構への農用地の貸し出し等に応じ、基盤整備にかかる農家負担軽減のための経費 (1) 中山間地域農地集積促進事業計画に基づき農地集積等を行う地域において基盤整備実施に係る農家負担軽減のための経費 (2) 基盤整備事業採択時点における負担割合とは異なる負担割合の国庫補助事業を活用した場合に増加する農家負担軽減のための経費	日又は交付 決定前着手 承認の日か ら事業完了 の日又は 3 月 31 日ま	市町村	(1)2分の1以内 (2)定額	(1)事業の中止又は廃止 (2)補助金額の変更	無	要	【実績報告】 事業完了時	【実績報告】 事業完了の日 から 1 か月を 経過した日又 は3月31日の いずれか早い 日
	10 県管理土地改良 施設等総合マネジ メント事業(かん がい用ダム等管理 事業)	県が所有し、管理委託協定に基づき土地改良 区が行う、かんがい用ダム及び頭首工の維持管 理に必要な経費	4月1日か ら3月31日 まで	【補助事業者】 市町村 【事業主体】 土地改良区	100 分の 30 以内	補助対象経費の変更	有 (第9条第 2項第3号 該当)	否	〔実績報告〕 事業完了時	[実績報告] 事業完了の日 から1か月を 経過した日又 は3月31日の いずれか早い 日

課名	事業名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等 (補助事業者と事業主 体が異なる場合はそ れぞれ表示)	補助率 又は 補助金額	計画変更申請要件	交付決定前 着手承認の 適用除外の 有無	事業計 画承認 申請の 要否	事業遂行 及び実 報告時点	状況報告 績報告 報告期限
農地整備課	施設等総合マネジ メント事業(農業 用ため池管理保全 事業)				100分の50以内	補助金額の変更	無	要	[実績報告] 事業完了時	〔実績報告〕 事から り り り り り り り り り り り り り り り り り り り

課名	事 業 名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等 (補助事業者と事業 主体が異なる場合 はそれぞれ表示)	補助率 又は 補助金額	計画変更申請要件	交付決定前 着手承認の 適用除外の 有無	事業計画 承認申請 の要否	事業遂行 及び実 報告時点	状況報告 績報告 報告期限
農地整備課	維持管理事業費	水利施設管理強化事業 市町村が水利施設管理強化事業実施要綱 (令和3年3月29日付け2農振第3534 号)に基づき実施する次の事業に必要な経費 に対して補助する場合における当該補助に要 する経費 (1)一般型 (2)包括的民間委託推進型	日又は交付 決定前着手 承認の日か ら3月31日	【事業主体】	(1)100分の51以内 (2)定額助成 100分の100	(1)管理強化計画 の内容に変更があった場合 (2)委託推進計画 の内容に変更があった場合	無	否	〔実績報告〕 事業完了時	[遂行状況報告] 1月31日 [実績報告] 事業完了の日から1か月を経過 した日又は3月 31日のいずれか 早い日
	13 農業水利施設電気料金高騰対策事業	土地改良区が管理する農業水利施設の電気料金高騰分の5割を補助する場合における当該補助に要する経費 ただし、農業水利施設省エネルギー化推進事業の補助を受ける農業水利施設は対象外とする	1 日から令 和 6 年 9 月 30 日まで、 令和7年6月	市町村 【事業主体】 土地改良区	定額	補助金額の変更	有 (第9条第 2項第2号 該当)	否	無 (第19条第2号 該当)	

課名	事 業 名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等 (補助事業者と事業主 体が異なる場合はそ れぞれ表示)	補助率 又は 補助金額	計画変更申請要件	交付決定前 着手承認の 適用除外の 有無	事業計 画承認 申請の 要否	事業遂行: 及び実: 報告時点	
農地整備課	14 農業水利施設省 エネルギー化推進事業	1 省エネルギー化及びコスト削減に取組む市町村が管理する農業水利施設の電気料金・諸油脂費の高騰分の7割 2 省エネルギー化及びコスト削減に取組む土地改良区等が管理する下記に該当する施設の電気料金及び諸油脂費の高騰分の7割を補助する場合における当該補助に要する経費 (1) 基幹水利施設管理事業又は水利施設管理強化事業の対象施設 (2) 維持管理に占める電気料金及び諸油脂費の割合が25%以上施設管理者管理する施設 ただし、農業水利施設電気料金高騰対策事業の補助を受ける農業水利施設は対象外とする	月1日から 令和7年9 月30日ま	市町村	定額	省エネルギー化推進計画の変更	有 (第9条第 2項第2号 該当)	要	無 (第 19 条第 2 号該当)	
	15 水利施設管理強化事業	市町村が水利施設管理強化事業実施要綱(令和3年3月29日付け2農振第3534号)に基づき実施する次の事業に必要な経費に対して補助する場合における当該補助に要する経費(1)特別型(渇水・高温対策)	ATTOF		100分の50以内	渇水・高温対策計画の 変更	有 (第9条第 2項第2号 該当)	要		〔実績報告〕 事業完了の日から1か月を経過した日又は3月31日のいずれか早い日

課名	事 業 名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等 (補助事業者と事業主体が異な	補 助 率 又は	計画変更申請要件	交付決定前着手承認の	事業計画承認申請		f状況報告 E績報告
			期间	る場合はそれぞれ表示)	補助金額		適用除外の 有無	の要否	報告時点	報告期限
むらづくり課	1 中山間地域等直接支払事業	1 中山間地域等直接支払交付金 中山間地域等直接支払交付金実施要領(平成12年4月1日付け12構改B第38号農林 水産事務次官依命通知)により市町村が集落 協定及び個別協定に基づいて交付金を交付す るのに要する経費	ら3月31日	【補助事業者】 市町村 【事業主体】 農業者等	100 分の 75 以 内 (特認地域 は 3 分の 2 以 内)	2012	有 (第9条第 2項第3号 該当)	否	〔実績報告〕 事業完了時	[実績報告] 事業完了の日 から1か月を 経過した日又 は3月31日の いずれか早い 日
		2 中山間地域等直接支払推進交付金 日本型直接支払推進交付金実施要領(平成 28年4月1日27農振第2219号農林水産省農 村振興局長通知)に規定される市町村が1の 事業を円滑に実施するために必要な経費 (1)推進事務に必要な経費 (2)確認事務に必要な経費 (3)交付事務に必要な経費	交付決定の 日又は交付 決定前着手 承認の日か ら3月31日 まで		定額	交付金の 30%を超える 増減	無	要		

	適用除外の申請の有無要否	報告時点	報告期限
6 合対策事業 等に基づき、鳥獣による農林水産業等に係る の日又は ・市町村 ・定 被害を軽減するために必要な下記の経費 交付決定 ・コンソーシアム 防止	有無 要否 無 否	(遂行状況報告) 12月31日 (実績報告) 事業完了時	(遂行状況報告) 1月15日 (実業元 1日を を過まれた日日のいける) 1月15日 (実業元 1日のは3月31日のいける) 1月15日 (実業元 1日のいける) 1月15日 (実業元 1日のいける) 1月15日 (実業元 1日のいける) 1月15日 (実施の) 1月15日 (実施) 1日 (実施) 1日 (実施) 1日 (生 (生 1日 (生 (生 1日 (生 (生 (生 (((((((((((((((

課名	事業名	補助対象経費	補助対象	補助事業者等 (補助事業者と事業主体が異	補 助 率 又は	計画変更申請要件	交付決定前 着手承認の	事業計画承認		状況報告 績報告
			期間	なる場合はそれぞれ表示)	補助金額		適用除外の 有無	申請の 要否	報告時点	報告期限
むらづくり 課	合対策事業	(7) 捕獲サポート体制の構築 (8) 処理加工施設の人材育成 (9) ICT の活用による情報管理の効率化 2 鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業 3 シカ特別対策事業 (1) シカ緊急捕獲対策 (2) シカ特別対策 鳥獣被害防止総合対策交付金交付等要綱等に基づき、鳥獣による農林水産業等に係る被害を軽減するために必要な下記の経費 3 鳥獣被害防止総合対策整備事業 (1) 鳥獣被害防止施設 (2) 処理加工施設 (3) 捕獲技術高度化施設 (4) 地域提案 (5) 鳥獣被害防止施設(促進支援分) (6) 鳥獣被害防止施設(経済対策分)		・地域協議会の構成員・コンソーシアム	・2分に被対付にをは以、止付綱るす分 に被対付準 以、止付綱るす分 に被対付準 以、止付綱るす分 に被対付準 によい (獣合交に がまる)	(3)交付金額の変更 (4) 鳥獣被害防止施設について は、施行箇所の変更 (5)処理加工施設ついては、設置 場所及び利用計画の変更	無	否	〔遂行状況報告〕 12月31日 〔実績報告〕 事業完了時	[遂行状況報告] 1月15日 (実業完 か月 を 日 から過 月 31 日 から 日 の い 日

課名事	事業名	補助対象経費	補助対象	補助事業者等 (補助事業者と事業主体が異な	補 助 率 又は	計画変更申請要件	交付決定前着手承認の	事業計画承認申請		状況報告 績報告
			期間	る場合はそれぞれ表示)	補助金額		適用除外の 有無	の要否	報告時点	報告期限
む	3 えづけSTO	1 事業実施主体が指定した地域において、農	交付決定日	・市町村	定額	1 対象地域の変更	無	否	〔実績報告〕	〔実績報告〕
5	P!鳥獣被害対策	業者等を中心とした地域住民が、事業実施主体	又は交付決	・地域協議会	1:1地区400	2 補助金額の変更			事業完了時	事業完了の日
づ	事業	や関係機関と連携して、鳥獣被害防止のための	定前着手承	・地域協議会の構成員である農	千円以内、	(30%を超える変				から 1 ヶ月を
<		「えづけSTOP!」対策を推進するために必	認の日から	業協同組合等の民間団体	2: 1地区	更)				経過した日又
り		要な下記の取組みに要する経費	事業完了の		1,000千円以					は3月31日の
課		(1) みんなで勉強	日又は3月		内)					いずれか早い
		①検討会等の開催	31 日まで							日
		②実習ほ場の設置								
		(2) 守れる田畑・農地づくり								
		①集落点検調査等								
		②調査結果に基づく活動の実施								
		(3) 囲いや追い払い								
		①侵入防止柵等の整備(国庫補助金の対象								
		とならないものに限る)								
		②地域ぐるみの追い払い								
		(4) その他特認事項								
		2 地域で大きな課題となっている鳥獣被害へ								
		の緊急的な新技術実証に必要な経費								
		(1) 実施体制の整備								
		(2) 実証に係る調査等								
		(3) 囲いや追払い等								
		①侵入防止柵等の整備								
		②追払い機材等の設置								
		③その他 (追払い等に係る経費)								

課名	事業名	補助対象経費	補助対象	補助事業者等 (補助事業者と事業主体が異な	補 助 率 又は	計画変更申請要件	交付決定前 着手承認の	事業計画承認申請		状況報告 績報告
			期間	る場合はそれぞれ表示)	補助金額		適用除外の 有無	の要否	報告時点	報告期限
ts	4 未来につなぐふ	中山間地域及びこれらの地域と一体として事	交付決定の	1 熊本県ふるさと・水と土指	1、2、3は、	・事業費の30%を超え	無	否	〔実績報告〕	〔実績報告〕
Ġ	るさと応援事業	業を推進することが効果的であると認められる	日又は交付	導員、地域住民組織、任意団体	定額	る増減			事業完了時	事業完了の日
づ		地域において、農地や土地改良施設の保全・利	決定前着手	等	(上限 500 千	・その他、知事が必要				から 1 か月を
<		活用に係る地域住民活動の活性化を図るため、	承認の日か	2、3 市町村、農業協同組合、	円)	と認める事項				経過した日又
り		中山間ふるさと・水と土保全対策事業実施要綱	ら事業完了	土地改良区、農業者等が組織	4は、定額					は3月31日の
課		及び同要領、中山間ふるさと・水と土保全推進	の日又は3	する団体、非営利法人、福祉関	(上限 1,000					いずれか早い
		事業実施要綱及び同要領に基づいて、市町村等	月 31 日ま	係者が組織する団体、地域住	千円)					日
		が実施する次の事業に必要な経費	で	民組織、任意団体等						
		1 指導員等活動支援事業		4 土地改良区等						
		2 農○連携事業								
		3 棚田地域活動支援事業								
		4 地下水かん養機能等保全活動事業								

課名	事業名	補助対象経費	補助対象	補助事業者等 (補助事業者と事業主体が異な	補 助 率 又は	計画変更申請要件	交付決定前 着手承認の	事業計画承認申請		「状況報告 €績報告
			期間	る場合はそれぞれ表示)	補助金額		適用除外の 有無	の要否	報告時点	報告期限
む	5 多面的機能支払	1 農地維持支払事業	4月1日か	【補助事業者】	100 分の 75 以	事業費の 30%を超える	有	否	〔遂行状況報告〕	〔遂行状況報告〕
ら	事業	農業の多面的機能を支える共同活動を行う活	ら3月31日	市町村	内	増減	(第9条第2		12月31日	1月15日
づ		動組織に対し支援金を交付するために必要な	まで	【事業主体】			項第 3 号該		(ただし、	- 知事が別に定
<		経費		活動組織			当)			請求書をもっ
り									て代えるこ	とができるも
課									のとする。)	
		2 資源向上支払事業(共同活動)								
		地域資源(農地、水路、農道等)の質的向							2.1.74.7=31.5	
		上を図る共同活動を行う活動組織に対し支援							〔実績報告〕	〔実績報告〕
		金を交付するために必要な経費							事業完了時	事業完了の日
										から1か月を 経過した日又
										は3月31日の
										いずれか早い
		3 資源向上支払事業(長寿命化)								日
		施設の長寿命化を行う活動組織に対し支援								
		金を交付するために必要な経費								
		4 推進事業	交付決定の	市町村等	定額	事業費の 30%を超える	無	要		
		市町村等が以下の事務を実施するために必	日又は交付			増減				
		要な経費	決定前着手							
		(1) 推進・指導事務に必要な経費	承認の日か							
		(2) 確認・審査事務に必要な経費	ら3月31日							
		(3) 交付事務に必要な経費	まで							
		(4)活動組織の体制強化に必要な経費								
		(5) その他推進に必要となる経費								

課名	事 業 名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等 (補助事業者と事業主体が異な	補 助 率 又は	計画変更申請要件	交付決定前 着手承認の 適用除外の	事業計画承認申請		大況報告 續報告
			,,,,,	る場合はそれぞれ表示)	補助金額		有無	の要否	報告時点	報告期限
むらづくり 課	6 くまもとジビエ 普及拡大支援事業	くまもとジビエコンソーシアムが実施するくまもとジビエブランド確立に向けた取組みに要する経費	交日決承らの月31日で (日本) (日本) (日本) (日本) (日本) (日本) (日本) (日本)	くまもとジビエコンソーシアム	定額 (上限 2,700千円)	1 事業主体の変更 2 事業費の 30%を超 える変更	無	要	(実績報告) 事業完了時	(実績報告)事業完了の日から1か月を経過した日又は3月31日のいずれか早い日

課名	事 業 名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等 (補助事業者と事業主体が異 なる場合はそれぞれ表示)	補 助 率 又は 補助金額	計画変更申請要件	交付決定前 着手承認の 適用除外の	事業計 画承認 申請の		状況報告 績報告 報告期限
					110.00 332.001		有無	要否	報 百 时 点	報 市 朔 സ
ts	7 農山漁村振興	農山漁村振興交付金交付等要綱(令和3年	交付決定	1及び2	定額(ただし、	1 事業費の3割を超える増減	無	要	[遂行状況報告]	〔遂行状況報告〕
6	交付金(中山間地	4月1日付け2農振第3695号農林水産事務	の日又は	・市町村	農山漁村振興	2 事業主体又は事業実施期間			•9月30日	・10月15日
づ	農業推進対策)	次官依命通知) 及び農山漁村振興交付金 (中	交付決定	・地域協議会(次に掲げる事項	交付金交付等	の変更			・12月31日	・1月15日
<		山間地農業推進対策) 実施要領(令和2年4	前着手承	を定めた規約等について、	要綱及び農山					
り		月1日付け元農振第 2670 号農林水産省農村	認の日か	各構成員が同意した団体を	漁村振興交付					
課		振興局長通知) に基づき実施する以下の事	ら事業完	いう。以下同じ。)	金(中山間地				[実績報告]	〔実績報告〕
		業に要する経費	了の日又	ア 目的	農業推進対				事業完了時	事業完了の日
			は3月31	イ 構成員、事務局、代表者	策) 実施要領					から 1 か月を
		1 中山間地農業ルネッサンス推進支援	日まで	及び代表権の範囲	に準じる)					経過した日又
		中山間地域等の特色を活かした創意工		ウ 意思決定方法						は3月31日の
		夫あふれる取組み及び地域の所得向上に		エ 解散した場合の地位の						いずれか早い
		向けた計画を深化させる取組み等		継承者						日
		2 元気な地域創出モデル支援		オ 事務処理及び会計処理						
		農業生産活動を地域活性化につなげる		の方法						
		優良事例を創出するための中山間地農業		カ 会計監査及び事務監査						
		を元気にする新たな収益力向上、販売力		の方法						
		強化、農用地保全、複合経営及び生活支援		キ その他運営に関して必						
		に関する取組み等		要な事項						
		3 農村型地域運営組織形成推進事業								
		地域協議会等が作成する将来ビジョン		3 複数集落含む地域協議会						
		に基づく農用地保全、地域資源活用及び								
		生活支援に係る調査、計画作成、実証事業								
		等の取組み等								

課名	事業名	補助対象経費	補助対象	補助事業者等 (補助事業者と事業主体が異	補 助 率 又は		計画変更申請要件	交付決定前 着手承認の	事業計画承認		状況報告 績報告
,,,,,,			期間	なる場合はそれぞれ表示)	補助金額			適用除外の 有無	申請の 要否	報告時点	報告期限
む	8 都市農村交流	1 市町村等推進事業	交付決定	【補助事業者】	【補助率】	1	事業主体の変更	無	要	[実績報告]	〔実績報告〕
6	対策事業	農山漁村における都市と農村との交流活	の日又は	市町村	2 分の 1 以内	2	事業費の 30%を超える増減			事業完了時	事業完了の日
づ		動や小中学生等を対象とした農林水産業に	交付決定		(上限 1,000	3	その他、知事が必要と認め				から 1 か月を
<		関する体験交流型民泊の推進活動を行うた	前着手承	【事業主体】	千円)		る事項				経過した日又
り		めに必要な経費、農泊担い手の学び直しを	認の日か	市町村、農業協同組合、農業者							は3月31日の
課		行うために必要な経費、もしくは、当該経費	ら事業完	等が組織する団体・法人、地方	【事業主体へ						いずれか早い
		に対して補助する場合における当該補助に	了の日又	公共団体等が出資する団体、	の間接補助の						日
		要する経費	は3月31	任意活動団体等、知事が特に	場合】						
			日まで	認めた団体	補助事業者:						
					10 分の 10 以						
					内						
					ただし、事業						
					主体に係る補						
					助対象経費の						
					2 分の 1 以内						
					を限度とする						
		2 農的関係人口創出事業	-	農泊地域、農泊事業者等が組	【補助率】						
		都市に住みながら農村地域に関わりを持		織する団体等	定額(上限 500						
		つ者の創出に繋がる、農泊事業者等が連携			千円)						
		した取組みに必要な経費			1 1 1 1 /						

課名	事 業 名	補助対象経費	補助対象	補助事業者等 (補助事業者と事業主体が異な	補助率 又は	計画変更申請要件	交付決定前 着手承認の 適用除外の	事業計画承認申請		f状況報告 E績報告
			朔间	る場合はそれぞれ表示)	補助金額		有無	の要否	報告時点	報告期限
技術管理課	1 地籍調査事業	市町村が、地籍の明確化を図るため実施する 次の事業に必要な経費 1 国土調査法(昭和26年法律第180号)第 2条第1項第3号に基づいて実施する地籍 調査事業	日又は交付 決定の効力	る場合はそれぞれ表示) 市町村			適用除外の有無無無		報告時点 [遂行状況報告] 12月31日 (ただ算代し、 (た類代ものとで (実績報子) 事業完了時	[遂行状況報告] 1月31日 1事が定め 求書をも ことがで

課名	事 業 名	補助対象経費	補助対象	補助事業者等 (補助事業者と事業主体が異な	補助率 又は	計画変更申請要件	交付決定前 着手承認の 適用除外の	事業計画承認申請		f状况報告 [績報告
			期間	る場合はそれぞれ表示)	補助金額		有無	の要否	報告時点	報告期限
技	2 くまもと水土里	農業水路等長寿命化・防災減災事業実施要綱	交付決定の	市町村、土地改良区等	100 分の 50 以	1 計画の廃止	無	否	[遂行状況報告]	[遂行状況報告]
術	GIS利活用 DX 推進	(令和3年4月1日付け2農振第3643号)第	日から3月		内	2 計画の期間の変更			12月31日	1月31日
管	事業	2の4の施設情報整備・共有化対策に基づいて	31 日まで			3 計画の目標の変更				
理		実施する事業に要する経費				4 交付対象事業の全			〔実績報告〕	〔実績報告〕
課						体事業費の 30%以上			事業完了時	事業完了の日
						の増減				から1か月を
						5 交付対象事業の新				経過した日又
						設又は廃止				は3月31日の
										いずれか早い
										日

課名	事業名	補助対象経費	補助対象 期間	補助事業者等 (補助事業者と事 業主体が異なる 場合はそれぞれ	補助率 又は 補助金額	計画変更申請要件	交付決定前 着手承認の 適用除外の	事業計画 承認申請 の要否	及び実	大汉報告 注讀報告
森林整備課	1 森林整備地域活動支援交付金事業	1 森林の適切な整備を通じた森林の 有する多面的機能の発揮を図る観点 から、次に示す地域活動を支援する ため、対象行為を行う森林所有者等 に対し、市町村が当該経費に対して 補助する場合における当該補助に要 する経費 (1)森林経営計画作成促進 森林経営計画の作成及び集約化間 伐を実施するために必要な活動	交付決定 の日から 3月31日 まで	場合はそれぞれ表示) (1) 【補助事業者】 市町村 【事業主体】 森林所有者等	(1) 森林経営計画作成促進 <定額補助> ①経営委託型 補助額:28,500円/ha (7.交付事業費上限額:38,000円/ha) ②共同施業型 補助額:6,000円/ha (7.交付事業費上限額:8,000円/ha) (1.国費補助上限額:4,000円/ha) ③間伐促進型 補助額:22,500円/ha (7.交付事業費上限額:30,000円/ha) (4.国費補助上限額:15,000円/ha) (4.工費補助作務部分の円/ha) ④不在村森林所有者加算(上記①、②、③と併せて実施した場合) 補助額:10,500円/ha (7.交付事業費上限額:14,000円/ha) (4.国費補助上限額:7,000円/ha)	(1) 補助金額の変更	適用 有無 無 無 無 無	の要否 否	報告時点 [実績報告] 事業完了日	報告期限 「実績報告」 事から過る月の日を経は3月の日を2日のい日

課名	事業名	補助対象経費	補助対象	補助事業者等 (補助事業者と事 業主体が異なる	補助率 又は	計画変更申請要件	交付決定前 着手承認の	事業計画承認申請		「状況報告 ₹績報告
IK-A	尹 禾 石	in 列八 冬年貝	期間	場合はそれぞれ表示)	補助金額	11 四 及 入 丁 明 女	適用除外の 有無	の要否	報告時点	報告期限
森林整備課	1 森林整備地域活動支援交付金事業	(2)森林境界の明確化 森林施業等の実施の前提となる森 林所有者・境界の明確化に必要な以 下の活動に要する経費 ① 森林境界の測量 ② ①の測量に伴う高性能機器の 活用及び基準点等との結合 ③ ①の測量に伴うリモートセンシングデータの活用 ④ ①の測量に伴う不在森林所有者 の立会 ⑤ 森林境界案の作成 (3)森林所有者の探索 森林施業等の合意形成に必要な森 林所有者の確認に対する経費 (4)森林経営計画・森林境界の明確 化に向けた条件整備 森林経営計画及び森林境界の明確 化を進める上で重要となる既存路網 の簡易な改良	–		(2)森林境界の明確化 〈定額補助〉 ① 補助額:33,750 円/ha (7.交付事業費上限額:45,000 円/ha) ② 補助額:7,500 円/ha ② 補助額:7,500 円/ha (7.交付事業費上限額:10,000 円/ha) (4. 国費補助上限額:5,000 円/ha) ③ 補助額:12,750 円/ha (7.交付事業費上限額:17,000 円/ha) (4. 国費補助上限額:8,500 円/ha) ④ 補助額:9,750 円/ha (7.交付事業費上限額:13,000 円/ha) (4. 国費補助上限額:6,500 円/ha) ⑤ 補助額:30,000 円/ha (7.交付事業費上限額:40,000 円/ha) (4. 国費補助上限額:20,000 円/ha) (4. 国費補助上限額:20,000 円/ha) (4. 国費補助上限額:2,500 円/ha) (4. 国費補助上限額:2,500 円/ha) (4. 工程) (4. 工程) (4. 工程) (4. 工程) (4. 工程) (4. 工程) (5. 交付事業費上限額:40,000 円/ha) (6. 工程) (7. 交付事業費上限額:40,000 円/ha) (8. 工程) (9. 交付事業費上限額:40,000 円/ha) (1. 工程) (1. 工程) (1. 工程) (2) (3) (4) ともに、事業 大足(1) (2) (3) (4) において、実 大足費額がイを下回った場合は、10 分の 10 とする		無	否	[実績報告] 事業完了日	[実績報告]事から1 た 日 か

課名	五 事業名	補助対象経費	補助対象 期間	補助事業者等 (補助事業者と事 業主体が異なる 場合はそれぞれ 表示)	補助率 又は 補助金額	計画変更申請要件	交付決定前 着手承認の 適用除外の 有無	事業計画 承認申請 の要否		方状況報告 経績報告 報告期限
森林整備課	動支援交付金事業	2 上記1の事業を円滑に実施するため、市町村が行う次に揚げる事務に要する経費 推進事務 ①推進等に関する事務 ②確認に関する事務 ③交付に関する事務			推進事務費 10 分の 10 以内	①、②、③の推進事務に係る経費の相互間における3割を超える増減	無	否	[実績報告] 事業完了日	〔実績報告〕 事業完了か月を 1 か月を 1 か月を 1 は3 月 31 日の いずれか早い 日

部の	果名	事業名	補助対象経費	補助対象	補助事業者等 (補助事業者と事 業主体が異なる	補助率 又は	計画変更申請要件	交付決定前着手承認の	事業計画承認申請		状況報告 績報告
				期間	場合はそれぞれ 表示)	補助金額		適用除外の 有無	の要否	報告時点	報告期限
:	森林整備課	2 防災·減災·条件不利地森林整備事業	利地での強度の間伐及び流木被害の抑制のための間伐木の移動集積に要する 経費	から事業	法人 ・森林組合員	立木密度等に応じた定額補助 ・間伐:上限595 千円/ha ・侵入竹・再生竹除伐:上限696 千円/ha ・森林作業道(幅員2.5m以下):1,300円/m ・森林作業道(幅員3.0m):2,000円/m	事業費の30%を超える増減	有 (第 9 条 2 8)	要	(実績報告) 事業完了日	〔実業5日を2日を2日を2日を2日を2日の1日を2日の1日の1日の1日の1日の1日の1日の1日の1日の1日の1日の1日の1日の1日

課名	事業名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等 (補助事業者と事 業主体が異なる 場合はそれぞれ 表示)	補助率 又は 補助金額	計画変更申請要件	交付決定前 着手承認の 適用除外の 有無	事業計画 承認申請 の要否	4 214	方状況報告 注績報告 報告期限
森林整備課	3 次世代につなぐ 森林づくり事業	1 再造林促進 (1)再造林のための苗木代 (2)一貫作業システムによる伐採者と植栽者との調整経費 2 広葉樹造林推進再造林のための広葉樹植栽経費 3 シカ食害防止施設の設置・シカ食害防止施設の設置に要する経費 4 再造林保育支援造林地の下刈に要する経費 5 荒廃農地森林造成荒廃農地の植栽等に要する経費	又は3月 31日まで	・森生森総計・ では、 一本森田 では、 一本本 では、 一本 では、 「本 ・ 「本	1 再造林促進 (1) 苗木代の100分の32以内 (2) 定額(上限35千円/ha) 2 広葉樹造林推進 植栽経費の100分の32以内 3 シカ食害防止施設の設置 定額補助 ・シカ侵入防止柵(通常タイプ): 364円/m以内 ・シカ侵入防止柵(スカートタイプ): 427円/m以内 ・ツリーシェルター: 上限1,100,000円/ha以内 4 再造林保育支援 定額補助 下刈(1回刈り): 56,000円/ha 以内 5 荒廃農地森林造成 事業費の100分の68以内	補助金額の増減	有 (第 9 条 第 2 写 第 2 号 該当)	要	[実績報告] 事業完了日	[実績報告] 事業に 1 の日を 1 した 1 は 3 月 3 1 日 り 1 は 1 ず 1 が 1 日 1 に 1 に 1 に 1 に 1 に 1 に 1 に 1 に 1 に 1 に

詍	果名	事 業 名	補助対象経費	補助対象 期間	補助事業者等 (補助事業者と事 業主体が異なる 場合はそれぞれ 表示)	補助率 又は 補助金額	計画変更申請要件	交付決定前 着手承認の 適用除外の 有無	事業計画 承認申請 の要否		状況報告 績報告 報告期限
	森林整備課	3 次世代につなぐ 森林づくり事業	エリートツリー等の品種系統の明確 な母樹による採穂園の造成に要する経 費		・林業種苗法に基づく生産財苗協同・熊山 (1) (1) (2) (3) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4	 造成地地拵え:定額 29.7円/㎡ 耕起:定額 14.4円/㎡ 植栽:定額 88.2円/本 施肥:定額 45.9円/本 シカ防護柵:定額 945.0円/m 標識:定額 1,476円/本 苗木(流通苗(特定母樹含む)):定額 90.0円/本 穂木(林木育種場配布苗):定額 42.3円/本 苗木(林木育種場配布苗):定額 485.1円/本 共通仮設費:事業費の 7.5%以内 	事業費の 30%を超える増減		要	[実績報告] 事業完了日	(実績報告) 事業 1 の 1 を 2 は 3 月 3 1 日 日 を 2 は 3 月 3 1 日 日 い 日

	事業名	補助対象経費	補助対象	補助事業者等 (補助事業者と事 業主体が異なる	補助率 又は	計画変更	交付決定前 着手承認の	事業計画承認申請		↑状況報告 ᢄ績報告
課名	ず 未 石	州 奶刈 《 柱具	期間	場合はそれぞれ表示)	補助金額	申請要件	適用除外の 有無	の要否	報告時点	報告期限
森林整備課	森林づくり事業	1 花粉の少ない森づくり促進事業 スギ人工林を皆伐し、花粉の少な いスギ苗木等や広葉樹に植え替える ために作業ヤードや索道設置に要す る経費 2 花粉の少ないスギ苗木生産促進 事業 花粉の少ないスギ苗木の生産(分 別管理)に要する経費	ら事業完 了の日又	特定間伐等促進計 画等に基づき、再 造林及び間伐を実	・作業ヤードや索道設置を設置した場合	補助金額の変更	有(第9条第2 項第 1)	要	[実績報告] 事業完了日	(実績報告)事業完了の日を経過月31日を経過月31日のいず日

課名	事 業 名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等 (補助事業者と事業主体が異なる場合は それぞれ表示)	補 助 率 又は 補助金額	計画変更申請要件	交付決定前 着手承認の 適用除外の 有無	事業計画 承認申請 の要否		状況報告 注讀報告 報告期限
森 林 整 備 課	4 間伐等森林整備 促進対策事業	1 間伐材生産に要する経費 (1)間伐材の生産(不用木の)、よ(侵入竹を含む。)、よ(侵入竹を育成したで育成したで育成したで育成したで育成したで育成したで育成したでででででででででで	付着の事の3まで前認ら了は日	・効率的かつ安定的な林業経営や林業経営 の継続性の確保を目指す林業経営体と して、林野庁長官が定める考え方に則っ て知事が選定した林業経営体(以下「熊	定額	1 事業程 (無	要	〔実績報告〕事業完了日	[実業日本 日本 日

課名	事 業 名	補助対象経費	補助対象 期間	補助事業者等 (補助事業者と事業主体が異なる場合は	補 助 率 又は	計画変更申請要件	交付決定前 着手承認の 適用除外の	事業計画承認申請		大沢報告 績報告
			,,,,,	それぞれ表示)	補助金額		有無	の要否	報告時点	報告期限
森 林 整 備 課	4 間伐等森林整備促進対策事業	2 路網整備に要する経費 (1) 林業専用道(規格相当)整備 ① 林業専用道(規格相当)整備 ② 関連条件整備(対象森 本本の同意取り等) (2) 森林作業工整備 ② 関連条件整の調査を開 ② 関連条件をでなる。	付きまでは、一般である。	・森林整備法人等	(1) ①定額 また、合計事業費の10%パーセントを上限として補強を行うことができる ②①の事業費には、関連条件整備活動費を計上できる (2) ①定額 ②①の事業費には、関連条件整備活動費を計上できる	2 事業種目	無	要	(実績報告)事業完了日	報告 事の月日日 日 日 の月日日 日 日 の月日日 日 日 の月日日 日 の日 の

課名	事 業 名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等 (補助事業者と事業 主体が異なる場合 はそれぞれ表示)	補助率 又は 補助金額	計画変更申請要件	交付決定前 着手承認の 適用除外の 有無	事業計画 承認申請 の要否		方状況報告 E續報告 報告期限
森林整備課	4 間伐等森林整備 促進対策事業	3 低コスト再造林対策 (1)低コスト造林の支援 ① 主伐時の集材(全木又は全幹集材による末木枝条の搬出・集積に限る。)と再造林の一貫作業に要する経費 ② 効率化・低コスト化に資する技術を導入した人工造林ので行う下刈りに係る標準的な事業費 ③ 2齢級以下の株分で行う下刈りに係る標準的な要な機械器具の整備に要する経費 (3)(1)の実施に必要な機械器具の整備活動に要する経費 ① 対象森林の調査及び森林所有者の同受委託契約や基金造成等に要する経費 ③ 森林作判の整備 ④ 鳥獣害防止施設等の整備 ④ コンテナ苗生産基盤施設等整備(1)コンテナ苗生産基盤施設等整備(1)コンテナ苗が直の生産に係る生産対等に要すよ経費 (2)コンテナ苗が直の生産に係る地設装置、大生産資材等に要する経費 (2)コンテナ苗が高い生産を対等に要する経費	交前認の事の 育の事の まの まの まの まの まの まの まの まの まの ま	・市町村・森林整備法人等・効率的かつ安定的な対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対	定額 花粉症対策苗の生産 10分の6以内 上記以外 2分の1以内	・事業費の 30%を超える 増減	無	要	[実績報告] 事業完了日	[実績報告] 事業完か日の日の日か月を経3月31日の日本には3月31日の日の日の日の日の日の日の日の日の日の日の日の日の日の日の日の日の日の日の
		4 コンテナ苗生産基盤施設等整備 (1) コンテナ苗の生産に係る生産施設装置、生産機械器具と生産資材等に要する経費 (2) コンテナ苗幼苗の生産に係る施設装置、機械器具、生産資材等と		生産事業者	10分の6以内					

課名	事業名	補助対象経費	補助対象 期間	補助事業者等 (補助事業者と事業主体が 異なる場合はそれぞれ表	補助率 又は	計画変更申請要件	交付決定前 着手承認の 適用除外の	事業計画承認申請		「状況報告 (績報告
WK E			7931114	示)	補助金額	1 813 2 11	有無	の要否	報告時点	報告期限
森林整備課	5 森林再生支援事業	1 森林再生支援事業 林業事業体等が再造林又は下刈りの取組拡大のために要する経費 (1) 再造林の実施量増加に係る取組み (2) 下刈りの実施量増加に係る取組み (2) 下刈りの実施量増加に係る取組み 2 林業未経験者雇用支援事業 林業未経験者の雇用・現場従事に係る次の経費 (1)雇用の募集や林業未経験者の現場従事に要する経費 (2)植栽・下刈り作業の従事初期における割増経費	事業完了の日 又は3月31日 まで	林及び下刈りを実施する次の事業者 ・森林組合等(森林組合、 生産森林組合及び森林組合連合会) ・特定非営利活動法人 ・民間事業者 ・林業未経験者を雇用し、再造 林や下刈りを実施する次の 事業者 ・森林組合等(森林組合、	(2)29 千円/ha 以内	補助金額の変更	有(第9条第2項第1号該当)	要	[実績報告〕 事業完了日	(実績報告) 事業完了の月を 日から月 31 日と は3月 31 早い 日

			補助対象	補助事業者等 (補助事業者と事	補助率		交付決定前 着手承認の	事業計画		状況報告 續報告
課名	事 業 名	補助対象経費	期間	業主体が異なる 場合はそれぞれ 表示)	又は 補助金額	計画変更申請要件	適用除外の有無	承認申請 の要否	報告時点	報告期限
森林整備課	6 森林再生コーディネート事業	し所有者に働きかけ、林業事業体へ情報提供して効率的・効果的な再造林を行うために必要な経費 (1) コーディネーター報酬 (2) 旅費 (3) 消耗品費	の日又は 交付決定	球磨管内で、森林・林業・木材産業備に取組む協議会	定額補助 (上限 2, 500 千円/人)	補助金額の 30%を超える増減	無	要	[実績報告] 事業完了日	〔実業元1 事から1 した日日の は3月31日の いず 日

課名	事業名	補助対象経費	補助対象	補助事業者等 (補助事業者と事 業主体が異なる	補助率 又は	計画変更申請要件	交付決定前 着手承認の	事業計画承認申請		状況報告 績報告
	7 7.4	111.555.555.111.55	期間	場合はそれぞれ 表示)	補助金額		適用除外の 有無	の要否	報告時点	報告期限
森林整備課	7 自伐林家等育成 对策事業 (自伐林家体制強化事業)	① 技術の習得・安全衛生研修に係る経費 ② 資機材の整備(レンタル経費を含む。)ヘルメット、防振(防蜂)手袋、なた、のこぎり、防護服、安全靴、刈払機、チェンソー、ウインチ、軽架線、チッパー、電気柵・土留棚等構造物の資材、植林用自動穴掘機械、林内通信器(LPWA等)、携帯型GPS機器、林内作業車(500万円未満のもの)、苗木運搬機、任意傷害保険、レンタル経費等(汎用性のある物品等は対象外)	の日又は 交付決定 前着手承 認の目から 事業 アの日又 は3月31	住民、自伐林家等 を含んだ地域の実 情に応じた3名以 上の者で組織する 将来にわたり地域 の林業経営を担う	定額補助(1/2以内)	1 事業内容の変更 2 補助金額の変更	無	要	[実績報告] 事業完了日	[実績報告] 事業完了ヶ月日を 1 から 1 は 3 月 3 1 早 い 日

課名	事 業 名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等 (補助事業者と事 業主体が異なる 場合はそれぞれ 表示)	補助率 又は 補助金額	計画変更申請要件	交付決定前 着手承認の 適用除外の 有無	事業計画 承認申請 の要否		方状況報告 経績報告 報告期限
森林整備課	8 シカ被害造林 地機能回復支援事業	1 シカ被害防止施設の機能回復事業 過去に設置したシカ被害防止施設の復旧・補植に要する経費 2 シカ被害防止柵設置事業 国庫補助事業を併用せずにシカ被害防止ネットを設置する場合の資材費 3 剥皮被害防止資材 (バークガード)設置事業 剥皮被害防止資材等の設置に係る資材費 4 剥皮被害防止資材 (ヒノキ等枝条) 設置事業 剥皮被害防止資材 (ヒノキ等枝条) の設置に要する経費	から事業	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	 ・シカネット全復旧 ・通常タイプ 773 円/m 以内 ・スカートタイプ 909 円/m 以内 ・シカネット一部復旧 (ネットのみ) ・通常タイプ 643 円/m 以内 ・スカートタイプ 778 円/m 以内 ・シカネット一部復旧 (支柱のみ) ・通常タイプ 542 円/m 以内 ・スカートタイプ 574 円/m 以内 ・スカートタイプ 574 円/m 以内 ・コンテナ苗 214 円/本以内 		有 (第9条第 2項第2号 該当)	要	[実績報告] 事業完了日	[実績報告] 事から1 を2 は3月31 のい日

課名	事 業 名	補助対象経費	補助対象 期間	補助事業者等 (補助事業者と事業主体が 異なる場合はそれぞれ表	補助率又は	計画変更申請要件	交付決定前 着手承認の 適用除外の	事業計画承認申請		f状況報告 績報告
				示)	補助金額		有無	の要否	報告時点	報告期限
森林整備課	9 林業・異業種連携路網整備促進事業	1 軟弱地盤対策事業 林業専用道(規格相当)の林建連 携による開設に要する次の経費 軟弱地盤で通常より厚く施工する 路盤工に要する経費 2 森林作業道整備推進事業 次の条件を満たす森林作業道の林 建連携による開設又は改良に要する 経費 ①熊本県森林作業道作設指針に適合 するもの ②森林経営計画に基づき森林環境保 全整備事業で整備するもの	4月1日から 事業完了の 日又は3月 31日まで	・森林組合 ・森林組合連合会 ・効率的かつ安定的な林業 経営や林業経営の継続性 の確保を目指す林業経営 体として、林野庁長官が定 める考え方に則って知 が選定した林業経営体	定額補助 5,000円/m以内 事業費の100分の15以内	1 路線の新設及び廃止 2 路線ごとの事業費の 30%を超える増減	有 (第9条第2 項第 2 号該 当) 有 有 条 第 3 有 条 第 3	要	(実績報告) 事業完了日	「実績報告」 事業完了の日 から1か月を 経過した日又 は3月31日の いずれか早い 日

森 10 林木育種改良 1 山林種苗振興対策 4月1日か 熊本県樹苗協同組合 2分の1以内 補助事業に要する経費 有 要 [実	報告時点 報告期限 (実績報告) (実績報告 事業完了の から1か月	計時点 報告	担生批
本 事業	事業完了日 事業完了の から1か月		和口别
	経過した日 は3月25日 いずれか早 日	事業分から1経過しは3月いずれ	〔実績報 事業完了 から1が 経過した は3月25 いずれが

調	名	事業名	補助対象経費	補助対象	補助事業者等 (補助事業者と事業主体が異な	補助率 又は	計画変更申請要件	交付決定前着手承認の	事業計画承認申請		状況報告 績報告
				期間	る場合はそれぞれ表示)	補助金額		適用除外の 有無	の要否	報告時点	報告期限
1	森林整備課		令和2年7月豪雨からの復旧・復興プランに 沿って、森林サービス産業を創出するために実 施する基礎調査、プラン作成、実証、情報発信 等に必要な経費	日又は交付 決定前着手	域協議会、商工会議所、観光関連			無	俗		〔実業日]事から日のおおりは3月31日のいずれか早い日

課名	事業名	補助対象経費	補助対象 期間	補助事業者等 (補助事業者と事業主体が異な る場合はそれぞれ表示)	補助率 又は 補助金額	計画変更申請要件	交付決定前 着手承認の 適用除外の	事業計画 承認申請 の要否	及び実	大状况報告 注讀報告
森林整備課	12 くまもとの県土を保全する林業推進事業(林地保全に配慮した林業実践先導事業)	て、架線系集材を用いて伐採作業を実施した	ら事業完了 の日又は 3 月 31 日ま で	1,2. 林業労働力の確保に推進に 関する法律(平成8年法律 第45号)第5条に基づき熊	1. 定額補助 上限 80 万円		有無 有 (第 9 2 年 5 年 5 年 5 年 5 年 5 年 5 年 5 年 5 年 5 年	要	報告時点 「実績報告」 事業完了日	報告 (実業日本) 日本 (実業日本) 日本 (大学) 日

課名	事業名	補助対象経費	補助対象	補助事業者等 (補助事業者と事業主体が異な	補助率 又は	計画変更申請要件	交付決定前 着手承認の	事業計画承認		「状況報告 €績報告
			期間	る場合はそれぞれ表示)	補助金額		適用除外の 有無	申請の 要否	報告時点	報告期限
林業振興課	環境教育推進事業	1 くまもとの木育団体育成事業 ① 育成段階(初期) 県産木材を使ったものづくり体験など木育の 取組に要する経費 なお、特定の個人、団体、企業の利益を追求 するための取組でないこと。 ② 育成段階(中期) 以下の基準をすべて満たし、①の取組を県内 全域において実施する場合に要する経費 〈採択基準〉※ ア 地域数及び回数 県広域本部管内4地域のうち、2地域以上 実施すること。 イ 開催規模 各回概ね100人以上に、ものづくり体験を 提供すること。 ウ 木育の取組実績 過去3年間において、①の補助事業の実施 又は木育に関する県委託事業の受託の実績 を有すること。 ※ 災害等により、特定の地域、人数での開 催ができない場合を除く。	完了の日又 は3月31日 まで	トラクターが所属する木育の取	500千円) ②定額(上限	要部分 (事業内容)	無	要	(実績報告) 事業完了時	[実績報告]事業完了の日から30日を経過した日又は3月31日のいずれか早い日

課名	事業名	補助対象経費	補助対象	補助事業者等 (補助事業者と事業主体が異な	補助率 又は	計画変更申請要件	交付決定前 着手承認の	事業計画承認	事業遂行 及び実	状況報告 績報告
			期間	る場合はそれぞれ表示)	補助金額		適用除外の 有無	申請の 要否	報告時点	報告期限
林業振興課	環境教育推進事業		日又は交付 決定前着手 承認の日か ら事業完了 の日又は 3 月 31 日ま	ラクターが所属する幼稚園、保 育所、中学校等を設置している 学校法人、社会福祉法人等	ただし、補助 金上限500千 円とする。ま た、机と椅子 については1 人分各5千円	1 補助対象事業の主 要部分(導入品目)の 変更 2 補助金額の変更 (入札による減額を除 く)	無	要	〔実績報告〕 事業完了時	〔実績報告〕 事業完了の日 から30日を経 過した日又は 3月31日のい ずれか早い日
			T		を上限とする また、それ以 外の木製品に ついては、15 万円を上限と する					
		3 くまもとの木づかい推進事業 地域において、県産木材の需要拡大を目的に 行う消費者調査、講習会の開催、木工教室の 開催、啓発パンフレットの作成その他の普及 啓発に要する経費並びに木材の生産から消費 までに関する団体等による各種活動の支援に 係る経費	交付決定 の付着の が が が が が が が が が が が が が が が が が が が	各地域の木材需要拡大推進に取り組む協議会	2分の1以内	補助金額の変更	無	要		

課名	事業名	補助対象経費	補助対象	補助事業者等 (補助事業者と事業主体が異な	補助率 又は	計画変更申請要件	交付決定前着手承認の	事業計画承認		f状況報告
			期間	る場合はそれぞれ表示)	補助金額		適用除外の 有無	申請の 要否	報告時点	報告期限
林業振興課	り人材育成事業	1 林業労働力確保支援センター活動支援事業 支援センター業務を実施するにあたり必要 な管理経費 事業推進費等に要する経費 2 林業労働力確保支援センター事業 (1)広報活動 新規参入促進のための広報誌作成・相談 活動、就業促進フェアへの参加等に要する 経費 (2)改善計画作成指導 労確法に基づく改善計画の作成指導及び 認定事業体のフォローアップ等の指導・研修会等に要する経費 (3)新規就業者支援事業 新規就業者の就業産業にのための巡回相談、意見交換会の実施等に要する経費 3 林業担い手研鑽事業(林業技能競技会の実施等) 林業従事者による伐倒・枝払い、森林評価、高性能林業機械の操作等に関する技能競技会の実施等に要する経費 4 林業担い手就党環境改善支援事業 造株・保育作業従事者の負担に要する経費 4 林業担い手が実である経費 4 林業担い手が実である経費 5 林業相かる場合における当該補助に要する経費	ら事業完了 の日又は 3	公益財団法人熊本県林業従事者 育成基金 (熊本県林業労働力確 保支援センター) 4 【補助事業者】 公益財団法人熊本県林業労働力確 保支援センター) 【事業主体】 林業事業体 5 【補助事業者】 公益財団法人熊本県林業従事者	内 4 定 変 ま 10 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大	補助金額の変更	有 (第9条第2 項第 3 号該 当)	女 要	[実績報告] 事業完了時	[実績報告] 事業完了の日 から30日を経 過した日又は 3月31日のい ずれか早い日
		コストカットや生産性・収益性同上などの取 組みに要する経費		公益財団法人熊本県林業労働力確 育成基金 (熊本県林業労働力確 保支援センター) 【事業主体】 認定事業体	定額(ただし、 事業体 1 社あ たり上限 200 万円以内)					

課名	事 業 名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等 (補助事業者と事業主体が異な る場合はそれぞれ表示)	補助率 又は 補助金額	計画変更申請要件	交付決定前 着手承認の 適用除外の 有無	事業計 画承認 申請の 要否	事業遂行 及び実 報告時点	状況報告 績報告 報告期限
林業振興課	2 豊かな森林づくり人材育成事業	6 林業技能向上促進事業 (1)林業技能検定の受検に要する経費 (2)林業技能検定を受検する者を対象とした 研修会開催に要する経費	4月1日か ら事業又は3 月 31 日ま で	6 (1) 【補助事業者】 公益財団法人熊本県林業労働力確 保支援センター) 【事業主体】 林業事業体、公益財団法人熊本 県林業従事者育成基金 (2) 公益財団法人熊本県林業従事者 育成基金(熊本県林業労働力確 保支援センター)	6 (1)定率 (2分の1以 内) (2)定額 (上限150万円 以内)		有 (第9条第2 項第 3 号該 当)			〔実績報告〕 事業完了の日 から30日を経 過した日又は 3月31日のい ずれか早い日

課名	事業名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等 (補助事業者と事業主体が異な る場合はそれぞれ表示)	補助率 又は 補助金額	計画変更申請要件	交付決定前 着手承認の 適用除外の 有無	事業計 画承認 申請の 要否	状況報告 績報告 報告期限
林業振興課	光海は少くはく	を受講する給付金受給希望者のうち支給条件を 満たす者に対して支給する就業準備給付金(月額12.9万円以内)及びその支給に要する経費	交日決承らの月で で 日決 承らの月で	公益財団法人熊本県林業労働力確保支援センター)	10分の10以内	補助金額の変更	無	要	「実績報告〕 事業完了の日 から30日を経 過した日又は 3月31日のい ずれか早い日

課名	事業名	補助対象経費	補助対象 期間	補助事業者等 (補助事業者と事業主体が異な	補助率 又は	計画変更申請要件	交付決定前 着手承認の 適用除外の	事業計 画承認 申請の		状況報告 績報告
				る場合はそれぞれ表示)	補助金額		有無	要否	報告時点	報告期限
林業振興課	4 くまもと県産 材需要拡大総合 推進事業	(1) 木材産業強化育成対策事業 木材業・製材業の育成強化を図るため、木材 の普及推進による、需要拡大、JAS 製品の普及、		一般社団法人熊本県木材協会連	(1)、(2)、 (3) 定額	事業費の30%以上の増減	無	否	事業完了時	[実績報告] 事業完了の日 から1か月を 経過した日又 は3月31日の
H/K			の日又は 3 月 31 日ま		(4)、(5) 2分の1以内					いずれか早い日

課名	事業名	補助対象経費	補助対象	補助事業者等 (補助事業者と事業主体が異な	補助率 又は	計画変更申請要件	交付決定前着手承認の	事業計画承認	事業遂行 及び実	状況報告 績報告
			期間	る場合はそれぞれ表示)	補助金額		適用除外の 有無	申請の 要否	報告時点	報告期限
林業振興課	5 特用林産物流通促進事業		決定前着手 承認の日か ら事業完了 の日又は 3 月 31 日ま で	2 【補助事業者】 市町村、広域団体 【事業主体】 市町村、森林組合、生産森林組合、森林組合連合会、農業協同組合連合会、農業協同組合 法人及び生産者等の組織する団 体等	補助事業者:10 分の10以内た	30%を超える減 (2)事業主体の変更 (3)補助対象経費の30% を超える増減	1 有 (第9条第	安 1 否 2 要		〔実績報告〕 事業完了の日 から30日を経 過した日又は 3月31日のい ずれか早い日

課名	事 業 名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等 (補助事業者と事業主体が異な る場合はそれぞれ表示)	補助率 又は 補助金額	計画変更申請要件	交付決定前 着手承認の 適用除外の 有無	事業計 画承認 申請の 要否	事業遂行 及び実 報告時点	
課名 林 業 振 興 課	事業名 6 特用林産物施設化推進事業	補助対象経費 熊本県森林・林業・木材産業基本計画に定 める主な作目(しいたけ、たけのこ、竹材、 木竹炭、きくらげ類)及びその他必要と認め られる作目の振興対策に関する以下の取組に 要する経費、もしくは、当該経費に対して補 助する場合における当該補助に要する経費 ◇事業区分 1 加工・流通・衛生管理施設の整備 2 安定生産施設整備 3 原木しいたけ種駒購入 <採択基準> ◇事業区分1~2 ① 施設等の規模・構造が利用計画・受益の 範囲等からみて適切なもの ② 林業者の組織する団体においては受益戸 数3戸以上	期間 交付決定の 日又は交付 決定前着手 承認の日か ら事業完了 の日又は 3	る場合はそれぞれ表示) 【補助事業者】 市町村、広域団体 【事業主体】 市町村、森林組合、生産森林組合、森林組合連合会、農業協同組合連合会、農事組合法人及び林業者等の組織する団体等	補助金額 10分の3以内 【事業主体へ の間接補助の 場合】 補助事業者:10 分の10以内た	1. 補助金額の増又は 30%以上の減 2. 事業主体の変更 3. 補助対象事業の主要 部分(施設・事業実 施個所)の変更	適用除外の	申請の	報告時点 〔実績報告〕 事業完了時 ただし、繰越 を行う場合は 3月31日	報告期限 [実績報告] 事業完了の日 から30日を経
		 ③ 事業規模は30万円~300万円 ◆事業区分3 ① 原木しいたけ栽培に新規参入する者(後継者を除く)が購入するものを対象とする ② 年間植菌数が20,000個以上で、かつ生産計画等が適切なもの ③ 参入時(1年目)及び2年目の植菌に要するもの 			(なお、市町 10 分の1 以上、 ただもない。 はないない。 はないない。 はないでは、 はないでも、 はないでも、 はないでも、 はないでも、 もないでも、 もないでも、 もないでも、 もないでも、 もないでも、 もないともないでも、 もないでも、 もないでもないでも、 もないでも、 もないともないともないともない。 もないともないでもな。 もないともないともないでもない。 もないともないでもないでもないでもないでもないでもないでもないでもないでもないでもないで					

課名	事 業 名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等 (補助事業者と事業主体が異な る場合はそれぞれ表示)	補助率 又は 補助金額	計画変更申請要件	交付決定前 着手承認の 適用除外の 有無	事業計 画承認 申請の 要否	事業遂行 及び実 報告時点	状況報告 績報告 報告期限
林業振興課	7 林業·木材産業 振興施設等整備事業	市町村等が、以下の区分による事業を行う経費、もしくは、当該経費に対して補助する場合における当該補助に要する経費事業費 (1) 高性能林業機械等の整備 (2) 特用林産振興施設等の整備 (3) 木材加工流通施設等の整備 (4) 木造公共建築物等の整備 (5) 木質バイオマス利用促進施設の整備 (6) 付帯事業 (1) ~ (5) の施設整備の効果的かつ円滑な実施を図るために必要となる調整活動等 第2期熊本県森林整備促進及び林業等再生基金協議会が、以下の事業を行う経費 協議会構成員に対して、中小企業診断士等による経営指導、セミナー・講習会等開催及び例規集配布等	交日決承らの月まで付手か了3ま	市町村 ※熊本市に所在する事業主体 にあっては、事業主体 【事業主体】 (1)市町村、森林整備法人等、 育成経営体	だし、事業主 体に係る補助 対象経費の 2 分の 1 以内を 限度とする	ず木口仕の友文	無	要	を行う場合	〔実績報告〕 事業完了の日 から20日を経 過した日又は 3月31日のい ずれか早い日

課名	事 業 名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等 (補助事業者と事業主体が異な る場合はそれぞれ表示)	補助率 又は 補助金額	計画変	更申請要件	交付決定前 着手承認の 適用除外の 有無	事業計 画承認 申請の 要否	事業遂行 及び実 報告時点	状況報告 績報告 報告期限
林業振興課	8 市町村営林道開設事業		交の事の月で付日業又日31日まで		1 域村る10以 地も00内 そ域の 100 内 地整付間用は生め間 1 補(の1以 以 地・100 内 地整付間用は生め間 1 補(の10内 大備金融す、計る内又助た補の内のは 分 方備金融す、計る内又助た補の内の 創推の通る地画事では率だ助分のは 1 のる 46 生進年を場域に業上2以、率の地山係 1 のる 46 生進年を場域に業上2以、率の	定では助金変更	1	無	要	事来元 1 版	〔実績報告〕 事業完了の日 から20日を経 過した日

課名	事業名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等 (補助事業者と事業主体が異な る場合はそれぞれ表示)	補助率 又は 補助金額	計画変更申請要件	交付決定前 着手承認の 適用除外の	事業計 画承認 申請の	事業遂行 及び実 報告時点	状況報告 績報告 報告期限
林 業 振 興 課		市町村が林道のトンネルや橋梁等の点検診断、補強及び更新等を実施するのに要する本工事費、付帯工事費、測量及び試験費の合計額	交付決定の日から日から日から日から日から日から日から日まで		2 分の 1 以内	事業費又は補助金額の変更	有無 無		〔実績報告〕 事業完了時	〔実績報告〕 事業完了の日 から20日を経 過した日

課名	事 業 名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等 (補助事業者と事業主体が異な る場合はそれぞれ表示)	補助率 又は 補助金額	計画変	更申請要件	交付決定前 着手承認の 適用除外の 有無	事業計 画承認 申請の 要否		状況報告 績報告 報告期限
林業振興課	10 市町村営林道改良事業	事未に安りる経賃(上事推賃、事伤椎賃は 体へ)	交の事の月で 付日業又目 131 で		林道改良事業 1 幹線 100分の51以内 2 その他 100分の31以内 林道舗装事業 1 幹線 100分の51以内 2 その他 300分の103以内	線ごと の補助 金額の 変更	 施行箇所の変更 施行位置工種の変更 施行の変更 がと長のの30%を必必 	無	要	〔実績報告〕 事業完了時 ただし、繰越 を行う場 3月31日	「実績報告〕 事業完了の日 から20日を経 過した日

課名	事 業 名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等 (補助事業者と事業主体が異な る場合はそれぞれ表示)	補助率 又は 補助金額	計画変更申請要件	交付決定前 着手承認の 適用除外の 有無	事業計 画承認 申請の 要否	事業遂行 及び実 報告時点	状況報告 績報告 報告期限
林業振興課	11 単県林道事業	事業に要する経費(工事雑費、事務雑費は除く)	交の交前認ら了は日付日付着の事の3ま決又決手日業日月で		改良、舗装、林道化促進事業に係るもの10分の4以内	1 施行路線ごとの補助金額の変更 2 施行箇所の変更	無	要	〔実績報告〕 事業完了時 ただし、繰合 を行う場 3月31日	〔実績報告〕 事業完了の日 から20日を経 過した日

				補助事業者等 (補助事業者		補助率		交付決定前	事業計画	事業遂行 及び実	状況報告 績報告
課名	事業名	補助対象経費	補助対象期間	と事業主体が 異なる場合は それぞれ表示)		又は 補助金額	計画変更 申請要件	着手承認の 適用除外の 有無	承認申請の要否	報告時点	報告期限
林業振興課	12 過年林道災害復旧事業	林 設費定法法第規災とに実要農災国措律和152 環の当の治 機災国措律律 2 定害す掲施す林害庫置施 2 2 定、うと	決定前着手から事又はまで の月31日まで		部分に対する補助会額に相当する部分に対する補助会額に相当する部分にア奥地幹線林道に係るものイーリークその他の林道に係るものエーリー(2)激甚災害を受けたかわらず、激甚災害人の災害林道につい及び災害関連事業との(以び災害関連事業とび災害復旧事業及び災害に乗じて得た額を表して得た額を表して得た額を表して得た額を表して得た額を表して得た額を表して得た額を表して得た額を表して得るのがある。	内 、 その他 2分の1以内 のうち法第3条第3項の規定により高率補助となる を交付の比率は、災害復旧事業費のうち政令で定める こつき、上記にかかわらず下記の区分による 該当部分の10分の9 該当部分のうち政令で定める額に相当する部分については10分の10 該当部分のうち政令で定める額に相当する部分については100分の85 林道に関する補助金交付の比率は、前項の規定にか害に対処するための特別の財政援助等に関する法律に対処するための特別の財政援助等に関する法律に150号)第5条第1項の政令で定める市町村の区域いてその年の激甚災害に係る林道の災害復旧事業費費の合計額から暫定措置法による補助額を差し引いり項において「通常補助控除額」という。)が、当該災害関連事業に係る林道の総延長のメートル数を180円置える当該市町村の区域内の災害林道の総延長1メー補助控除額に対し10分の9以内とする	経費 株 (1) 変 施の (2) との する額 (2) との を 関 (3) のする額 (3) のする額 (4) 変 施の変 を 趣るる (5) のすれる (5) のすれる (6) の で との で と変 で の で 長 定違ら (6) の で に との で と で と で と で と で と で と で と で と で と	無	否	[実績報告] 事業完了時 ただし、繰越 を行う場合 は3月31日	〔実績報告〕 事業完了の 日から 20 日 を経過した 日

	補	甫助対象	補助事業者等 (補助事業者と		補助率	計画変更	交付決定前 着手承認の	事業計画承認	事業遂行 及び実施	
課名 事業名 有	補助対象経費	期間	事業主体が異なる場合はそれぞれ表示)		又は 補助金額	申請要件	適用除外の 有無	申請の要否	報告時点	報告期限
振興課 選	本 本 を は は に に に に に に に に に に に に に	日日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日	市町村	助となる部分に対で定める額に相当 ア奥地幹線林道に係るもの	業のうち暫定措置法第3条第3項の規定により高率補する補助金交付の比率は、災害復旧事業費のうち政令する部分につき、上記にかかわらず次の区分による当該部分の10分の9 当該部分のうち政令で定める額に相当する部分については10分の10 当該部分のうち政令で定める額に相当する部分については100分の85 た林道に関する補助金交付の比率は、前項の規定にから害に対処するための特別の財政援助等に関する法律第150号)第5条第1項の政令で定める市町村の区域内いてその年の激甚災害に係る林道の災害復旧事業費及その合計額から暫定措置法による補助額を差し引いたこおいて「通常補助控除額」という)が、当該災害復旧事業に係る林道の総延長のメートル数を180円に乗じ当該市町村の区域内の災害林道の総延長1メートル当除額に対し10分の9以内とする	経費 は (1)変 施の%額額 事 様 (1)変 施の%額額 事 様 (1)変 施の%額額 内 施 販 行事にを又 容 設 行事にを又 容 設 行 でののの趣すら 簡 しょう で で で で で で で で で で で で で で で で で で で	無	否	林道た設 (実業 に す) () () () () () () () () ()	を 経過した 日

課名	事 業 名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等 (補助事業者と事業主体が異な る場合はそれぞれ表示)	補助率 又は 補助金額	計画変更申請要件	交付決定前 着手承認の 適用除外の 有無	事業計 画承認 申請の 要否	事業遂行 及び実 報告時点	
林業振興課	生産性強化対策事業	林業・木材産業生産性強化対策事業 合板・製材・構造用集成材等の木製品の競争力 を高めるため、市町村等が以下の区分による事 業を行う経費、もしくは、当該経費に対して補 助する場合における当該補助に要する経費 (1)木材加工流通施設等整備 (2)品目転換施設整備 (3)高度加工処理施設整備 (4)ストック強化 (5)木造公共建築物等の整備 (6)高性能林業機械等の整備 (7)特用林産物省エネルギー化施設等整備 (8)木質バイオマスエネルギー転換促進対策 (9)付帯事業 (1)~(4)の施設整備の効果的かつ円滑な実施 を図るために必要となる調整活動等 ※工種又は区分の詳細は、合板・製材・集成材 国際競争力強化・花粉削減総合対策実施要領の 別表1を参照	決定前着手 承認日から 事業完了の 日又は3月 31日まで	※熊本市に所在する事業主体 にあっては、事業主体 【事業主体】	内 ただし、事業 主体に係る補 助対象経費の 2 分の 1 以内 を		無 無	·	ただし、繰越 を行う場合は 3月31日	[実績報告] 事業完了の日 から20日を経 過した日又は 3月31日のい ずれか早い日

課名	事業名	補助対象経費	補助対象	補助事業者等 (補助事業者と事業主体が異な	補助率 又は	計画変更申請要件	交付決定前 着手承認の	事業計画承認	事業遂行	
WK- H	7 / 1	III AAA TAA	期間	る場合はそれぞれ表示)	補助金額	H M & X H X II	適用除外の 有無	申請の 要否	報告時点	報告期限
林業振興課	14 林業・木材産業生産性強化対策事業			(8)市町村、森林組合、林業者等の組織する団体、地方公共団体等が出資する法人、PFI事業者及び民間事業者等(9)上記(1)~(4)の事業実施主体						

課名	事 業 名	補助対象経費	補助対象 期間	補助事業者等 (補助事業者と事業主体が異な る場合はそれぞれ表示)	補助率 又は 補助金額	計画変更申請要件	交付決定前 着手承認の 適用除外の 有無	事業計 画承認 申請の 要否		状況報告 績報告 報告期限
林	15 林業・異業種連	建設業、造園業、観光業等の異業種から林業	交付決定の	・ 林業労働力の確保の促進に	1	補助金額の増又は 30%	無	要	〔実績報告〕	実績報告〕
業	携促進対策事業	への参入を促進し、多様な林業担い手として労	日又は交付	関する法律(平成8年法律第	定額	以上の減			事業完了時	事業完了の日
振		働力の確保を図るために行う次の取組みに要す	決定前着手	45号) 第5条に基づき知事認						から30日を経
興		る経費	承認の日か	定を受けている林業事業体	2					過した日又は
課			ら事業完了	(認定事業体)	2分の1以内					3月31日のい
		1 連携会議の設置・運営のための経費	の日又は3	・ 効率的かつ安定的な林業経						ずれか早い日
		2 山のしごとづくりの推進のための経費	月 31 日ま	営や林業経営の継続性の確保	3					
		3 林業技能研修受講のための経費	で	を目指す林業経営体として、	定額(旅費の					
				林野庁長官が定める考え方に	み)					
				則って知事が選定した林業経						
				営体 (熊本県版育成経営体)						

課名	事 業 名	補助対象経費	補助対象 期間	補助事業者等 (補助事業者と事業主体が異な る場合はそれぞれ表示)	補助率 又は 補助金額	計画変更申請要件	交付決定前 着手承認の 適用除外の 有無	事業計 画承認 申請の 要否		状況報告 [績報告 報告期限
林業振興課	16 竹たけのこ生産 支援事業	は、当該経費に対して市町村が補助する場合に おける当該補助に要する経費 (1) 竹林整備計画作成 (2) 竹林整備	日又は交付 決定前着手 承認の日か ら事業完了 の日又は3	市町村、広域団体 【事業主体】 森林組合、生産森林組合、森林 組合連合会、農業協同組合、農 業協同組合連合会、農事組合法 人、竹産業振興会の構成員、伐 竹事業者、林研グループ、NPO 法人、林業者等地域住民の組織 する団体	10 分の 10 以内 ただし、事業 主体に係る費の 補助金額とする (1) 定額(上限 500千円) (2) 補助分の 1 以内 (3) 定額400円/m (200m/haを 上限) (4)(5)(6)(7) 補助分の1以内 の2分の1以内	1 補助金額の増及び 30%を超える減 2 事業主体の変更 3 補助対象経費の追加及び廃止 4 補助対象経費毎の 30%を越える増減 5 事業実施個所の変 更	無	要	(実績報告) 事業完了時	[実績報告] 事業完了の日 から30日を経 過した日又は 3月31日のい ずれか早い日

調	果名	事 業 名	補助対象経費	補助対象 期間	補助事業者等 (補助事業者と事業主体が異な る場合はそれぞれ表示)	補助率 又は 補助金額	計画変更申請要件	交付決定前 着手承認の 適用除外の 有無	事業計 画承認 申請の 要否	事業遂行 及び実 報告時点	
	I.I.		A second distribution of the second s	A 5. 0 5 4 1	FLAnt -+ No -to V	0.00 = 4.00.1	- IANI ART - THE			(/ 4 4)	
		17 きのこの生産資	きのこの次期生産に必要な生産資材の高			2分の1以内	1 補助金額の変更	有	要	〔実績報告〕	〔実績報告〕
	業	材高騰対策事業	騰に伴い増加した経費				2 事業主体の変更	(第9条第2			事業完了の日
	振			年3月31日ま				項第3号該		ただし、繰越	
	興				合会、生産森林組合、農業協同組		加又は廃止	当)		を行う場合は	
Ī	課				合、農業協同組合連合会、農事組	上限とする					3月31日のい
					合法人及び民間事業者	A to the second					ずれか早い日
				月 31 日まで		なお、きのこ					
						生産に係る経					
					取組実施者を取りまとめる市						
					町村、森林組合、森林組合連合						
					会、生産森林組合、農業協同組						
					合、農業協同組合連合会、農事組						
						いては、10分					
						の7以内					

課名	事 業 名	補助対象経費	補助対象 期間	補助事業者等 (補助事業者と事業主体が異な る場合はそれぞれ表示)	補助率 又は 補助金額	計画変更申請要件	交付決定前 着手承認の 適用除外の 有無	事業計 画承認 申請の 要否		状況報告 績報告 報告期限
林業振興課	18 林業経営体育成対策(林業機械リース支援)事業	効率的かつ安定的な林業経営のための高性能林業機械の導入(リース)に要する経費。	又は交付決定 前着手承認の 日から事業完	林業経営の継続性の確保を目指 す林業経営体として、林野庁長	ただし、導入する機械が林業用四輪駆動がソプトラックの場合は1/4以内。	・事業内容の変更	無	要	を行う場合は	〔実績報告〕 事業完了の日 から30日を経 過した日又は 3月31日のい ずれか早い日

課名	事 業 名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等 (補助事業者と事業主体が異な る場合はそれぞれ表示)	補助率 又は 補助金額	計画変更申請要件	交付決定前 着手承認の 適用除外の 有無	事業計 画承認 申請の 要否		状況報告 績報告 報告期限
林業振興課	19 くまもとの木を 活かす木造建築物 等推進事業	事業主体が行う次の事業に要する経費 1 県産資材提供事業 ①県産資材提供事業 住宅の新築等を行う工務店等に対して、下記の建築資材を無償提供することに要する経費 (1) 県産木材 (2) 県産縁化木 ②顔の見える木材での家づくり事業 ①木造住宅の新築又は増改築を施工する工務店等が行う県産木材の良さを感じてもらうための効果の高い産地等見学会実施に要する経費、もしくは、当該経費に対して補助する場合における当該補助に要する経費 2 木を活かした景観づくりを目的として、地域協議会等公共性が高いと認められる団体が設置する県産木材を使った案内板、標識、外構施設、ベンチ等の新設又は補修に要する経費、もしくは、当該経費に対して補助する場合における当該補助に要する経費 3 木製塀普及促進モデル事業 地域協議会等公共性の高いと認められる団体や県内の幼稚園・保育所等(市町村立のものを除く)が行う県産木材を活用した木製塀設置に要する経費、もしくは、当該経費に対して補助する場合における当該補助に要する経費して補助する場合における当該補助に要する経費、もしくは、当該経費に対して補助する場合における当該補助に要する経費	4月1日から事業又は31日で	①県産資材提供事業	1 ② 【の場前額だ体50 2 【への補定た体10る 3 【への補定た体50で事間合事 した円 額業接】業 しりと 額業接】業 しりと 額業接】業 しり円 額業接】業 しり円 額業接 】 ままれまれまれまれまれまれます。 はり と まれまれまれます。 はり と まれまれます。 はり と まれます。 はり と まれます。 はり と はい と		有 (第9条第2 項第 3 号該 当)	否	[実績報告] 事業完了時	「実績報告〕 事業完了の日 から1か月を は3月31日の いずれか早い 日

-m /	, , , , , , , , , , , , , , , , , , , 	14 ro 21 14 15 16 17 18	補助対象	補助事業者等	補助率	3	交付決定前 着手承認の	事業計画承認	事業遂行 及び実	状況報告 績報告
課名	事業名	補助対象経費	期間	(補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示)	又は 補助金額	計画変更申請要件	適用除外の 有無	申請の 要否	報告時点	報告期限
林業振興課	対策事業	(1) 供給体制安定化事業 熊本県樹芸農業協同組合が実施する生産指導体 制の整備及び流通体制の整備等に要する経費 (2) 広報・販売体制強化事業 熊本県樹芸農業協同組合が実施する広報活動や 販売体制の強化に要する経費			(1)定額 (2)補助対象 経費の2分の1 以内	補助金額の変更	有(第9条第2項第3号該当)	(2)要	[実績報告] 事業完了時	〔実績報告〕 事業完了の日 から30日を経 3月31日のい ずれか早い日

am 6	N/4. 4a	LAND LIFE OF THE	補助対象	補助事業者等	補助率		交付決定前 着手承認の	事業計画承認		状況報告 績報告
課名	事業名	補助対象経費	期間	(補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示)	又は 補助金額	計画変更申請要件	適用除外の 有無	申請の 要否	報告時点	報告期限
林	21 くまもと間伐材	間伐材を素材市場や製材工場等へ出荷した森			10 分の 10 以	事業費の30%以上の増	有	要	〔実績報告〕	〔実績報告〕
業	安定供給対策事業	林所有者等に対して、当該森林が所在する市町	ら事業完了	市町村	内	減	(第9条第2		事業完了時	事業完了の日
振		村が間伐材流通に要する経費に対して補助する			ただし、		項第 3 号該			から1か月を
興		場合における当該補助に要する経費		森林経営計画の認定を受けた森			当)			経過した日又
課			で	林所有者等、森林所有者と間伐						は3月31日の
				材出荷に係る委託契約を締結し						いずれか早い
				た森林組合、「林業労働力の確保						日
				の促進に関する法律」に基づき	する					
				知事の認定を受けた事業体、「く						
				まもとの森林を守り育てる林業						
				経営体」の選定要領に基づき認						
				定を受けた経営体	荷した場合					
					は、上限1,700					
					円/㎡、製材工					
					場等に直送し					
					た場合は上限					
					1,200 円/m³と					
					する					

課名	事業名	補助対象経費	補助対象	補助事業者等 (補助事業者と事業主体が異な	補助率 又は	計画変更申請要件	交付決定前 着手承認の	事業計画承認申請		f状況報告 E績報告
WK H	7 // 1	III 777 C SANEL SA	期間	る場合はそれぞれ表示)	補助金額		適用除外の 有無	の要否	報告時点	報告期限
林	22 林業生産性向上	1 新技術導入支援	交付決定の	林業労働力の確保の促進に関	1 2分の1以	・補助金額の増又は	無	要	〔実績報告〕	〔実績報告〕
業	物価高騰対策事業	「業務改善計画」の実施に必要な、森林資源	日又は交付	する法律(平成8年法律第45	内	30%以上の減			事業完了時	事業完了の日
振		情報の管理や木材の生産・流通における低コス	決定前着手	号) 第5条に基づき知事認定を	2 2分の1以	・事業内容の変更				から 1 か月を
興		ト化や省力化を図るための新技術の導入(購	承認日から	受けている林業事業体。	内(上限500					経過した日又
課		入・レンタル) に要する経費	事業完了の	・効率的かつ安定的な林業経営	万円/台)					は3月31日の
		2 林業機械導入支援(購入)	日又は3月	や林業経営の継続性の確保を						いずれか早い
		「業務改善計画」の実施に必要な、生産性向	31 日まで	目指す林業経営体として、林						B
		上や省力化に取り組む林業事業体が新技術を活		野庁長官が定める考え方に則						
		用した木材生産等を行うための林業機械の導入		って知事が選定した林業経営						
		(購入)に要する経費		体(熊本県版育成経営体)。						

課名	事業名	補助対象経費	補助対象 期間	補助事業者等 (補助事業者と事業主体が異な る場合はそれぞれ表示)	補助率 又は 補助金額	計画変更申請要件	交付決定前 着手承認の 適用除外の	事業計画 承認申請 の要否	及び実	状況報告 續報告
				る場合はて40で40衣小)	冊切並領		有無	00安百	報告時点	報告期限
林	23 ICT 技術活用促	施業の集約化・効率化や木材生産情報の共有	交付決定の	・林業労働力の確保の推進に関	2分の1以内	・補助金額の変更	無	要	[実績報告]	[実績報告]
業	進事業	等のための、以下のソフトウェア導入に要する	日又は交付	する法律(平成8年法律第45号)		・事業内容の変更			事業完了時	事業完了の日
振		経費。		第 5 条に基づき知事認定を受け					尹未元」时	から30日を経
興				ている林業事業体						過した日又は
課		①施業提案ソフト		・効率的かつ安定的な林業経営						3月31日のい
		②木材検収ソフト		や林業経営の継続性の確保を目						ずれか早い日
		③日報管理ソフト	月 31 日ま	指す林業経営体として、林野庁						9 4 6 23 - 4 4 1 1
			で	長官が定める考え方に則って知						
				事が選定して林業経営体(熊本						
				県版育成経営体)						

課名	事業名	補助対象経費	補助対象	補助事業者等 (補助事業者と事業主体が異な	補助率 又は	計画変更申請要件	交付決定前着手承認の	事業計画承認申請	事業遂行 及び実	状況報告 績報告
			期間	る場合はそれぞれ表示)	補助金額		適用除外の 有無	の要否	報告時点	報告期限
林業振興課		林業事業体が主体的に行う経営力強化に向けた新たなビジネスモデル構築に必要な施設の整備に要する経費。	日又は交付	組合法人 (特用林産分野に限る)、地域材 (竹材含む)を利用する法人		・補助金額の変更 ・事業内容の変更	無無		[実績報告] 事業完了時 ただし、繰越 を行う場合は 3月31日	[実績報告] 事業完了の日 から30日を経 過した日又は 3月31日のい ずれか早い日

課名	事 業 名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等 (補助事業者と事業主体が異な る場合はそれぞれ表示)	補助率 又は 補助金額	計画変更申請要件	交付決定前 着手承認の 適用除外の 有無	事業計 画承認 申請の 要否	事業遂行 及び実 報告時点	
林業振興課	築物推進事業(都 市の木造化推進モ デル事業)	熊本県内で実施する非住宅・中大規模 (3階建以上かつ延べ面積300m2超)の木造建築物の整備に要する以下の経費 (1)設計費 (2)建設工事費 (3)普及啓発費(現地見学会等) ただし、(1)~(2)については、木造建築物の躯体に係る経費のみを対象とする。	交日決承らの月まければ前の業又131で		定た対件500 るなつ象の度まつ助1限るに象ある。ない経1とまい対件500 に乗り円(はの内る(3)、乗り円(はの内る(3)、乗りとり、2を。)、乗りと明りに対分限に補物上と		無	要	ただし、繰越 を行う場合は 3月31日	〔実績報告〕 事業完了の日 から1か月を 経3月31日の いずれか早い 日

課名	事業名	補助対象経費	補助対象	補助事業者等 (補助事業者と事業主体が異な	補助率 又は	計画変更申請要件	交付決定前着手承認の	事業計画承認申請		状況報告
			期間	る場合はそれぞれ表示)	補助金額		適用除外の 有無	の要否	報告時点	報告期限
林業振興課		市町村等が、被災した木材加工流通施設等の復旧・再整備等を行う経費、もしくは、当該経費に対して補助する場合における当該補助に要する経費	月 10 日か	市町村及び広域団体 ※熊本市に所在する事業主体 にあっては、事業主体	2分の1以内	事業主体の変更補助金額の増減を 伴う変更	有 (第9条第2 項第 3 号該 当)		〔実績報告〕 事業完了時 ただし、繰合 を行う場合は 3月31日	[実績報告] 事業完了の日から20日を組 3月31日のい ずれか早い日

課	名 事業名	補助対象経費	補助対象 期間	補助事業者等 (補助事業者と事業主体が異な る場合はそれぞれ表示)	補助率 又は 補助金額	計画変更申請要件	交付決定前 着手承認の 適用除外の	事業計画 承認申請 の要否	及び実	状況報告 績報告
系 木 代 名 mi	林 村営)事業	市町村が熊本県単独治山事業実施要領に基づき 実施する次の事業に要する経費(本工事費及び 工事雑費に限る) 1 単独補助治山事業 2 自然災害復旧事業		市町村	県地域防災計	2 施行箇所の変更 (新設又は廃止を含む) 3 治山ダムエ、護岸 エ、水制工及び流路 エの施工位置の変更 又は新設、廃止	有無 無	要 要	だし、繰越を	報 実業ら過3 ず だの払付は決年日 報了かた31 か 、額にれ助年の月日日早 補がよた金度4 1 15 17 17 18 18 19 19 19 19 19 19 19 19 19 19 19 19 19

課名	事業名	補助対象経費	補助対象 期間	補助事業者等 (補助事業者と事業主体が異な る場合はそれぞれ表示)	補助率 又は 補助金額	計画変更申請要件	交付決定前 着手承認の 適用除外の 有無	事業計画 承認申請 の要否		状況報告 績報告 報告期限
森林保全課	2 未来につなぐ森 づくり事業 (1)県民みんなによ る森づくり活動の 支援 ア 団体等による森 づくり	① 植栽、下刈り、除間伐、枝打ち、つる切り等の森林整備作業に要する経費ただし、竹林整備は対象としない。 ② 森林整備作業に必要な歩道の作設及び補修、作業道補修、獣害防護施設の設置及び補修に要する経費 ③ 説明板、案内板、標柱、樹名板の設置及び補修に要する費用ただし、未来につなぐ森づくり事業実施要領別表に定める実行経費とする。なお、特定の個人、団体、企業の利益を追求するための取組みでないこと。	交付決定の 日から事業 完了の日又 は3月31日 まで	NPO法人 農林業者の組織する団体 住民等の組織する団体 (ただし、非営利団体で規約等 があり、総会が開催されている こと。)	行経費の10分 の10以内(千 円未満切り捨 て)	②施行箇所の変更 ③補助対象活動の新設 又は廃止 ④新たな機械・器具の購 入(単価が3万円以上 のもの)又は新たな委	無	否	必要があると 判断して求め たとき 〔実績報告〕 3月31日	況報告〕 報告内容に応 じて適宜判断
	イ 森林環境教育推 進	 ① 植栽、下刈り、除間伐、枝打ち、つる切り等の森林整備作業の体験活動に要する経費 ② 森林整備作業に必要な歩道の作設及び補修、作業道補修、獣害防護施設の設置及び補修に要する経費 ③ 説明板、案内板、標柱、樹名板の設置及び補修に要する費用 ④ 森林環境学習の実施に要する経費ただし、未来につなぐ森づくり事業実施要領別表に定める実行経費とする。なお、特定の個人、団体、企業の利益を追求するための取組みでないこと。 		NPO法人 農林業者の組織する団体 住民等の組織する団体 (ただし、非営利団体で規約等 があり、総会が開催されている こと。) 学校教育法第1条に定める学校 (ただし、大学及び高等専門学 校は除く。) 児童福祉法第39条に定める幼保 連携型認定こども園 PTA等(保護者会、緑の少年団 育成会を含む。) 児童福祉法第41条に定める児童 養護施設 (ただし、学校及び児童養護施設 から県施設は除く。)						

課名	事業名	補助対象経費	補助対象 期間	補助事業者等 (補助事業者と事業主体が異な	補助率 又は	計画変更申請要件	交付決定前 着手承認の 適用除外の	事業計画承認申請	事業遂行 及び実	
			/9 11F1	る場合はそれぞれ表示)	補助金額		有無	の要否	報告時点	報告期限
森林保全課	(2)森林空間整備	県の森林サービス産業創出事業を実施する森林の機能向上を図るために要する以下の経費 ① 森林整備 ② 路網整備 ④ 休憩施設 ⑤ 安全防護施設 ⑥ 利便性向上施設		事業の取組実績がある団体	分の 10 以内	30%以上の減 ②施行箇所の変更 ③補助対象事業の新設 又は廃止	無	否		況報告〕 報告内容に応 じて適宜判断

課名	事 業 名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等 (補助事業者と事業 主体が異なる場合 はそれぞれ表示)	補助率 又は 補助金額	計画変更申請要	交付決定前 着手承認の 適用除外の 有無	事業計画 承認申請 の要否		方状況報告 経績報告 報告期限
森林保全課	3 森林・山村地域活性化振興対策事業	地域協議会が活動組織に対して交付する森林・山村地域活性化振興対策交付金に要する経費		熊本県森林・山村多 面的機能発揮対策地	(1) 活動推進費 4,700円以内(年間当たり) (2) 地域活動型 (森林資源活用) 15,000円/ha以内(初年度) 14,500円/ha以内(3年目) (3) 地域活動型 (竹林資源活用) 41,500円/ha以内(初年度) 38,000円/ha以内(3年目) 34,500円/ha以内(3年目) (4)複業実践型 23,800円/ha以内(初年度) 22,000円/ha以内(3年目) (5)機能強化 100円/m以内 (6)関係人口創出・維持 6,300円/年	1 県交付金の増 又は30%を超 える減 2 事業内容の主 要な分の追加又 は廃止)	有 (第9条第 2項第3号	否	[実績報告] 事業完了時	(実績報告)事業分の日をまた1か月をは3月31日のいずれ日

部	名	事業名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等 (補助事業者と事業主体が異な	補助率 又は	計画変更申請要件	交付決定前 着手承認の 適用除外の	事業計画承認申請	事業遂行 及び実	
				刔旧	る場合はそれぞれ表示)	補助金額		有無	の要否	報告時点	報告期限
1	床 礼	被害調査・地域対 策支援事業	① 林業者によるシカ捕獲技術向上に向けた取組みに要する経費 基礎知識セミナー、わな設置研修会、止め刺し講習会等の開催等に要する経費 ② ICT導入による効率的な捕獲手法の検討に要する経費・モデル地域における捕獲手法の検討に要する経費(箱わなリース・設置等)・ICT導入促進・技術向上に要する経費(センサー機器設置・管理、管理・運用講習会の開催、ドローンによる撮影等)ただし、シカによる森林被害調査・地域対策支援事業実施要領別表に定める実行経費とする。	日から事業 完了の日又 は3月31日	林所有者等で構成される地域協	実行経費の 10 分の 10 以内	① 補助金額の増又は30%以上の減②施行箇所の変更③補助対象活動の新設又は廃止④新たな機械・器具の購入(単価が3万円以上のもの)又は新たな委託)	無	否	「事業告ががしき 業別の必判とと でである。 でである。 でである。 でである。 でである。 でである。 でである。 でである。 でである。 でである。 でである。 でである。 でである。 でである。 でのよう。 でのよう。 でのよう。 でのよう。 でのよう。 でのよう。 でのよう。 でのよう。 でのよう。 でのよう。 でのよう。 でのよう。 でのよう。 でのよう。 でのまる。 でのま。 でのまる。 でのま。 でのまる。 でのまる。 でのまる。 でのまる。 でのまる。 での。 とのも。 でのま。 でのま。 でのま。 でのも。 でのも。 での。 とのも。 でのも。 とのも。 とのも。 とのも。 とのも。 とのも。 とのも。 とのも。 と	況報告〕 報告内容に応 じて適宜判断

課名	事業名	補助対象経費	補助対象	補助事業者等 (補助事業者と事業主体が異な	補 助 率 又は	計画変更申請要件	交付決定前着手承認の	事業計画承認申請		「状況報告 経績報告
			期間	る場合はそれぞれ表示)	補助金額		適用除外の 有無	の要否	報告時点	報告期限
水産振興課	1 持続的養殖生産推進事業費	養殖実態調査並びに研修会等に要する経費	交付決定の 日又は交付 決定前着手 承認の日か ら事又は3 月31日ま	【補助事業者】 熊本県漁業協同組合連合会	対象経費の 100分の50以 内	1 事業内容の主要な 部分の変更 2 事業種目のそれぞ れの 30%を超える増減	無	否	[実績報告] 事業完了時	「実績報告」 事業完了の日 から起算して 1か月を経過 した日又は3 月31日のいず れか早い日

課名	事業名	補助対象経費	補助対象	補助事業者等 (補助事業者と事業主体が異な	補 助 率 又は	計画変更申請要件	交付決定前 着手承認の	事業計画承認申請		下状況報告 E績報告
	, ,,,		期間	る場合はそれぞれ表示)	補助金額		適用除外の 有無	の要否	報告時点	報告期限
水	2 安全安心な養殖	適正養殖業者認証審査会の運営等に要する経	交付決定の	熊本県漁業協同組合連合会	対象経費の 2	1 事業内容の主要な	無	否	〔実績報告〕	〔実績報告〕
産	魚づくり事業	費	日又は交付		分の1以内	部分の変更			事業完了時	事業完了の日
振			決定前着手			2 事業費の30%を超				から起算して
興			承認の日か			える増減				1か月を経過
課			ら事業完了							した日又は 3
			の日又は3							月31日のいず
			月 31 日ま							れか早い日
			で							

課名	事業名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等 (補助事業者と事業主体が異な	補 助 率 又は	計画変更申請要件	交付決定前 着手承認の 適用除外の	事業計画承認申請		「状況報告
			7741.4	る場合はそれぞれ表示)	補助金額		有無	の要否	報告時点	報告期限
水産振興課	3 水域環境クリーンアップ事業	海岸清掃に要する経費	交付決定の 日又は対 決定前者 日から事業に の日又は3 月31日まで		分の 10 以内	 事業内容の主要な 部分の変更 事業費の 30%を超 える増減 	無	否	〔実績報告〕 事業完了時	[実績報告] 事業完了の日 から起算して 1か月を経過 した日又は3 月31日のいず れか早い日
		地域協議会が活動組織(あさりの増殖等を目的とした干潟等の保全を行う場合、外国産のアサリの蓄養が行われている共同漁業権漁場内で活動する活動組織は除く。)に対して交付する保全活動支援事業交付金に要する経費	日又は交付 決定前着手	協議会	対象経費の 100分の16以 内		無	否	〔実績報告〕 事業完了時	[実績報告] 事業完了の日 から起算して 1か月を経過 した日又は3 月31日のいず れか早い日

課名	事業名	₩₩₩₩₩₩	補助対象	補助事業者等 (補助事業者と事業主体	補助率	31 丽水田内34 丽从	交付決定前 着手承認の	事業計画	事業遂行: 及び実	
联 名	争 業 名	補助対象経費	期間	が異なる場合はそれぞ れ表示)	又は 補助金額	計画変更申請要件	適用除外の 有無	承認申請の要否	報告時点	報告期限
水	5 漁民の森づくり	(1) 植栽、下刈り、間伐、枝打ち、つる切りの	交付決定	【補助事業者】	・2,000 千円以下は	①補助金額の増	無	否	[実績報告]	〔実績報
産	事業	森林整備作業に要する経費	の日又は	熊本県漁業協同組合連	100 分の 100	②補助金額の 30%を超			事業完了時	告〕
振		(2)森林整備作業に必要な歩道の作設及び補修	交付決定	合会	・3,000 千円以下の	える減				事業完了の
興		に要する経費	前着手承	【事業主体】	2,000 千円を超える	③事業主体の変更				日から起算
課		(3) 海岸等の清掃に係る経費	認の日か	熊本県漁業協同組合連	分は 100 分の 70	④補助対象活動の新設				して1か月
			ら事業完	合会	【事業主体への間接	又は廃止				を経過した
			了の日又	漁業協同組合	補助の場合】	⑤新たな機械・器具の購				日又は3月
			は3月31	漁業者等の組織する団	補助事業者:10 分の	入(単価が3万円以上				31 日のいず
			日まで	体	10 以内	のもの) 又は新たな委				れか早い日
				(ただし、非営利団体と	ただし、事業主体に	託				
				しての規約等があり、	係る補助率は上記補					
				総会が開催されてい	助率と同じとする					
				ること)		-				
		(4) 熊本県漁業協同組合連合会が、上記(1)			補助対象経費(1)					
		から(3)の経費に対して補助する場合にお		なお、海岸等の清掃を行						
		ける事務及び指導等に要する経費		うことができる団体は、水						
				とみどりの森づくり税関						
				連事業(上下流連携森林整						
				備促進事業及び水とみど						
				りの森づくり活動支援事						
				業)により植栽等を実施し						
				た団体又は実施しようと						
				している団体であること						

課	事業名	補助対象経費	補助対象	補助事業者等 (補助事業者と事業主体が	補 助 率 又は	計画変更申請要件	交付決定前 着手承認の	事業計画承認	事業遂行 及び実	状況報告 績報告
名			期間	異なる場合はそれぞれ表 示)	補助金額		適用除外の 有無	申請の要否	報告時点	報告期限
水産振興課	6 浜の活力再生加 速化支援事業	1 浜の活力再生加速化支援事業 各地区の「浜の活力再生プラン に掲げる以下の取組みに要する経費 (1) 国庫補助事業に取り組む場 合において、その対象とならな い漁業コスト削減や、水産物の 価格向上など経営体質の強化を 図る取組みに要する経費 (2) 広域浜プランの策定とその 取組みの実施に係る経費	決定前着手 承認の日か ら事業完了 の日又は3 月 31 日ま で	(1) 地域水産業再生委員会 会、広域水産業再生委員会 (2) 広域水産業再生委員会	分の1以内		無	要	事業完了時	事業完了の日 から起算して 1か月を経過 した日又は3 月31日のいず れか早い日
		2 浜の活力再生交付金事業 浜の活力再生プランを推進するために必要な水産業共同利用施設の整備に要する経費		市町村漁業協同組合 熊本県漁業協同組合連合会 水産業の発展を目的とする 団体又は法人	対象経費の10分の5以内	1 事業内容の主要な 部分の変更 2 補助金額の増又は 30%を超える減		,		って代え

課		LAND LLAS ASSETT	補助対象	補助事業者等 (補助事業者と事業主体が	補助率		交付決定前 着手承認の	事業計画承認		状況報告 績報告
名	事業名	補助対象経費	期間	異なる場合はそれぞれ表 示)	又は 補助金額	計画変更申請要件	適用除外の 有無	申請の要否	報告時点	報告期限
水	6 浜の活力再生加	3 水産業共同利用施設整備交付金	交付決定の	【補助事業者】	事業費の3分の1以	1 事業内容の主要な	無	否	[実績報告]	〔実績報告〕
産	速化支援事業	事業	日又は交付	市町村	内	部分の変更			事業完了時	事業完了の日
振		共同利用施設の整備・改修等に	決定前着手			2 補助金額の増又は				から起算して
興		要する経費、もしくは、当該経費に	承認の日か	【事業主体】	【事業主体への間接	30%を超える減				1か月を経過
課		対して補助する場合における当該	ら事業完了	市町村	補助の場合】					した日又は3
		補助に要する経費	の日又は 3	漁業協同組合	補助事業者: 10 分					月31日のいず
			月 31 日まで	熊本県漁業協同組合連合	の 10 以内					れか早い日
				会	ただし、事業主体に					
					係る 補助対象経費					
					の3分の1以内を限					
					度とする					

課名	事業名	補助対象経費	補助対象	補助事業者等 (補助事業者と事業主体が異	補 助 率 又は	計画変更申請要件	交付決定前 着手承認の	事業計画承認申請		f状況報告 €績報告
			期間	なる場合はそれぞれ表示)	補助金額		適用除外の 有無	の要否	報告時点	報告期限
水産振興課	7 未来の漁村を支える人づくり事業	新規漁業就業者の確保定着に向け、地域の仕組みづくりを支援するとともに、漁業就業者の定着に向けた取組に要する経費 (1) 新規就業者育成支援新規漁業就業者の受入体制整備や漁業体験等の受入れのための実践活動に要する経費 (2) マッチング支援国等の研修事業の開始前に、新規就業希望者と漁業種類、指導漁業者、漁村生活とのマッチングを支援する取組に要する経費に対して、市町が補助する場合における当該補助に要する経費営漁計画認定者に対して漁業技術の習熟、複数漁業による経営安定に向けた実践研修を支援する取組に要する経費を対して、市町が補助する場合における当該補助に要する経費(4)漁船のリースによる支援漁業協同組合が、新規漁業就業者との間でリース契約を締結することを前提に、新規漁業就業者の経営開始に必要な漁船を取得するための経費 (5)漁業経営発展支援就業後10年以内の漁業者が、経営改善を目的として、新たな漁業への参入や販路拡大等の取組みに要する経費(6)漁業就労環境改善支援就労環境改善支援就労環境改善支援就労環境改善支援。就労環境改善を目指す漁業者が、作業負担軽減のためのアシストスーツの導入に要する経費。	の交前認ら了は日日付着の事の3まで、以決手日業日月で	市町 熊本県漁業就業支援協議会 (2)、(3) 【補助事業者】 市町	(1) 市経熊支額 1/2 期 1/2 第 1	2 補助金額の増又は 30%を超える減	無	否	[実績報告] 事業完了時	「実績報告」 事業完算の日 か月を起は3 月 31 日のい ずれか早い日

課名	事 業 名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等 (補助事業者と事業主体が異なる	補 助 率 又は	計画変更申請要件	交付決定前 着手承認の 適用除外の	事業計画承認申請	事業遂行: 及び実績	
			2311H]	場合はそれぞれ表示)	補助金額		有無	の要否	報告時点	報告期限
水産振興課	8 有明海・八代海 再生事業	八代海におけるクルマエビ等のエビ類の共同 放流事業に要する経費	交の交前認ら了は日決又決手日業日月では定承か完又31		対象経費の 2分の1以 内	1 事業内容の主要な 部分の変更 2 事業費の 30%を超 える増減	無	否	〔実績報告〕 事業完了時	まります。 実行を発する。 実行のの第しを経する。 はは、31日のいりのでは、100円では、
	9 さかなを守り育む豊かな海づくり事業	 共同放流事業 (1) 栽培漁業地域展開協議会の活動に要する経費 (2) 資源造成型栽培漁業の実践に要する経費 (種苗の購入・中間育成・放流・調査等に要する経費) 2 活力ある漁船漁業推進事業 	の日又はは定承前着の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の	熊本県栽培漁業地域展開協議会 漁業協同組合、漁業者グループ、市	2分の1以内	2 事業種目のそれぞ れの間の30%を超え る増減	無無	否	〔実績報告〕 事業完了時	(実績報告)事業完了の日から起算して1か月を経過した日又は3月31日のいず
		資源管理計画を策定した漁業者等が行う豊かな海づくりの活動に要する経費	日まで	町村	2分の1以内 (上限 425 千円/計画)	の変更				れか早い日

	and a Nile of		補助対象	補助事業者等	補助率		交付決定前 着手承認の	事業計画		状況報告 績報告
課名	事業名	補助対象経費	期間	(補助事業者と事業主体が異な る場合はそれぞれ表示)	又は 補助金額	計画変更申請要件	適用除外の 有無	承認申請の要否	報告時点	報告期限
水	10 赤潮対策事業費	赤潮早期対策事業	4月1日	【補助事業者】	定額	① 事業内容の主要な部	有	否	〔実績報告〕	〔実績報告〕
産		漁業者が赤潮初期発生海域で実施する防除	から事業	熊本県海水養殖漁業協同組合		分の変更	(第9条第2		事業完了時	事業完了の
振		作業に要する経費	完了の日			② 事業費の 30%を超え	項第 3 号該			日から起算
興			又は 3 月			る増減	当)			して1か月を
課			31 日ま							経過した日
			で							又は 3 月 31
										日のいずれ
										か早い日

⇒ m /		Laborate of the state of the st	補助対象	補助事業者等	補助率		交付決定前 着手承認の	事業計画	事業遂行: 及び実	
課名	事業名	補助対象経費	期間	(補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示)	又は 補助金額	計画変更申請要件	適用除外の 有無	承認申請の要否	報告時点	報告期限
水	11 くまもとの魚海	県産水産物の輸出拡大に向けた産地での仕組	交付決定	熊本県水産物輸出促進協議会	対象経費の 2	1 事業内容の主要な	無	否	〔実績報告〕	〔実績報
産	外市場ターゲット	みづくりと販路拡大を図る取組みに要する経費	の日又は		分の1以内	部分の変更			事業完了時	告〕
振	拡大事業		交付決定			2 補助金額の増又は				事業完了の
興			前着手承			30%を超える減				日から起算
課			認の日か							して1か月
			ら事業完							を経過した
			了の日又							日又は3月
			は3月31							31 日のいず
			日まで							れか早い日

≃ ⊞ <i>b</i> .	± 416 fg	45 TV 45 LL 10.44	補助対象	補助事業者等	補助率	計画変更	交付決定前 着手承認の	事業計画	事業遂行* 及び実績	
課名	事 業 名	補助対象経費	期間	(補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示)	対は補助金額	申請要件	適用除外の 有無	承認申請 の要否	報告時点	報告期限
水	12 県産あさり流通	県産あさりの産地偽装を防ぐ「熊	4月1日か	熊本県漁業協同組合連合会	(1)	1 事業内	無	否	〔実績報告〕	〔実績報
産	推進事業	本モデル」の運用に要する経費	ら事業完		2分の1以内	容の主要			事業完了時	告〕
振		(1) 流通監視に要する経費	了の日又			な部分の				事業完了の
興			は3月31			変更				日から起算
課			日まで			2 事業費				して1か月
						の 30%を				を経過した
						超える増				日又は3月
						減				31 日のいず
										れか早い日

		I had to desire	補助対象	補助事業者等	補助率	計画変更	交付決定前 着手承認の	事業計画承認	事業遂行 及び実	状況報告 績報告
課名	事業名	補助対象経費	期間	(補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示)	対は対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対	申請要件	適用除外の 有無	申請の要否	報告時点	報告期限
水産振興課	13 新たな稼げる 養殖業推進事業	新たな養殖手法の導入 (バスケット等) に係る経費を支援	交前認ら了は日付着の事の3までます。 まの3まで おきりゅう ほうじん おおり おっぱん おいかん おいかん おいかん おいかん おいかん おいかん おいかん おいか	漁業協同組合	対象経費の10分の10以内	1 容な変 額は超減事の部更補の30%る業主分 助増%る	無	否	(実績報告〕 事業完了時	[実績報告]事業完了の日から起算して1か月を経過した日又は3月31日のいずれか早い日

÷₩ <i>b</i>	* * * * * * * * * * * * * * * * * * *	# V) 소기 4 JD 44	補助対象	補助事業者等	補助率		交付決定前 着手承認の	事業計画	事業遂行: 及び実済	
課名	事 業 名	補助対象経費	期間	(補助事業者と事業主体が異な る場合はそれぞれ表示)	又は 補助金額	計画変更申請要件	適用除外の 有無	承認申請の要否	報告時点	報告期限
水	14 稼げる水産業づ	1 くまもとの魚販売力強化事業	交付決定	(1)	対象経費の 2	1 事業内容の主要な	無	否	〔実績報告〕	〔実績報
産	くり推進事業	県産水産物の流通・販売の拡大を図るために	の日又は	熊本県鮮魚販売組合連合会	分の1以内	部分の変更			事業完了時	告〕
振		実施する都市圏・県内への販売力強化や魚食普	交付決定	(2)		2 補助金額の増又は				事業完了の
興		及の取組に要する経費	前着手承	熊本県魚食普及推進協議会		30%を超える減				目から起算
課		(1) くまもと四季のさかな(天然魚)を軸と	認の日か							して1か月
		した販売力強化の取組に要する経費	ら事業完							を経過した
		(2) 魚食普及活動推進のため、さかな料理教	了の日又							日又は3月
		室の実施に要する経費	は3月31							31 日のいず
			日まで							れか早い日
		2 稼げる水産業づくり事業		漁業協同組合	対象経費の 3	1 事業内容の主要な	無	否		
		漁村地域の活性化や漁家所得の向上を図るた		(内水面漁業協同組合を除く)	分の1以内	部分の変更				
		め、漁業者や漁協が行う6次産業化等に向けた				2 補助金額の増又は				
		取組に要する経費				30%を超える減				

-m 6-		LAND LUCE CONTR	補助対象	補助事業者等	補助率	計画変更	交付決定前 着手承認の	事業計画承	事業遂行 及び実	
課名	事業名	補助対象経費	期間	(補助事業者と事業主体が異なる場合はそれ ぞれ表示)	又は 補助金額	申請要件	適用除外の 有無	認申請の要 否	報告時点	報告期限
水産振興課	15 赤潮被害緊急対策事業(令和6年度補正分)	1 代替魚等購入支援事業 (1) 赤潮被害を受けた養殖業者が、へい死した養殖魚介類(養殖共済対象魚介類に限る。)に代わる代替魚等を購入する場合において、市町が漁業協同組合を経由して、各養殖業者に対して、代替魚等の購入及び運搬に要する経費への補助を行う場合における当該補助に要する経費 (2) 漁業協同組合が行う事業実施に要する事務費	された日 (6月22 日)から事 業完了の 日又は3 月31日ま で	[14n + 4]	(1)(2)2分の1以内	1 事業内容の 主要な部分の 変更 2 事業費の 30%を超える 増減	有 (第9条第 2項第3号 該当)	否		〔実績報告〕 事業完了の日 から起算して 1 か月を経過 した日又は3 月31日のいず れか早い日
		漁業協同組合又は養殖業者が赤潮 発生を抑制するために行う、底質環 境改善に資する海底耕耘等の実施に かかる経費	交付決定	【補助事業者】	2 定額		無			

∌用 <i>反</i>	事 *** 57	☆ □↓↓↓ ☆ ,♡ 弗	補助対象	補助事業者等	補助率	計画変更	交付決定前 着手承認の	事業計画承	事業遂行 及び実	
課名	事業名	補助対象経費	期間	(補助事業者と事業主体が異なる場合はそれ ぞれ表示)	又は 補助金額	申請要件	適用除外の 有無	認申請の要 否	報告時点	報告期限
水産振興課	格高騰緊急対策事業		月 1 日か ら令和 8 年 3 月 31	漁業協同組合、熊本県漁業協同組合連合会 (ただし、浜プラン等を策定、または策定に 取り組んでいる組合)	3分の1以内	 事業内容の 主要な部分の 変更 補助金額の 増又は30%を 超える減 	無	否		[実績報告] 事業完了の日から起算して1か月を経過した日又は3 カ31日のいずれか早い日
		漁業協同組合等が所有する共同利 用施設における電気料金の高騰に伴	月 1 日か	漁業協同組合、熊本県漁業協同組合連合会 (ただし、浜プラン等を策定、または策定に 取り組んでいる組合)	2分の1以内				無 (第 19 条第 2 号該当)	

			補助対象	補助事業者等	補助率	計画変更	交付決定前 着手承認の	事業計画承	事業遂行 及び実	状況報告 績報告
課名	事業名	補助対象経費	期間	(補助事業者と事業主体が異なる場合はそれ ぞれ表示)	又は 補助金額	申請要件	適用除外の 有無	認申請の要 否	報告時点	報告期限
水産振興課	17 水産業物価高騰緊急対策事業		の日又は 交付決定 前着手承	沿海市町 漁業協同組合 (ただし、浜プラン等を策定、または策定 に取り組んでいる組合) 【事業主体】	1以内	1 事業内容の 主要なの 変更 2 補助金額の 増又は30%を 超える減	無	否		〔実業日の日の日の日の日の日の日の日の日の日の日の日の日の日の日の日の日の日の日の

⇒m <i>h</i>	± 116 fr	APILAL (A. (V) TH	補助対象	補助事業者等	補助率	計画変更	交付決定前 着手承認の	事業計画	事業遂行	
課名	事 業 名	補助対象経費	期間	(補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ 表示)	又は 補助金額	申請要件	適用除外の 有無	承認申請の要否	報告時点	報告期限
水産振興課	18 赤潮対策緊急支援事業		から事業 完了の日 又は 3 月	1 【補助事業者】 市町、県海水養殖漁業協同組合、漁業協同組合 【事業主体】 市町、県海水養殖漁業協同組合、漁業協同組合 、養殖業者	定額	(1) 事業内容の主要な部分の変更(2) 事業費の30%を超える増減	* *	否	[実績報告] 事業完了時	[実績報告] 事業完了の 日から起算 して1か月 を経過した 日又は3月31日のいず れか早い日
		2 赤潮被害軽減対策事業 生簀の大型化並びに足し網・底枠 の導入等の赤潮被害軽減対策に要す る経費		2 【補助事業者】 県海水養殖漁業協同組合 【事業主体】 県海水養殖漁業協同組合、漁業協同組合、養殖 業者	補助対象経費の2 分の1以内 (※但し、大型生 け簣の導入分に ついてのみ5分 の3以内)					

課名	名 名	事業名	補助対象経費	期間				補助率 又は補助金額				計画変更申請要件	交付決定前 着手承認の	事業計画承認	事業遂行 及び実	
		. //	111777-7-111117	期間	者等	対象	象施設	本 土 域 100分の50以		離	島		適用除外の 有無	申請の 要否	報告時点	報告期限
漁港漁場整備課	61、44、61、31の女と14日日内	保全事業	水産物供給基盤整備事業等実施要領(平成13年3月30日12 水港第4457号農林水産事務次官依命通知)第2-1-(2)に規定する事業の実施に要する経費	日から事業 完了の日又	市町	港施設 単 てるまりノ及省る 男	施設		助100分 含む) 50以上 助100分	(国庫補助の 80 を行 100 分の (国庫補助の 60 を行 100分の (国庫補助の 55 を行	助100分 含む) 60以内 助100分 55以内 助100分 含む)	(1)事業の経費の配分の変更で次に掲げるもののいずれかに該当するものイ費目(本工事にあっては、工種)の新設又は、廃止によるものロエ事費の費目(本工事にあっては工種)ごとの経費の額の増加を伴うものでその増加額が当該経費の額の100分の30に相当する金額が400万円以下の場合にあっては、400万円)又は2,000万円のいずれかを超えるもの(2)事業内容の変更で次に掲げるもののいずれかに該当するものイ手戻工事に伴うものロ施行位置又は計画法線を変更するものの、標準構造を変更するもので、かったの変更により工種ごとに当該工事に要する経費の額が増加し、又は当該工事の数量が減少するもの(3)事業の経費の配分の変更及び事業内容の変更により、事業費又は補助金の額が変更となるもの	無	否		[中間報告] 7月20日 10月20日 1月20日 [実績報子の日を20日を経済を選びませる。 10月20日 11月20日 1

課	名	事	業名	補助対象経費	補助対象 期間 著業 老笠 おんたね			補助率 又は補助金額	į			計画変更申請要件	交付決定前 着手承認の	事業計画承認		状況報告 績報告	
					期間	者等	交	才象施設	本土		離	島		適用除外の 有無	申請の要否	報告時点	報告期限
	漁港漁場整備課			水産物供給基盤整備事業等実施要領(平成13年3月30日12水港第4457号農林水産事務次官依命通知)第2-2-(2)に規定する事業の実施に要する経費	日から事業 完了の日又 は3月31日		漁港施設漁場施設	施設 係留 施設 を	100 分の 50 以(国庫補助 100 の 50 を含む) 60 分の 50 以上(国庫補助 60 の 30 を含む) 100 分の 60 以(国庫補助 100 の 50 を含む) 100 分の 50 以(国庫補助 100 の 50 を含む)	分 ((の の の の の の の の の の の の の の の の の の	国庫補 200分 60 60 60 60 60 60 60 60 60 60 60 60 60	自助 100 分 会む) つ 60 以内 自助 100 分 会む) つ 55以内 自助 100 分 会む)	(1)事業の経費の配分の変更で次に掲げるもののいずれかに該当するもの イ 費目(本工事にあっては、工種)の 新設又は、廃止によるもの ロ 工事費の費目(本工事にあっては工種)ごとの経費の額の増加を伴うものでその増加額が当該経費の額の100分の30に相当する金額が400万円以下の場合にあっては、400万円)又は2,000万円のいずれかを超えるもの(2)事業内容の変更で次に掲げるもののいずれかに該当するもののいずれかに該当するもののに変更に伴うものロ 施行位置又は計画法線を変更するもので、かつ基本設計条件又は基本型式の変更に伴うものニ 実施工法を変更するもので、かつ基本設計条件又は基本型式の変更に伴うものこまが選挙を変更するもので、かつ、その変更により工種ごとに当該工事に要する経費の額が増加し、又は当該工事の数量が減少するもの(3)事業の経費の配分の変更及び事業内容の変更により、事業費又は補助金の額が変更となるもの	無	否	[中間報告] 6月30日 9月30日 12月31日 [実績報告] 事業完了時	[中間報告] 7月20日 10月20日 1月20日 [実業ら 20日 を又した日 31日のい日

				補助対象	補助		補助率 又は補助金額			交付決定 前着手承	事業計画		状況報告 績報告
課	名	事 業 名	補助対象経費	期間	事業 者等	対象施設	本 土	離 島	計画変更申請要件	認の適用 除外の 有無	承認申請 の要否	報告時点	報告期限
	漁港漁場整備課	3 漁村再生交付金事業	農山漁村地域整備交付金交付 要領(平成22年4月1日21水 港第2724号農林水産事務次官依 命通知)第2の1に規定する事 業の実施に要する経費	日又は交付 決定前着手			(国庫補助100分		事業費又は補助金の額が変更となるもの	無	否		[中間報告] 1月20日 [実績報告] 事業ら20日 を経は3月31日のいず れか早い日

課名				補助対象	補助		補助率 又は補助金額					交付決定 前着手承	事業計画	事業遂行 及び実	
課名	名 事 業	名	補助対象経費	期間	事業者等	対象施設	本土		計画変更申請要件	計画変更申請要件	認の適用 除外の 有無	承認申請 の要否	報告時点	報告期限	
沪粩漁場整備調		事関7 が公庫10 は号	公共土木施設災害復旧事業費 間庫負担法(昭和26年法律第9 号)第3条の規定に基づき、国 るその事業費の一部を負担する 共土木施設災害復旧事業費国 負担施行令(昭和26年政令第 17号)第1条第9号の、漁港又 漁港区域内における同条第2 の海岸の災害復旧事業に関連 る事業であって、農林水産大	日から事業 完了の日又 は3月31日	市町	_	別に国が定める率(国庫補助のみ)	同	左		漁港関係公共土木施設災害復旧事業事務要領(昭和40年水港第4176号)第9条第2項(5)に該当するもの農林水産業施設災害復旧事業国庫補助の暫定措置に関する法律施行規則(昭和25年8月9日農林省令第94号)第2条の規定に該当するもの	無	否	[実績報告] 事業完了時	[実績報告] 事業完了の 日から20日 を経過した 日又は3月 31日のいず れか早い日
		業の25 定て又査綱港命定に	が認めた事業、又は農林水産 施設災害復旧事業費国庫補助 暫定措置に関する法律(昭和 6年法律第169号)第3条の規 に基づく災害関連事業であっ 、農林水産大臣が認めた事業、 は水産関係施設災害復旧事業 定設計委託費等補助金交付要 (平成7年2月24日付け7水 第567号農林水産事務次官依 通知)第2条から第4条の規 に基づく事業、又はこの他、特 農林水産大臣が認めた漁港関 等関連事業												

課名	事 業 名	補助対象経費	補助対象 期間	補助事業者等 (補助事業者と事業主体が異な	補助率 又は	計画変更申請要件	交付決定前 着手承認の 適用除外の	事業計画承認申請		大状況報告 續報告
			MILLI	る場合はそれぞれ表示)	補助金額		有無	の要否	報告時点	報告期限
漁港漁場整備課	5 水産基盤整備交付金事業	水産基盤整備交付金事業実施要領に規定する事業の実施に要する経費、もしくは、当該経費に対して補助する場合における当該補助に要する経費	日又は交付	【補助事業者】 沿海市町 【事業主体】 沿海市町 漁業協同組合(内水面漁業協 同組合を除く)	定額	1 事業内容の主要な 部分の変更 2 補助金の額の増減	無	否	[実績報告] 事業完了時	[実績報告] 事業完了の日 から20日を経 過した日又は 3月31日のい ずれか早い日

課名	事業名	補助対象経費	補助対象	補助事業		補助率 又は補助金額		計画変更申請要件	交付決定前 着手承認の	事業計画承認		状況報告 績報告
			期間	者等対象施設		本 土	離島		適用除外の 有無	申請の 要否	報告時点	報告期限
漁港漁場整備課	6 漁港機能增進事業	漁港機能増進事業実施要領 (平成29年3月31日28水港 第3288号農林水産事務次官依 命通知)第2に規定する事業の 実施に要する経費	日から事業 完了の日又	者等		或 100 分の 50 以内 (国庫補助 100 分 の 50 を含む)		(1)事業の経費の配分の変更で次に掲げるもののいずれかに該当するものイ費目(本工事にあっては、工種)の新設又は、廃止によるものロエ事費の費目(本工事にあっては工種)ごとの経費の額の増加を伴うものでその増加額が当該経費の額の100分の30に相当する金額(当該経費の額の100分の30に相当す		申請の要否	報告時点 [中間報告] 6月30日 9月30日 12月31日 [実績報告] 事業完了時	報告期限 [中間報告] 7月20日 10月20日 1月20日 [実績完 20日 を経した日 31日のいず れか早い日
								に伴うもの = 実施工法を変更するもので、かつ、その変更により工種ごとに当該工事に要する経費の額が増加し、又は当該工事の数量が減少するもの (3)事業の経費の配分の変更及び事業内容の変更により、事業費又は補助金の額が変更となるもの				

課名	事	業	名	補助対象経費	補助対象	補助事業		補助率 又は補助金額			計 画 変 更 申 請 要 件	交付決定前 着手承認の	事業計画承認	事業遂行 及び実	
WK E	,	<i>/</i> (Н	IIII-997/4-93/ILLE-94	期間 者等 対象項		対象事業	本土	離	島		適用除外の 有無	申請の 要否	報告時点	報告期限
漁港漁場整備課			室事	水産基盤整備調査事業補助金 交付要綱(平成13年4月13日 12水港第4494号農林水産事務 次官依命通知)第2に規定する 事業の実施に要する経費	日から事業 完了の日又		水産基盤整備調査事業	100分の50以内(国庫補助100分の50を含む)			(1)事業の経費の配分の変更で次に掲げるもののいずれかに該当するもの イ 費目(自然条件調査費、社会条件調査費、経済条件調査費、環境影響評価調査費、計画設調査費等)の新設又は廃止によるもの ロ 費目ごとに経費の額の増加を伴うもので、その増加額が当該経費の額の100分の20を超えるもの (2)事業の経費の配分の変更及び事業内容の変更により、事業費又は補助金の額が変更となるもの	無	否		[中間報告] 7月20日 10月20日 1月20日 (実績完 20日 を経文は 31日のい日 31日のい日

課	名	事	業	名	補助対象経費	補助対象期間				補助 又は補				計画変更申請要件	交付決定前 着手承認の	事業計画承認		状況報告 績報告
WK	Г	•	<i>></i> 1<	П	illion d'adella	期間	事業 者等	交	対象事業	本	土	離	島	FI FI & X 1 HI X 11	適用除外の 有無	申請の 要否	報告時点	報告期限
·	·····································		能引	地)	水産物供給基盤整備事業等実 施要領(平成13年3月30日12 水港第4457号農林水産事務次官 依命通知)第2-1-(2)に規 定する事業の実施に要する経費	日から事業 完了の日又 は3月31日	市町	漁港施設	外郭・水域橋送は大解施公地放大地とよ大地とよよ大地とよよよ大地とよよ <td< td=""><td></td><td>助100分</td><td>100分 (国庫本 の80を 100分 (国庫本 の60</td><td>輔助 100 分</td><td>イ 費目(本工事にあっては、工種)の新設又は、廃止によるもの ロ 工事費の費目(本工事にあっては 工種)ごとの経費の額の増加を伴う ものでその増加額が当該経費の額 の 100 分の 30 に相当する金額(当 該経費の額の 100 分の 30 に相当する金額が 400 万円以下の場合にあっては、400 万円以下の場合にあっては、400 万円)又は 2,000 万円のいずれかを超えるもの (2)事業内容の変更で次に掲げるもののいずれかに該当するもの ロ 施行位置又は計画法線を変更するもの い 標準構造を変更するもので、かつ基本設計条件又は基本型式の変更に伴うもの</td><td>無</td><td>否</td><td></td><td>[中間報告]7月20日10月20日1月20日1月20日1月20日[実業か経びの日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の</td></td<>		助100分	100分 (国庫本 の80を 100分 (国庫本 の60	輔助 100 分	イ 費目(本工事にあっては、工種)の新設又は、廃止によるもの ロ 工事費の費目(本工事にあっては 工種)ごとの経費の額の増加を伴う ものでその増加額が当該経費の額 の 100 分の 30 に相当する金額(当 該経費の額の 100 分の 30 に相当する金額が 400 万円以下の場合にあっては、400 万円以下の場合にあっては、400 万円)又は 2,000 万円のいずれかを超えるもの (2)事業内容の変更で次に掲げるもののいずれかに該当するもの ロ 施行位置又は計画法線を変更するもの い 標準構造を変更するもので、かつ基本設計条件又は基本型式の変更に伴うもの	無	否		[中間報告]7月20日10月20日1月20日1月20日1月20日[実業か経びの日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の

ä⊞	Į.	#	**	壮 山 41.6.77 弗	補助対象	補助			補助率 又は補助金額		計画変更申請要件	交付決定前 着手承認の	事業計画承認	事業遂行 及び実	
课	名	争	業 名	補助対象経費	期間	事業者等	交	才象事業	本 土	離島	計画変更中請要件	適用除外の 有無	申請の 要否	報告時点	報告期限
i	魚	9	港整備交	地方創生港整備推進交付金交	交付決定の	市町	漁	外郭·水域	100 分の 50 以内	100分の80以内	(1)補助事業等の内容の変更で、次に掲	無	否	[中間報告]	[中間報告]
1	港漁	付	金事業	付要綱(令和3年4月1日付け	日から事業		港施設	施設	(国庫補助100分	(国庫補助100分	げるいずれかに該当しないもの			6月30日	7月20日
1	場終			2 水港第 2703 号農林水産事務次	完了の日又		設		の 50 を含む)	の 80 を含む)	イ 事業の進捗率の変更があったこ			9月30日	10月20日
1	魚巷漁場整備課			官、国港総第 730 号国土交通事	は3月31日						とに伴う事業内容の変更			12月31日	1月20日
ı	沐			務次官依命通知)第2-1に規	まで						ロ 交付金の他の施設の整備への充				
				定する事業の実施に要する経費							当があったことに伴う事業内容の			[実績報告]	[実績報告]
											変更			事業完了時	事業完了の
															日から20日
															を経過した
								係留施設		100 分の 60 以内					日又は3月
										(国庫補助100分					31 日のいず
										の60を含む)					れか早い日
									-						
								輸送施設		100分の55以内					
								又は公共		(国庫補助100分					
								施設用地		の55を含む)					